

平成 29 年度

新潟市賃金労働時間等実態調査 結果報告書



新潟市 経済部 雇用政策課

みなとまち。みらいまち。新潟市



はしがき

新潟市では、市内事業所の労働条件などの実態を把握し、今後の経営や労使関係の安定化、労働行政の基礎資料とするため、毎年労働実態調査を行っております。平成18年度からは、「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で調査を実施しています。

本報告書は、賃金、労働時間、休日・休暇などの労働条件の調査結果について産業別や規模別に取りまとめたものです。

本報告書が広く活用され、働く人一人ひとりが豊かさを実感しながら、安心して働くことのできる社会をつくるための環境づくりの一助となれば幸いです。

最後になりましたが、ご多忙にもかかわらず、この調査にご協力いただきました事業所の皆様方に厚くお礼申し上げますとともに、新潟市の労働行政につきまして、今後とも一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成30年3月

新潟市 経済部 雇用政策課

目 次

I 調査の概要

第1 調査の内容……………1

- 1 調査の目的
- 2 調査対象産業
- 3 調査対象事業所
- 4 調査項目
- 5 調査時点
- 6 調査労働者
- 7 集計方法
- 8 賃金の分類
- 9 公表

第2 用語の説明……………3

- 1 企業規模
- 2 常用労働者
- 3 就業形態
- 4 職種
- 5 労働時間
- 6 賃金
- 7 1か月単位の変形労働時間制
- 8 1年単位の変形労働時間制
- 9 フレックスタイム制
- 10 1週間単位の変形的変形労働時間制
- 11 再雇用
- 12 育児休業制度
- 13 介護休業制度
- 14 表中の符号等

第3 調査の結果概要……………5

- 1 集計事業所、労働者の構成
- 2 新規学卒者
- 3 賃金
- 4 労働日数、労働時間
- 5 休日・休暇
- 6 育児休業制度
- 7 介護休業制度
- 8 仕事と家庭の両立のための支援制度
- 9 賃金の支払い形態
- 10 パートタイム労働者の賃金等

II 調査結果の分析

第1 集計事業所、労働者の構成……………9

- 1 集計事業所数
- 2 集計労働者数
- 3 労働組合

第2 新規学卒者……………15

- 1 新規学卒者の採用状況
- 2 初任給

第3 賃金……………16

- 1 賃金
- 2 所定内賃金の概況
- 3 規模別所定内賃金
- 4 産業別所定内賃金
- 5 男女別所定内賃金
- 6 年齢別所定内賃金
- 7 学歴別所定内賃金
- 8 職種別所定内賃金
- 9 勤続年数別所定内賃金
- 10 標準労働者の所定内賃金
- 11 所定外賃金

第4 労働日数、労働時間……………27

- 1 実労働日数、実労働時間数
- 2 労働時間の推移(月所定内・月所定外)
- 3 所定労働時間

第5 休日・休暇……………35

- 1 休日数
- 2 週休2日制
- 3 年次有給休暇
- 4 特別休暇

第6 育児休業制度……………42

- 1 育児休業制度の規定状況
- 2 育児休業制度の利用状況

第7 介護休業制度……………46

- 1 介護休業制度の規定状況
- 2 介護休業制度の利用状況

第8 仕事と家庭の両立のための支援制度……………49

第9 賃金の支払い形態……………52

第10 パートタイム労働者の賃金等……………53

- 1 集計労働者数等
- 2 パートタイム労働者の賃金支給総額

付属調査票

付属統計表

I 調査の概要

第1 調査の内容

1 調査の目的

この調査は、本市内の事業所に雇用されている労働者の賃金等の労働条件の実態を明らかにし、経営及び労使関係の合理化、安定化のための基礎資料とすることを目的とし、昭和54年度から昭和63年度まで3年ごとに4回、「労働基本調査」として実施してきた。しかし、近年の急激な経済社会情勢の変化に伴い、労働環境も著しく変動しているため、平成2年度から毎年、「労働実態調査」として実施してきた。新潟県も同様の調査を実施していることから、平成18年度より「新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査」として新潟県と共同で実施している。

2 調査対象産業

「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」、「サービス業」

3 調査対象事業所

平成26年経済センサス基礎調査事業所の名簿に基づき、本市内に所在する、常用労働者を10人以上雇用している事業所のうちから無作為に抽出した2,000事業所について、郵送により調査を行った。そのうち有効回答は、918事業所(有効回答率45.9%)であった。

4 調査項目

(1)事業所票

- ア 企業全体の現況
- イ 事業所の現況
- ウ 初任給
- エ 労働時間制度
- オ 年間休日数
- カ 年次有給休暇
- キ 特別休暇制度
- ク 育児休業制度
- ケ 介護休業制度
- コ 仕事と家庭の両立のための支援制度
- サ 賃金の支払い形態

(2)個人票

- ア 性別
- イ 年齢
- ウ 勤続年数
- エ 就業形態
- オ 最終学歴
- カ 労働者の職種
- キ 実労働日数
- ク 所定内労働時間数
- ケ 所定外労働時間数
- コ 所定内賃金額
- サ 所定外賃金額

5 調査時点

平成29年7月31日現在

6 調査労働者

調査事業所に雇用される常用労働者のうちから、一定の方法によって抽出された労働者16,056人(うちパートタイム労働者2,784人)について調査し、これを一般労働者とパートタイム労働者に区分して集計した。

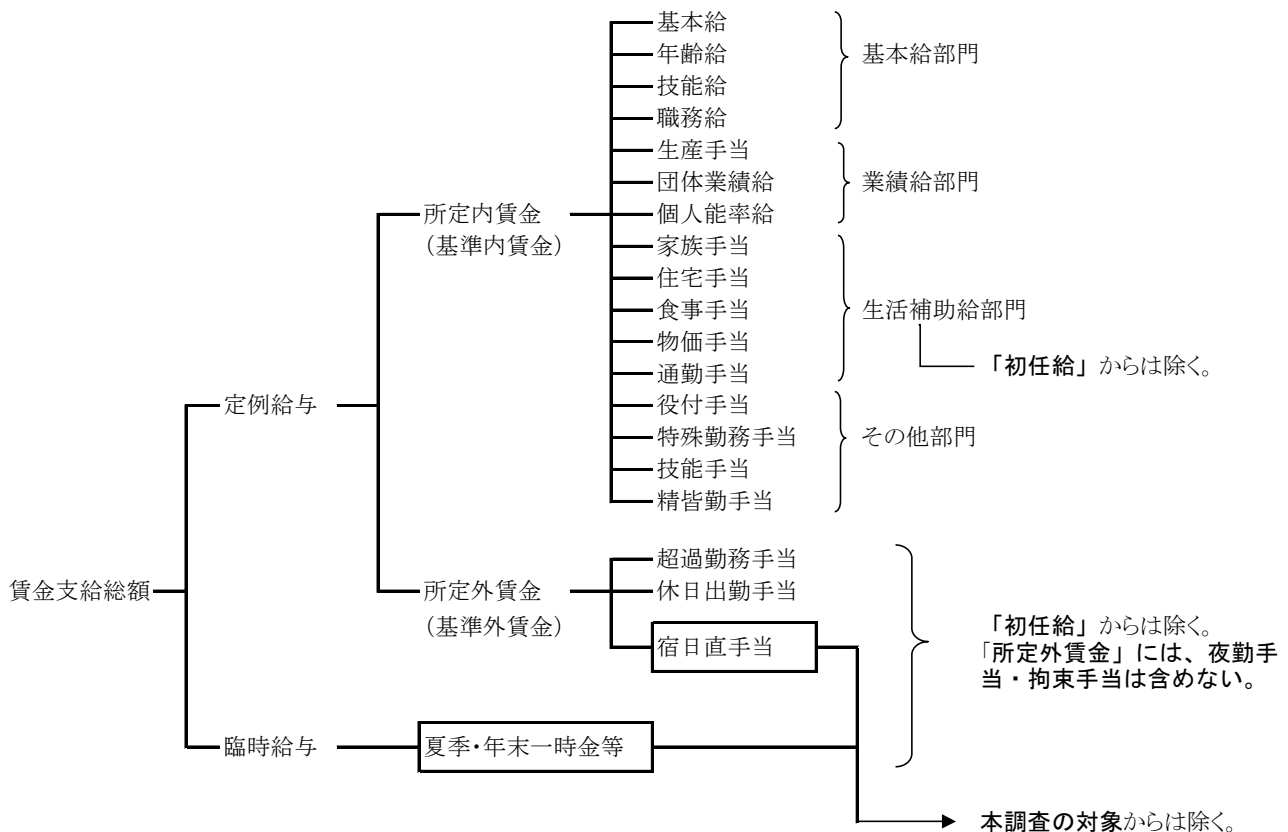
7 集計方法

- (1) 事業所票の調査事項については、各事業所を1単位とする単純算術平均とした。
ただし、初任給については、新規採用者数をウェイトとする加重算術平均とした。
また、賃金の支払い形態については、労働者を1単位とする単純算術平均とした。
- (2) 個人票の調査事項については、各労働者を1単位とする単純算術平均とした。
* 単純算術平均…単純に数値の合計を数値の個数で除した値
* 加重算術平均…データの個数に重みをかけた和を数値の個数で除した値
- (3) 端数処理のため総数及び%が一致しない場合がある。また、数値(%)は単位未満を四捨五入してあるので、総数と内訳の計が一致しないこともある。

8 賃金の分類

労働協約や就業規則などで定めた所定労働時間の労働に対して支払われる賃金を所定内賃金、それ以外に支払われる賃金を所定外賃金として扱うこととし、その分類は次表のとおりである。

ただし、初任給については、所定内賃金から生活補助給部門を除いた額としている。



9 公表

ウェブページによる。

第2 用語の説明

1 企業規模

中小企業 … 企業全体において常時使用する従業員が300人以下(「情報通信業」、「卸売業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では100人以下、「小売業」、「飲食サービス業」では50人以下)、又は資本金3億円以下(「卸売業」では1億円以下、「情報通信業」、「小売業」、「飲食サービス業」、「宿泊業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「医療、福祉」、「複合サービス事業」及び「サービス業」では5,000万円以下)の企業をいう。

大企業 … 中小企業以外の企業をいう。

2 常用労働者

次のうちいずれかに該当する労働者をいう。

- (1) 期間を定めずに雇われている労働者
- (2) 1か月を超える期間を定めて雇用されている労働者
- (3) 日々又は1か月以内の期間を定めて雇われている労働者のうち、5月、6月にそれぞれ18日(パートの場合は10日以上)以上雇われた労働者

3 就業形態

- 一般 … 常用労働者のうち、一般的な所定労働時間が適用されている労働者のことで、正社員及びその他労働者をいう。
- 正社員 … 一般労働者のうち、事業所において正社員及び正職員とする労働者をいう。
- その他労働者 … 一般労働者のうち、正社員やパートタイム労働者に当てはまらない労働者をいう。(嘱託職員、契約社員、有期雇用社員等)
- パート … 常用労働者のうち、1日の所定労働時間又は1週間の所定労働日数が、同一の事業所に雇用される一般労働者より少ない者をいう。

4 職種

- 管理 … 会社の事務部門、生産部門の中で、部長、課長、係長等のように監督的業務に従事する者をいう。なお、生産部門においては作業に従事しない職長、組長等の監督的地位にある者も含む。
- 事務・技術 … 経理、営業、人事等の事務的業務に従事する者や、介護、設計等の高度な技術が必要とする業務に従事する者をいう。
- 生産 … 生産・建設現場、販売、自動車運転、守衛等に従事する者をいう。

5 労働時間

- 実労働日数 … 調査対象期間中(7月分)に実際に出勤した日数をいい、たとえ勤務が1時間、半日でも1日と計算した。
- 実労働時間数 … 調査対象期間中(7月分)に実際に働いた時間をいい、宿直、日直の時間は除く。
- 所定労働時間 … 就業規則で定められた始業時刻から終業時刻までの時間をいい、休憩時間は除く。
- 所定外労働時間 … 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間をいう。

6 賃金

賃金支給総額 …… 調査対象期間中(7月分)に支払われた給与のうち、賞与、現物給与と宿日直手当を除いたものをいう。

所定外賃金 …… 早出、残業、休日出勤等の超過労働時間に対して支払われた賃金をいう。

7 1か月単位の変形労働時間制

1か月以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

8 1年単位の変形労働時間制

労使協定により、1年以内の一定の期間を平均し、1週間あたりの労働時間が40時間以下の範囲内において、1日8時間および1週40時間を超えて労働させることができる制度。

9 フレックスタイム制

1か月以内の一定期間の総労働時間を決めておき、労働者がその範囲内で各日の始業及び終業の時刻を選択できる制度。

10 1週間単位の非定型的変形労働時間制

規模30人未満の小売業、旅館、料理・飲食店の事業において、労使協定により、1週間単位で毎日の労働時間を弾力的に定めることができる制度。

11 再雇用

定年年齢到達者を退職後、改めて雇用すること。

12 育児休業制度

原則として1歳未満の子を有する労働者の申し出により、労働者が育児のため一定期間休業することを認める制度。

13 介護休業制度

介護を必要とする家族を有する労働者の申し出により、労働者が介護のため一定期間休業することを認める制度。

14 表中の符号等

「-」 …… 該当なし
「X」 …… サンプル数が少ないため秘匿
「0」または「0.0」 …… 単位未満

第3 調査の結果概要

1 集計事業所、労働者の構成

～全事業所の19.4%で障がい者を雇用～

- (1) 集計対象となった事業所は918事業所で、このうち中小企業が713事業所(77.7%)、大企業が205事業所(22.3%)となっている。(第1表)
- (2) 一般労働者は13,272人で、男女別構成は男性が8,727人(65.8%)、女性が4,545人(34.2%)となっている。また、規模別では中小企業が10,042人(75.7%)、大企業が3,230人(24.3%)となっている。(第2表、第3表)
- (3) 平均年齢は42.7歳で、規模別では中小企業が43.5歳、大企業が40.4歳で中小企業の方が高い。一方、勤続年数は中小企業、大企業ともに12.0年となっている。(第4表、第5図、第6図)
- (4) 障がい者を雇用している事業所は、中小企業が104事業所、大企業が74事業所で、これらは全体の19.4%を占めている。また、常用労働者39,056人のうち障がい者は、中小企業が240人、大企業が181人で、これらは全体の1.1%となっている。(第5表、第6表)

2 新規学卒者

～学歴別初任給は前年に比べ、事務・技術が一部を除き増加～

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術165,374円、高校卒生産158,877円、専門学校卒事務・技術180,002円、専門学校卒生産160,709円、短大・高専卒事務・技術175,714円、短大・高専卒生産156,489円、大学卒事務・技術197,593円、大学卒生産186,858円、大学院卒事務・技術211,337円、大学院卒生産212,600円となり、前年に比べ事務・技術が一部を除き増加している。(第9表)

3 賃金

～所定内賃金は263,480円、所定外賃金は18,289円で、いずれも前年に比べ減少～

- (1) 所定内賃金は263,480円となり、前年に比べ2,592円減少している。規模別では中小企業が257,316円、大企業が282,642円であり、大企業を100とした場合の規模間格差は91.0となっている。(第4図、第5図、第6図)
- (2) 男女間格差(男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金)は、中小企業が75.7、大企業が73.4となっている。産業別にみると「医療、福祉」が中小企業では90.2、大企業では94.4で、最も格差が小さい。
なお、最も格差が大きいのは、中小企業では「不動産業、物品賃貸業」、大企業では「学術研究、専門・技術サービス業」となっている。(第11表)
- (3) 所定外賃金は18,289円となり、前年に比べ354円減少している。規模別では中小企業が17,620円、大企業が20,370円となっている。(第17表、第4図)

4 労働日数、労働時間

～実労働日数は21.6日、総実労働時間数は174.8時間で、前年に比べ時間数が減少～

- (1) 実労働日数は21.6日、規模別では中小企業が21.9日、大企業が20.8日となっている。産業別では、中小企業、大企業ともに「宿泊業、飲食サービス業」が最も多くなっている。(第18表)
- (2) 総実労働時間数は174.8時間(所定内163.9時間、所定外10.9時間)となり、前年に比べ0.7時間減少(所定内1.0時間減少、所定外0.3時間増加)している。規模別では中小企業が176.7時間(所定内165.8時間、所定外10.9時間)、大企業が168.8時間(所定内158.0時間、所定外10.8時間)となっている。産業別では、中小企業は「運輸業、郵便業」、大企業は「不動産業、物品賃貸業」が最も多くなっている。(第18表)

- (3) 週所定労働時間は 38 時間 50 分となっている。規模別では中小企業が 38 時間 53 分、大企業が 38 時間 40 分となっている。産業別では、中小企業は「建設業」、大企業は「宿泊業、飲食サービス業」が最も多くなっている。(第 19 表)
- (4) 変形労働時間制を採用している事業所の割合は 68.5%で、規模別では中小企業が 68.0%、大企業が 70.2%となっている。また、全体では「1年単位」の変形労働時間制を採用している事業所の割合が、42.5%と最も多い。(第 23 表)

5 休日・休暇

～全事業所の 49.0%で「完全週休2日制」を実施、年次有給休暇の取得率は 38.3%～

- (1) 年間休日数の平均は、107.5 日(中小企業 105.3 日、大企業 115.1 日)となっている。産業別では、中小企業は「鉱業、採石業、砂利採取業」、大企業では「建設業」が最も多くなっている。(第 24 表)
- (2) 何らかの形での週休2日制を採用している事業所の割合は、全体の 91.8%となっている。規模別では中小企業が 91.0%、大企業が 94.6%となっている。
- また、週休2日制の形態別では「完全週休2日制」を採用している事業所の割合が、全体の 49.0%と最も多い。規模別でも中小企業、大企業ともに「完全週休2日制」が最も多く、それぞれ 41.1%、76.6%となっている。(第 25 表)
- なお、何らかの形での週休2日制の適用を受けている労働者は、全体で 93.0%となっている。(第 26 表)
- (3) 年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は全体で 15.9 日(中小企業 15.8 日、大企業 16.0 日)となっている。取得日数をみると、全体で 6.1 日(取得率 38.3%)、中小企業で 5.8 日(同 36.6%)、大企業で 6.7 日(同 42.1%)となっている。取得率を産業別でみると、最も高いのは中小企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」(56.1%)であり、大企業では「電気・ガス・熱供給・水道業」(58.5%)となっている。一方、最も低いのは中小企業で「運輸業、郵便業」(26.4%)、大企業で「宿泊業、飲食サービス業」(19.6%)となっている。(第 28 表)

6 育児休業制度

～育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は、女性で 97.1%、男性で 3.6%～

育児休業制度を就業規則等に定めている事業所は 90.4%となっている。また、平成 28 年7月1日から平成 29 年6月 30 日までに出産した者(配偶者が出産した男性を含む)のうち、育児休業制度を利用した者(予定含む)の割合は、女性で 97.1%、男性で 3.6%となっている。(第 31 表、第 33 表)

7 介護休業制度

～介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は 1.6%～

介護休業制度を就業規則等に定めている事業所は 86.1%となっている。また、平成 28 年7月1日から平成 29 年6月 30 日までに同制度の規定のある事業所で、利用者がいた事業所の割合は 1.6%となっており、同制度を利用した男女の割合は、女性が 61.5%、男性が 38.5%となっている。(第 34 表、第 35 表、第 36 表)

8 仕事と家庭の両立のための支援制度

～「育児」「介護」の支援制度のある事業所の割合は 7 割弱～

仕事と家庭の両立のための育児に関する支援制度のある事業所は、69.8%となっている。介護に関する支援制度のある事業所は、65.7%となっている。(第 38 表)

9 賃金の支払い形態

～賃金の支払い形態は「月給制」の割合が7割弱～

賃金の支払い形態別労働者の割合は、月単位で給与が決まっている労働者が69.6%と最も多くなっている。
(第39表)

10 パートタイム労働者の賃金等

～総実労働時間数は109.7時間、1時間当たりの所定内賃金は964円～

- (1) 集計対象となったパートタイム労働者は2,784人で、男性539人(19.4%)、女性2,245人(80.6%)と、女性が非常に高い割合となっている。(第40表)
- (2) パートタイム労働者の総実労働時間数は109.7時間(所定内107.6時間、所定外2.1時間)となっている。
(第41表)
- (3) パートタイム労働者の1時間当たりの所定内賃金(月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除したもの)は964円となっている。(第43表)

Ⅱ 調査結果の分析

第1 集計事業所、労働者の構成

1 集計事業所数

集計対象となった事業所数は 918 事業所で、このうち産業別の事業所数は、「鉱業、採石業、砂利採取業」3 事業所(0.3%)、「建設業」122 事業所(13.3%)、「製造業」194 事業所(21.1%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」7 事業所(0.8%)、「情報通信業」13 事業所(1.4%)、「運輸業、郵便業」56 事業所(6.1%)、「卸売業、小売業」165 事業所(18.0%)、「金融業、保険業」41 事業所(4.5%)、「不動産業、物品賃貸業」10 事業所(1.1%)、「学術研究、専門・技術サービス業」17 事業所(1.9%)、「宿泊業、飲食サービス業」42 事業所(4.6%)、「生活関連サービス業、娯楽業」23 事業所(2.5%)、「教育、学習支援業」13 事業所(1.4%)、「医療、福祉」151 事業所(16.4%)、「複合サービス事業」9 事業所(1.0%)、「サービス業」52 事業所(5.7%)となっている。

規模別の事業所内訳は、全体では中小企業が713事業所(77.7%)で7割以上となっている。産業別では、「建設業」、「製造業」、「情報通信業」は中小企業が9割以上と高くなっているが、「金融業、保険業」では5割未満と他の産業に比べて低く、「複合サービス事業」では集計対象事業所が無しとなっている。(第1表)

第1表 産業別・規模別集計事業所数内訳

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前 年 産 業 計	1005	(100.0%)	745	(74.1%)	260	(25.9%)
産 業 計	918	(100.0%)	713	(77.7%)	205	(22.3%)
鉱業、採石業、砂利採取業	3	(0.3%)	2	〈66.7%〉	1	〈33.3%〉
建設業	122	(13.3%)	118	〈96.7%〉	4	〈3.3%〉
製造業	194	(21.1%)	189	〈97.4%〉	5	〈2.6%〉
電気・ガス・熱供給・水道業	7	(0.8%)	6	〈85.7%〉	1	〈14.3%〉
情報通信業	13	(1.4%)	12	〈92.3%〉	1	〈7.7%〉
運輸業、郵便業	56	(6.1%)	45	〈80.4%〉	11	〈19.6%〉
卸売業、小売業	165	(18.0%)	112	〈67.9%〉	53	〈32.1%〉
金融業、保険業	41	(4.5%)	13	〈31.7%〉	28	〈68.3%〉
不動産業、物品賃貸業	10	(1.1%)	7	〈70.0%〉	3	〈30.0%〉
学術研究、専門・技術サービス業	17	(1.9%)	13	〈76.5%〉	4	〈23.5%〉
宿泊業、飲食サービス業	42	(4.6%)	33	〈78.6%〉	9	〈21.4%〉
生活関連サービス業、娯楽業	23	(2.5%)	19	〈82.6%〉	4	〈17.4%〉
教育、学習支援業	13	(1.4%)	7	〈53.8%〉	6	〈46.2%〉
医療、福祉	151	(16.4%)	95	〈62.9%〉	56	〈37.1%〉
複合サービス事業	9	(1.0%)	0	〈0.0%〉	9	〈100.0%〉
サービス業	52	(5.7%)	42	〈80.8%〉	10	〈19.2%〉

(注) ()内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

2 集計労働者数

(1) 男女別・産業別構成

集計対象となった一般労働者（以下「集計労働者」という）は13,272人で、男性が8,727人（65.8%）、女性が4,545人（34.2%）となっている。産業別構成比でみると、「製造業」（24.3%）、「医療、福祉」（17.3%）、「建設業」（14.6%）、「卸売業、小売業」（14.0%）、が上位を占めている。（第2表）

第2表 集計労働者の男女別・産業別構成

区 分	計		男 性		女 性	
	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比
前 年 産 業 計	14,899	(100.0%)	9,948	(66.8%)	4,951	(33.2%)
産 業 計	13,272	(100.0%)	8,727	(65.8%)	4,545	(34.2%)
鉱業、採石業、砂利採取業	53	(0.4%)	45	(84.9%)	8	(15.1%)
建設業	1,944	(14.6%)	1,713	(88.1%)	231	(11.9%)
製造業	3,222	(24.3%)	2,406	(74.7%)	816	(25.3%)
電気・ガス・熱供給・水道業	118	(0.9%)	101	(85.6%)	17	(14.4%)
情報通信業	214	(1.6%)	169	(79.0%)	45	(21.0%)
運輸業、郵便業	941	(7.1%)	837	(88.9%)	104	(11.1%)
卸売業、小売業	1,860	(14.0%)	1,283	(69.0%)	577	(31.0%)
金融業、保険業	464	(3.5%)	244	(52.6%)	220	(47.4%)
不動産業、物品賃貸業	130	(1.0%)	100	(76.9%)	30	(23.1%)
学術研究、専門・技術サービス業	296	(2.2%)	206	(69.6%)	90	(30.4%)
宿泊業、飲食サービス業	280	(2.1%)	145	(51.8%)	135	(48.2%)
生活関連サービス業、娯楽業	280	(2.1%)	133	(47.5%)	147	(52.5%)
教育、学習支援業	187	(1.4%)	102	(54.5%)	85	(45.5%)
医療、福祉	2,297	(17.3%)	545	(23.7%)	1,752	(76.3%)
複合サービス事業	144	(1.1%)	92	(63.9%)	52	(36.1%)
サービス業	842	(6.3%)	606	(72.0%)	236	(28.0%)

(注) ()内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

(2) 規模別・産業別構成

集計労働者の構成を規模別にみると、中小企業が10,042人（75.7%）、大企業が3,230人（24.3%）となっている。産業別にみると、大企業では「複合サービス事業」（100%）、「金融業、保険業」（69.6%）、「教育、学習支援業」（67.9%）、の割合が高く、一方、中小企業では「製造業」（96.8%）、「建設業」（95.4%）、「電気・ガス・熱供給・水道業」（90.7%）、「生活関連サービス業、娯楽業」（85.4%）、「サービス業」（78.6%）、「情報通信業」（78.0%）、「運輸業、郵便業」（77.0%）、「学術研究、専門・技術サービス業」（74.7%）、「卸売業、小売業」（66.3%）、「不動産業、物品賃貸業」（66.2%）、「宿泊業、飲食サービス業」（62.5%）、「医療、福祉」（53.1%）、の割合が高くなっている。（第3表）

第3表 集計労働者の規模別・産業別構成

区 分	規 模 計		中 小 企 業		大 企 業	
	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比	集計数(人)	構成比
前 年 産 業 計	14,899	(100.0%)	11,011	(73.9%)	3,888	(26.1%)
産 業 計	13,272	(100.0%)	10,042	(75.7%)	3,230	(24.3%)
鉱業、採石業、砂利採取業	53	(0.4%)	31	(58.5%)	22	(41.5%)
建設業	1,944	(14.6%)	1,855	(95.4%)	89	(4.6%)
製造業	3,222	(24.3%)	3,119	(96.8%)	103	(3.2%)
電気・ガス・熱供給・水道業	118	(0.9%)	107	(90.7%)	11	(9.3%)
情報通信業	214	(1.6%)	167	(78.0%)	47	(22.0%)
運輸業、郵便業	941	(7.1%)	725	(77.0%)	216	(23.0%)
卸売業、小売業	1,860	(14.0%)	1,234	(66.3%)	626	(33.7%)
金融業、保険業	464	(3.5%)	141	(30.4%)	323	(69.6%)
不動産業、物品賃貸業	130	(1.0%)	86	(66.2%)	44	(33.8%)
学術研究、専門・技術サービス業	296	(2.2%)	221	(74.7%)	75	(25.3%)
宿泊業、飲食サービス業	280	(2.1%)	175	(62.5%)	105	(37.5%)
生活関連サービス業、娯楽業	280	(2.1%)	239	(85.4%)	41	(14.6%)
教育、学習支援業	187	(1.4%)	60	(32.1%)	127	(67.9%)
医療、福祉	2,297	(17.3%)	1,220	(53.1%)	1,077	(46.9%)
複合サービス事業	144	(1.1%)	-	-	144	(100.0%)
サービス業	842	(6.3%)	662	(78.6%)	180	(21.4%)

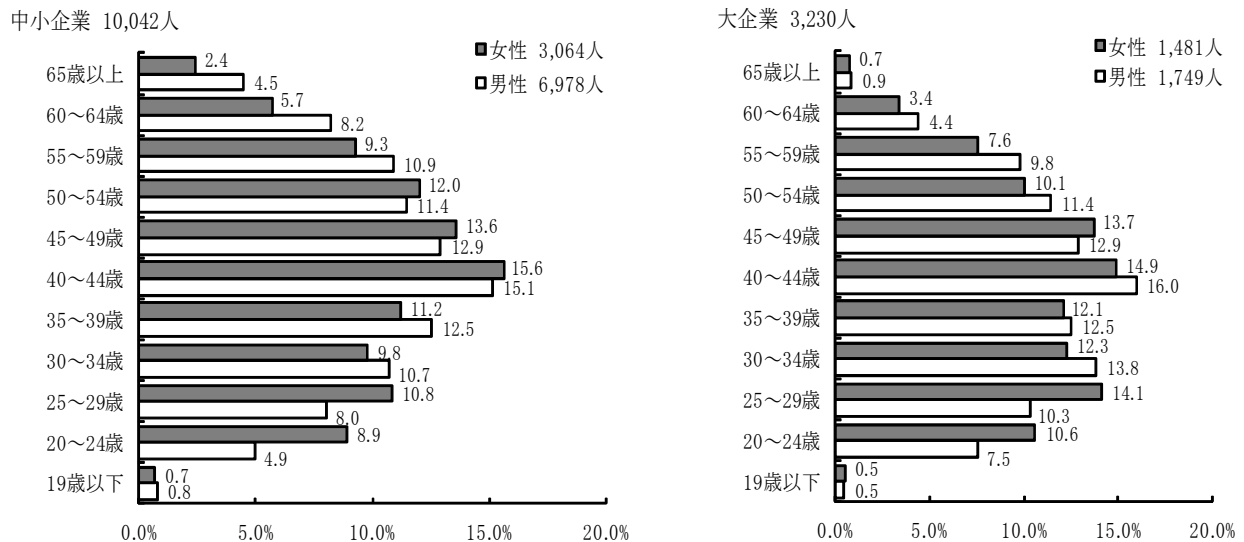
(注) ()内は全体に占める割合、〈 〉内は各区分に占める割合

(3) 年齢別構成

集計労働者の平均年齢は、全労働者平均で42.7歳(男性43.6歳、女性41.1歳)となっている。規模別では中小企業が43.5歳(男性44.2歳、女性41.9歳)、大企業が40.4歳(男性41.2歳、女性39.4歳)となっており、中小企業が大企業よりも高くなっている。(第6図)

集計労働者の年齢別構成をみると、男性の場合は、中小企業、大企業ともに40歳代の割合が最も高く、中小企業では28.0%(1,957人)、大企業では28.8%(504人)となっている。女性の場合も、中小企業、大企業ともに40歳代の割合が最も高く、中小企業では29.2%(895人)、大企業では28.6%(424人)となっている。(第1図)

第1図 集計労働者の年齢別構成



(4) 勤続年数

集計労働者の平均勤続年数は12.0年(男性13.0年、女性10.1年)となっている。規模別にみると、大企業、中小企業ともに12.0年となっている。産業別にみると、「複合サービス事業」が16.4年と最も長く、一方、「医療、福祉」が8.4年と最も短くなっている。(第4表)

第4表 集計労働者の平均勤続年数

区分	規模計			中小企業			大企業		
	計	男性	女性	計	男性	女性	計	男性	女性
前年産業計	12.2	13.2	10.2	11.9	12.6	10.4	13.0	15.2	9.8
産業計	12.0	13.0	10.1	12.0	12.7	10.4	12.0	14.2	9.3
鉱業、採石業、砂利採取業	14.8	14.8	14.4	13.6	13.9	12.3	16.4	16.0	20.5
建設業	13.5	13.6	12.9	13.5	13.6	12.9	13.3	13.4	13.3
製造業	13.0	13.4	12.0	12.9	13.2	11.8	18.6	18.7	18.3
電気・ガス・熱供給・水道業	12.7	12.4	14.5	12.4	12.0	14.5	15.2	15.2	-
情報通信業	11.6	12.3	8.9	11.2	11.8	8.9	12.9	14.1	8.8
運輸業、郵便業	12.3	12.5	10.1	10.9	10.9	10.6	17.0	18.0	8.4
卸売業、小売業	13.8	14.7	11.7	13.0	14.0	10.8	15.2	16.2	13.2
金融業、保険業	14.0	15.9	11.8	14.4	14.8	13.8	13.8	16.5	11.1
不動産業、物品賃貸業	9.0	9.4	7.4	6.5	7.0	4.9	13.8	14.1	12.6
学術研究、専門・技術サービス業	11.5	12.5	9.3	11.7	12.1	10.6	11.2	13.8	6.0
宿泊業、飲食サービス業	9.1	9.8	8.3	8.4	7.8	9.1	10.1	12.9	6.9
生活関連サービス業、娯楽業	9.1	9.5	8.6	8.4	8.7	8.1	13.1	13.2	12.9
教育、学習支援業	9.0	10.9	6.7	7.5	9.3	6.4	9.7	11.3	6.9
医療、福祉	8.4	7.4	8.8	9.1	7.5	9.5	7.7	7.2	7.8
複合サービス事業	16.4	19.9	10.2	-	-	-	16.4	19.9	10.2
サービス業	11.0	12.1	8.2	11.1	12.2	8.3	10.5	11.7	8.1

(5) 障がい者雇用

障がい者を雇用している事業所は178事業所で、全体の19.4%を占めている。

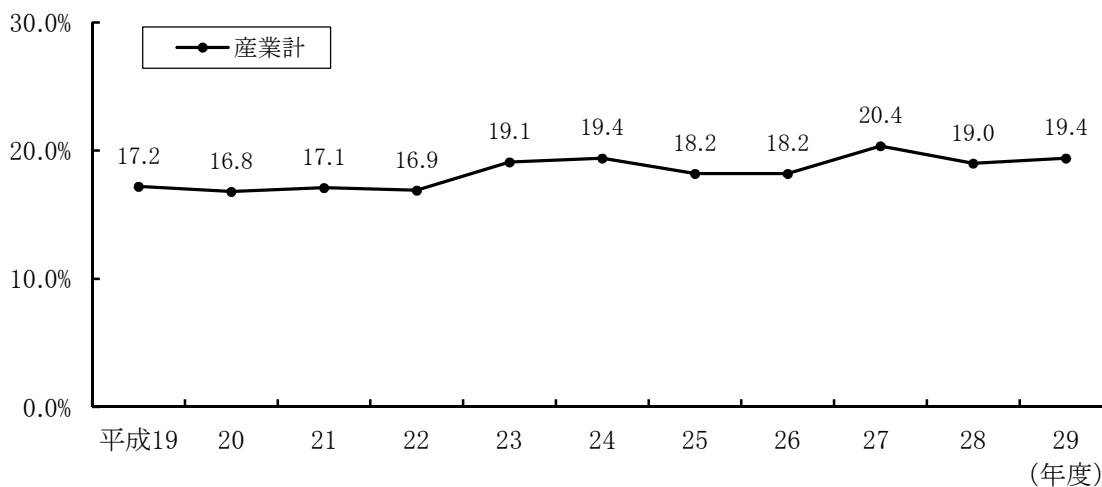
障がい者雇用割合の高い産業は、「鉱業、採石業、砂利採取業」(66.7%)、「医療、福祉」(31.1%)、「サービス業」(30.8%)、「生活関連サービス業、娯楽業」(26.1%)と続いている。(第5表)

また、平成19年度からの障がい者雇用事業所割合の推移をみると、23年度以降、一部の年度で減少しているが、総じて増加傾向となっている。(第2図)

第5表 産業別・規模別障がい者雇用事業所数内訳

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合	事業所数	雇 用 事業所数	割 合
前 年 産 業 計	1,005	191	19.0%	745	130	17.4%	260	61	23.5%
産 業 計	918	178	19.4%	713	104	14.6%	205	74	36.1%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	2	66.7%	2	1	50.0%	1	1	100.0%
建設業	122	12	9.8%	118	10	8.5%	4	2	50.0%
製造業	194	42	21.6%	189	39	20.6%	5	3	60.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	0	0.0%	6	0	0.0%	1	0	0.0%
情報通信業	13	1	7.7%	12	0	0.0%	1	1	100.0%
運輸業、郵便業	56	14	25.0%	45	7	15.6%	11	7	63.6%
卸売業、小売業	165	22	13.3%	112	7	6.3%	53	15	28.3%
金融業、保険業	41	3	7.3%	13	2	15.4%	28	1	3.6%
不動産業、物品賃貸業	10	1	10.0%	7	1	14.3%	3	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	17	1	5.9%	13	0	0.0%	4	1	25.0%
宿泊業、飲食サービス業	42	6	14.3%	33	2	6.1%	9	4	44.4%
生活関連サービス業、娯楽業	23	6	26.1%	19	5	26.3%	4	1	25.0%
教育、学習支援業	13	3	23.1%	7	0	0.0%	6	3	50.0%
医療、福祉	151	47	31.1%	95	17	17.9%	56	30	53.6%
複合サービス事業	9	2	22.2%	-	-	-	9	2	22.2%
サービス業	52	16	30.8%	42	13	31.0%	10	3	30.0%

第2図 障がい者雇用事業所割合の推移



障がい者の雇用状況について、常用労働者 39,056 人のうち、障がい者は 421 人(1.1%)となっている。(第6表)

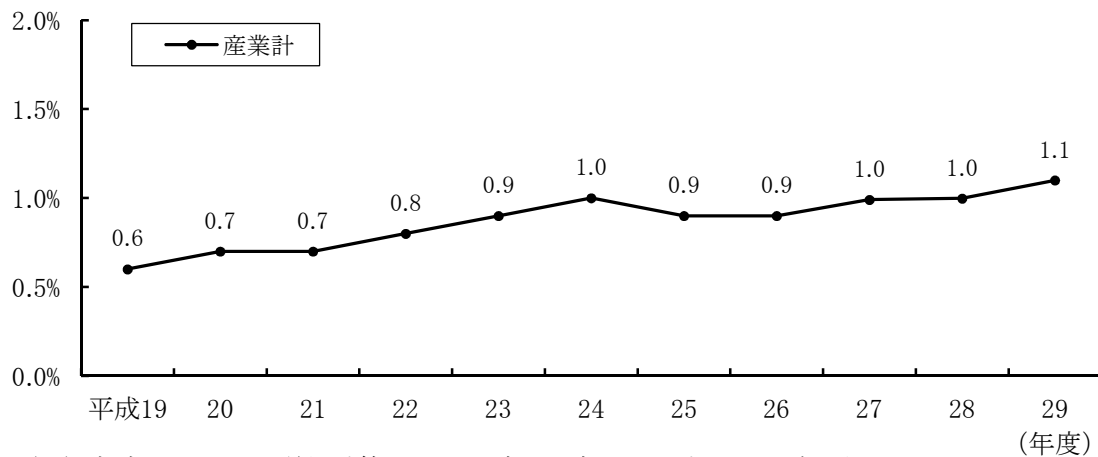
また、平成 19 年度からの障がい者雇用状況割合の推移をみると、20 年度以降年々増加していたが、24 年度以降は概ね横ばい傾向である。(第3図)

第6表 産業別・規模別障がい者の雇用状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合	常 用 労働者数 (人)	う ち 障がい者数 (人)	割 合
前 年 産 業 計	42,391	423	1.0%	28,208	252	0.9%	14,183	171	1.2%
産 業 計	39,056	421	1.1%	24,718	240	1.0%	14,338	181	1.3%
鉱業、採石業、砂利採取業	104	2	2.2%	81	1	1.2%	23	1	4.3%
建設業	3,165	14	0.4%	2,790	11	0.4%	375	3	0.8%
製造業	9,872	136	1.4%	8,582	110	1.3%	1,290	26	2.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	189	0	0.0%	178	0	0.0%	11	0	0.0%
情報通信業	426	3	0.7%	235	0	0.0%	191	3	1.6%
運輸業、郵便業	2,369	25	1.1%	1,715	12	0.7%	654	13	2.0%
卸売業、小売業	6,139	55	0.9%	2,807	15	0.5%	3,332	40	1.2%
金融業、保険業	951	4	0.4%	302	2	0.7%	649	2	0.3%
不動産業、物品賃貸業	212	1	0.5%	168	1	0.6%	44	0	0.0%
学术研究、専門・技術サービス業	385	1	0.3%	292	0	0.0%	93	1	1.1%
宿泊業、飲食サービス業	1,288	9	0.7%	712	2	0.3%	576	7	1.2%
生活関連サービス業、娯楽業	604	37	6.1%	536	35	6.5%	68	2	2.9%
教育、学習支援業	1,212	5	0.4%	557	0	0.0%	655	5	0.8%
医療、福祉	8,346	94	1.1%	3,598	30	0.8%	4,748	64	1.3%
複合サービス事業	460	3	0.7%	-	-	-	460	3	0.7%
サービス業	3,334	32	1.0%	2,165	21	1.0%	1,169	11	0.9%

(注)常用雇用者数は、調査事業所に雇用される全ての常用労働者数を計上しているため、本調査の集計対象となった労働者以外の労働者を含む。

第3図 障がい者雇用状況割合の推移



(注) 割合については単純計算であり、障がい者の雇用率とは一致しない。

3 労働組合

回答のあった918事業所のうち、労働組合「有」が195事業所(21.2%)となっている。

これを産業別にみると「複合サービス事業」で100.0%、「金融業、保険業」で85.4%と高くなっている。

規模別では、大企業の方が60.5%と、中小企業より労働組合「有」の割合が高くなっている。(第7表)

第7表 労働組合組織状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合	回 答 事業所数	労働組合の ある事業所数	割 合
前 年 産 業 計	1,005	245	24.4%	745	104	14.0%	260	141	54.2%
産 業 計	918	195	21.2%	713	71	10.0%	205	124	60.5%
鉱業、採石業、砂利採取業	3	1	33.3%	2	0	0.0%	1	1	100.0%
建設業	122	5	4.1%	118	2	1.7%	4	3	75.0%
製造業	194	25	12.9%	189	21	11.1%	5	4	80.0%
電気・ガス・熱供給・水道業	7	3	42.9%	6	2	33.3%	1	1	100.0%
情報通信業	13	0	0.0%	12	0	0.0%	1	0	0.0%
運輸業、郵便業	56	24	42.9%	45	13	28.9%	11	11	100.0%
卸売業、小売業	165	45	27.3%	112	6	5.4%	53	39	73.6%
金融業、保険業	41	35	85.4%	13	7	53.8%	28	28	100.0%
不動産業、物品賃貸業	10	0	0.0%	7	0	0.0%	3	0	0.0%
学術研究、専門・技術サービス業	17	1	5.9%	13	1	7.7%	4	0	0.0%
宿泊業、飲食サービス業	42	5	11.9%	33	3	9.1%	9	2	22.2%
生活関連サービス業、娯楽業	23	3	13.0%	19	1	5.3%	4	2	50.0%
教育、学習支援業	13	5	38.5%	7	2	28.6%	6	3	50.0%
医療、福祉	151	25	16.6%	95	9	9.5%	56	16	28.6%
複合サービス事業	9	9	100.0%	-	-	-	9	9	100.0%
サービス業	52	9	17.3%	42	4	9.5%	10	5	50.0%

第2 新規学卒者

1 新規学卒者の採用状況

回答のあった918事業所のうち、新規学卒者を採用した事業所は、244事業所(26.6%)で、採用者数は682人となっている。(第8表)

第8表 産業別・新規学卒者採用数内訳

区 分	採 用 事業所数	採 用 者 数(人)					
		計	高校卒	専門学校卒	短大・高専卒	大学卒	大学院卒
前 年 産 業 計	317	808	218	153	94	314	29
産 業 計	244	682	201	161	62	242	16
鉱業、採石業、砂利採取業	1	1	-	-	-	1	-
建設業	28	90	40	12	6	28	4
製造業	44	168	97	23	9	34	5
電気・ガス・熱供給・水道業	2	3	-	-	1	2	-
情報通信業	3	7	-	1	-	5	1
運輸業、郵便業	13	23	9	-	1	13	-
卸売業、小売業	49	124	32	27	7	56	2
金融業、保険業	22	32	-	1	3	28	-
不動産業、物品賃貸業	2	2	-	1	-	1	-
学術研究、専門・技術サービス業	4	6	-	2	1	2	1
宿泊業、飲食サービス業	6	18	8	7	-	3	-
生活関連サービス業、娯楽業	10	16	3	5	3	5	-
教育、学習支援業	4	9	-	3	-	4	2
医療、福祉	47	167	6	77	29	55	-
複合サービス事業	3	8	4	-	1	2	1
サービス業	6	8	2	2	1	3	-

2 初任給

新規学卒者の学歴別初任給の平均は、高校卒事務・技術 165,374 円、生産 158,877 円、専門学校卒事務・技術 180,002 円、生産 160,709 円、短大・高専卒事務・技術 175,714 円、生産 156,489 円、大学卒事務・技術 197,593 円、生産 186,858 円、大学院卒事務・技術 211,337 円、生産 212,600 円となっている。(第9表)

第9表 産業別・学歴別初任給

単位：円

区 分	高 校 卒		専 門 学 校 卒		短 大 ・ 高 専 卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産	事務・技術	生産
前 年 産 業 計	157,688	161,110	170,946	158,554	167,682	173,427	191,682	195,881	213,708	224,575
産 業 計	165,374	158,877	180,002	160,709	175,714	156,489	197,593	186,858	211,337	212,600
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	X	-	-
建設業	172,667	166,638	186,300	X	182,833	-	202,260	220,000	224,000	-
製造業	151,222	155,697	166,540	170,200	179,250	154,940	199,069	182,153	213,990	-
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	-	X	-	X	-	-	-
情報通信業	-	-	X	-	-	-	201,840	-	X	-
運輸業、郵便業	174,725	182,880	-	-	X	-	177,927	X	-	-
卸売業、小売業	179,013	171,089	168,718	140,200	168,247	X	195,341	193,120	X	-
金融業、保険業	-	-	X	-	164,500	-	203,441	-	-	-
不動産業、物品賃貸業	-	-	X	-	-	-	X	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	X	X	X	-	X	-	-	X
宿泊業、飲食サービス業	135,000	X	147,324	-	-	-	X	X	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	X	X	152,910	-	182,000	-	193,505	X	-	-
教育、学習支援業	-	-	164,723	-	-	-	209,830	-	X	-
医療、福祉	149,200	X	188,957	X	176,969	-	198,481	X	-	-
複合サービス事業	141,900	-	-	-	X	-	X	-	X	-
サービス業	X	X	X	-	-	X	X	X	-	-

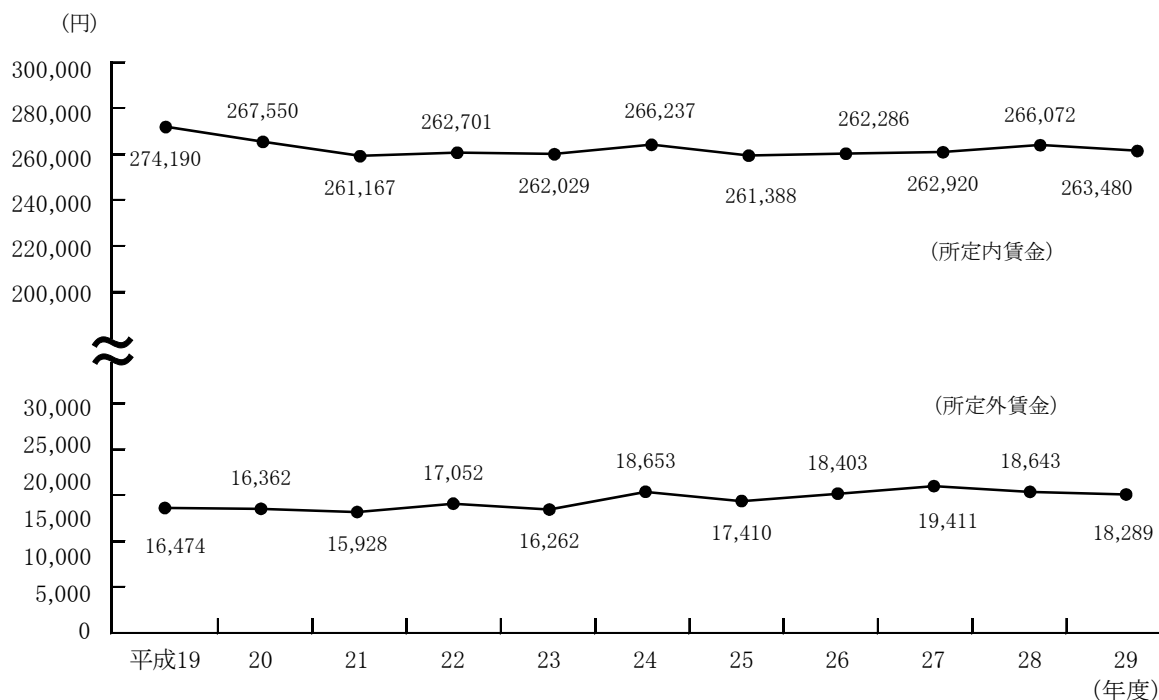
(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第3 賃金

1 賃金

平成19年度からの賃金の推移をみると、所定内賃金は、25年度以降は増加していたが、29年度は減少した。
また、所定外賃金は、平成19年度から横ばい傾向であり、27年度には19,000円台に増加したが、28年度以降は減少している。(第4図)

第4図 所定内・所定外賃金の推移



平均年齢(歳)	40.8	41.0	41.2	41.3	41.5	41.8	42.2	42.3	42.1	42.4	42.7
平均勤続年数(年)	12.2	12.0	12.1	12.3	12.6	12.4	12.2	11.9	12.4	12.2	12.0

2 所定内賃金の概況

集計労働者平均所定内賃金は、263,480円(平均年齢42.7歳、平均勤続年数12.0年)となっている。

男女別では、男性が286,731円(平均年齢43.6歳、平均勤続年数13.0年)、女性が218,834円(平均年齢41.1歳、平均勤続年数10.1年)となっている。

平均年齢は「運輸業、郵便業」の46.0歳が最も高く、「金融業、保険業」の38.2歳が最も低くなっている。

平均勤続年数では、「複合サービス事業」の16.4年が最も長くなっており、逆に「医療、福祉」の8.4年が最も短くなっている。(第5図)

第5図 産業別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	0 10 20 30 40 50 60 70万円						
				賃金						
前年産業計	計	42.4	12.2	266,072						
	男性	43.3	13.2	289,478						
	女性	40.6	10.2	219,042						
産業計	計	42.7	12.0	263,480						
	男性	43.6	13.0	286,731						
	女性	41.1	10.1	218,834						
鉱業、採石業、 砂利採取業	計	40.0	14.8	320,165						
	男性	38.8	14.8	332,841						
	女性	46.5	14.4	248,861						
建設業	計	45.1	13.5	292,753						
	男性	45.1	13.6	302,175						
	女性	45.1	12.9	222,883						
製造業	計	43.4	13.0	251,818						
	男性	43.4	13.4	272,664						
	女性	43.6	12.0	190,352						
電気・ガス・ 熱供給・水道業	計	41.5	12.7	317,649						
	男性	41.2	12.4	330,098						
	女性	43.6	14.5	243,690						
情報通信業	計	42.0	11.6	267,370						
	男性	42.9	12.3	281,495						
	女性	38.5	8.9	214,320						
運輸業、郵便業	計	46.0	12.3	269,111						
	男性	46.1	12.5	276,142						
	女性	45.5	10.1	212,526						
卸売業、小売業	計	42.2	13.8	266,957						
	男性	42.9	14.7	294,517						
	女性	40.6	11.7	205,677						
金融業、保険業	計	38.2	14.0	316,648						
	男性	39.9	15.9	372,546						
	女性	36.4	11.8	254,652						
不動産業、 物品賃貸業	計	42.7	9.0	302,402						
	男性	43.2	9.4	327,123						
	女性	41.1	7.4	219,997						
学術研究、 専門・技術 サービス業	計	41.4	11.5	279,823						
	男性	42.4	12.5	312,203						
	女性	38.9	9.3	205,710						
宿泊業、 飲食サービス業	計	39.5	9.1	213,382						
	男性	41.0	9.8	241,599						
	女性	38.0	8.3	183,074						
生活関連 サービス業、 娯楽業	計	40.4	9.1	224,632						
	男性	39.4	9.5	259,552						
	女性	41.3	8.6	193,038						
教育、 学習支援業	計	42.9	9.0	329,527						
	男性	45.3	10.9	383,221						
	女性	39.9	6.7	265,094						
医療、福祉	計	40.4	8.4	242,124						
	男性	39.9	7.4	257,586						
	女性	40.6	8.8	237,314						
複合サービス 事業	計	41.3	16.4	291,460						
	男性	43.6	19.9	330,302						
	女性	37.2	10.2	222,740						
サービス業	計	44.3	11.0	241,722						
	男性	45.8	12.1	258,117						
	女性	40.5	8.2	199,625						

3 規模別所定内賃金

所定内賃金を規模別にみると、中小企業が257,316円、大企業が282,642円で、大企業を100とした場合、規模間格差は91.0となっている。(第6図)

第6図 規模別所定内賃金・平均年齢・平均勤続年数

区分	性別	平均年齢 (歳)	平均勤続 年数(年)	15 20 25 30 35万円				
				賃金				
前年規模計	計	42.4	12.2	266,072				
	男性	43.3	13.2	289,478				
	女性	40.6	10.2	219,042				
規模計	計	42.7	12.0	263,480				
	男性	43.6	13.0	286,731				
	女性	41.1	10.1	218,834				
中小企業	計	43.5	12.0	257,316				
	男性	44.2	12.7	277,911				
	女性	41.9	10.4	210,413				
大企業	計	40.4	12.0	282,642				
	男性	41.2	14.2	321,921				
	女性	39.4	9.3	236,257				

4 産業別所定内賃金

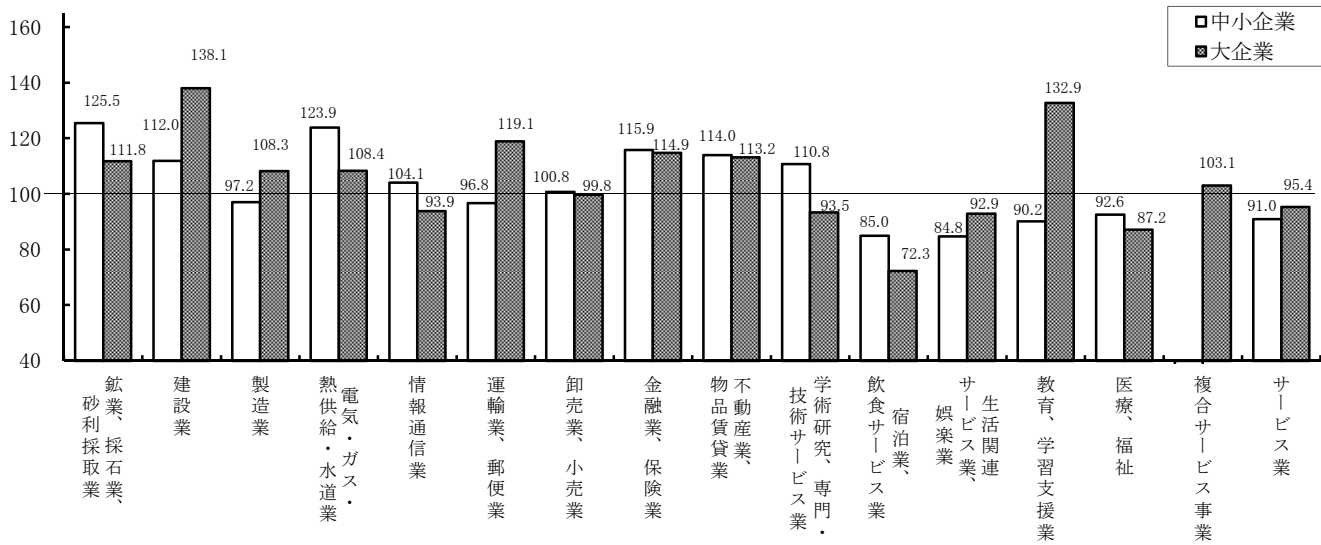
所定内賃金を産業別でみると、「教育、学習支援業」(329,527円)が最も高く、以下、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「金融業、保険業」が続ぎ、最も低いのは「宿泊業、飲食サービス業」となっている。(第10表、第7図)

第10表 産業別・規模別所定内賃金

単位：円

区分	規模計	中小企業	大企業
前年産業計	266,072	258,616	287,186
産業計	263,480	257,316	282,642
鉱業、採石業、砂利採取業	320,165	323,043	316,110
建設業	292,753	288,067	390,427
製造業	251,818	250,022	306,207
電気・ガス・熱供給・水道業	317,649	318,820	306,261
情報通信業	267,370	267,921	265,411
運輸業、郵便業	269,111	249,034	336,498
卸売業、小売業	266,957	259,282	282,087
金融業、保険業	316,648	298,120	324,736
不動産業、物品賃貸業	302,402	293,403	319,989
学術研究、専門・技術サービス業	279,823	285,122	264,212
宿泊業、飲食サービス業	213,382	218,746	204,440
生活関連サービス業、娯楽業	224,632	218,105	262,681
教育、学習支援業	329,527	232,196	375,510
医療、福祉	242,124	238,356	246,393
複合サービス事業	291,460	-	291,460
サービス業	241,722	234,133	269,632

第7図 産業間格差の状況（産業計＝100）



5 男女別所定内賃金

男性の所定内賃金を100とした場合の女性の所定内賃金の割合は、規模計で76.3(男性286,731円、女性218,834円)となっている。規模別にみると、中小企業が75.7、大企業が73.4と大企業の方が男女格差は大きくなっている。産業別にみると「医療、福祉」が中小企業では90.2、大企業では94.4で、最も格差が小さい。

なお、最も格差が大きいのは、中小企業では「不動産業、物品賃貸業」、大企業では「学術研究、専門・技術サービス業」となっている。(第11表、第6図)

第11表 男女別所定内賃金

区分	中 小 企 業							大 企 業						
	男 性			女 性			格差	男 性			女 性			格差
	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金(円)	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金(円)		年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金(円)	年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金(円)	
前年産業計	43.6	12.6	277,292	41.1	10.4	215,651	77.8	42.5	15.2	330,626	39.5	9.8	226,047	68.4
産業計	44.2	12.7	277,911	41.9	10.4	210,413	75.7	41.2	14.2	321,921	39.4	9.3	236,257	73.4
鉱業、採石業、砂利採取業	38.6	13.9	336,678	44.8	12.3	266,232	79.1	39.0	16.0	328,046	51.5	20.5	196,750	60.0
建設業	45.2	13.6	297,227	45.4	12.9	217,446	73.2	41.9	13.4	416,592	42.0	13.3	287,220	68.9
製造業	43.4	13.2	270,739	43.6	11.8	189,254	69.9	41.6	18.7	328,631	42.7	18.3	228,213	69.4
電気・ガス・熱供給・水道業	41.9	12.0	333,011	43.6	14.5	243,690	73.2	35.5	15.2	306,261	-	-	-	-
情報通信業	43.0	11.8	282,837	38.9	8.9	209,572	74.1	42.8	14.1	276,538	37.2	8.8	228,995	82.8
運輸業、郵便業	46.9	10.9	254,716	48.3	10.6	204,483	80.3	43.2	18.0	347,157	35.4	8.4	242,503	69.9
卸売業、小売業	43.5	14.0	284,205	40.8	10.8	201,084	70.8	41.7	16.2	315,780	40.3	13.2	213,886	67.7
金融業、保険業	40.0	14.8	325,524	39.4	13.8	255,271	78.4	39.8	16.5	398,141	35.4	11.1	254,446	63.9
不動産業、物品賃貸業	43.2	7.0	319,590	39.5	4.9	206,986	64.8	43.3	14.1	341,745	44.3	12.6	246,020	72.0
学術研究、専門・技術サービス業	43.4	12.1	314,438	39.4	10.6	214,761	68.3	39.6	13.8	305,230	37.5	6.0	182,176	59.7
宿泊業、飲食サービス業	40.8	7.8	245,887	40.0	9.1	190,659	77.5	41.3	12.9	234,783	34.3	6.9	169,763	72.3
生活関連サービス業、娯楽業	39.3	8.7	252,391	41.1	8.1	189,358	75.0	39.8	13.2	292,073	43.1	12.9	221,185	75.7
教育、学習支援業	41.3	9.3	274,188	38.8	6.4	207,885	75.8	46.5	11.3	413,205	40.9	6.9	311,347	75.3
医療、福祉	41.8	7.5	258,649	40.9	9.5	233,386	90.2	38.3	7.2	256,750	40.2	7.8	242,301	94.4
複合サービス事業	-	-	-	-	-	-	-	43.6	19.9	330,302	37.2	10.2	222,740	67.4
サービス業	47.0	12.2	247,415	40.4	8.3	197,173	79.7	40.5	11.7	301,913	40.8	8.1	206,658	68.4

6 年齢別所定内賃金

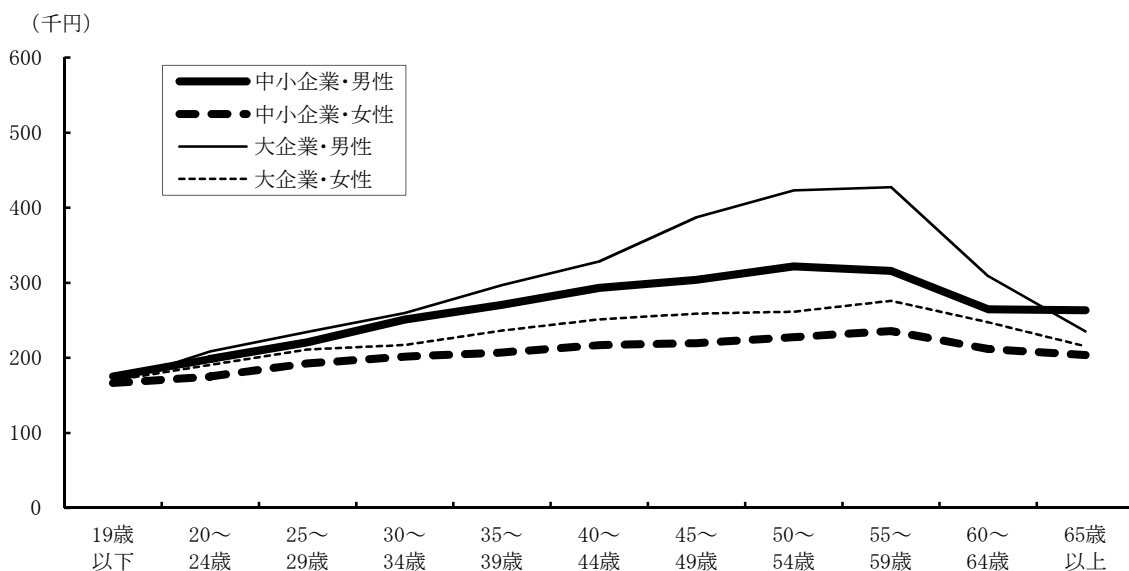
所定内賃金について年齢段階別の推移をみると、20～24歳を100とした場合、男性は中小企業では「50～54歳」、大企業では「55～59歳」のピークまで上昇し、その後、下降に転じている。女性は中小企業、大企業ともに「55～59歳」のピークまで上昇し、その後、下降に転じている。また、女性は男性に比べると年齢段階別格差が小さくなっている。

規模別では、男女とも大企業の方が年齢段階別格差が大きくなっている。(第12表、第8図)

第12表 年齢段階別所定内賃金

区 分	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
19歳以下	175,224	88.2	166,430	95.1	166,882	80.1	169,888	89.1
20～24歳	198,561	100.0	174,934	100.0	208,448	100.0	190,583	100.0
25～29歳	220,599	111.1	192,656	110.1	234,822	112.7	211,028	110.7
30～34歳	251,237	126.5	201,429	115.1	259,967	124.7	216,913	113.8
35～39歳	270,554	136.3	207,232	118.5	296,810	142.4	236,318	124.0
40～44歳	293,195	147.7	216,936	124.0	328,412	157.6	251,171	131.8
45～49歳	303,754	153.0	219,398	125.4	387,273	185.8	259,103	136.0
50～54歳	321,946	162.1	227,710	130.2	423,080	203.0	261,616	137.3
55～59歳	316,059	159.2	235,730	134.8	427,384	205.0	275,962	144.8
60～64歳	264,827	133.4	211,970	121.2	308,895	148.2	247,331	129.8
65歳以上	263,531	132.7	203,861	116.5	235,078	112.8	215,417	113.0

第8図 所定内賃金の年齢別推移



7 学歴別所定内賃金

学歴別の所定内賃金は下表のとおりとなっている。(第13表)

男性について、高校卒の所定内賃金を100とした場合の学歴間格差をみると、中小企業、大企業ともに概ね大学卒、大学院卒との格差が大きい。また、女性についても中小企業、大企業ともに概ね大学卒、大学院卒との格差が大きい。(第9図)

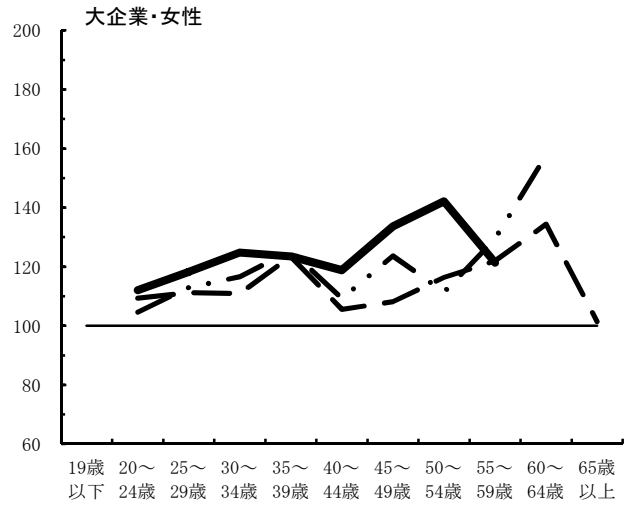
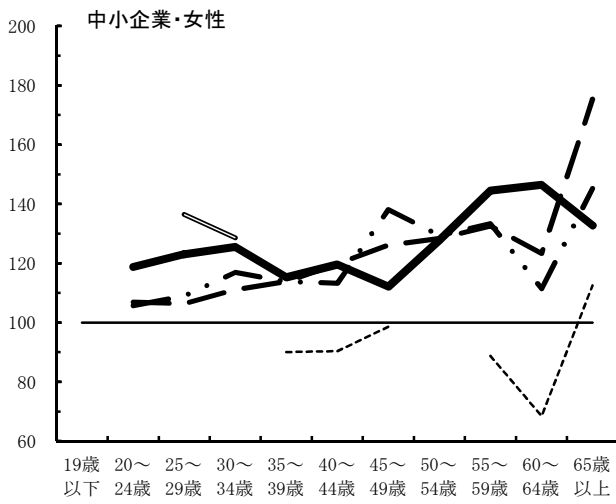
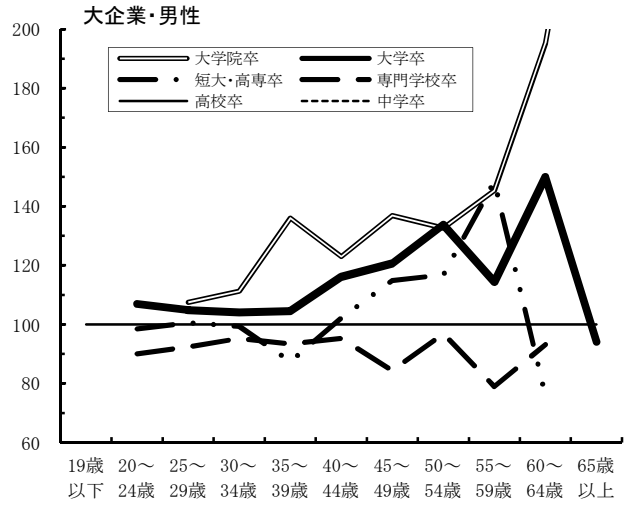
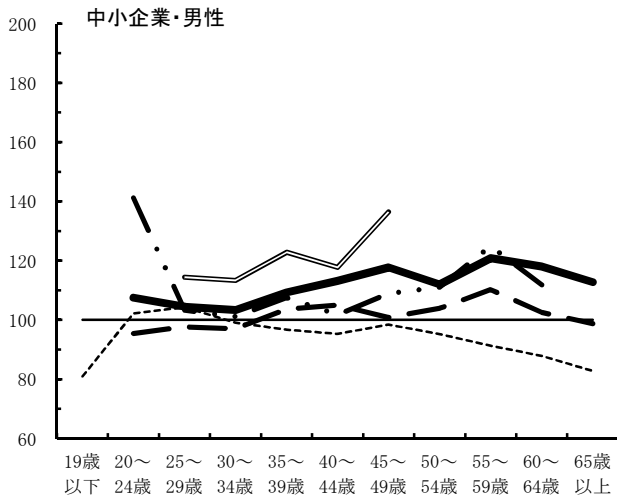
第13表 学歴別所定内賃金

単位：円

区 分	中 学 卒		高 校 卒		専 門 学 校 卒		短大・高専卒		大 学 卒		大 学 院 卒	
	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性	男 性	女 性
前年規模計	251,002	171,520	274,256	205,868	270,907	227,140	282,890	221,664	328,739	238,458	339,175	281,569
産 業 計	255,656	179,376	280,690	201,630	270,421	227,662	296,728	232,753	312,517	232,206	356,241	333,397
中 小 企 業	256,286	182,862	274,959	195,270	269,559	222,285	293,147	224,595	297,755	224,948	302,486	245,467
19歳以下	143,880	-	177,683	166,430	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	197,498	X	193,182	163,625	184,278	174,871	272,890	172,971	207,772	194,306	X	-
25～29歳	226,119	166,486	216,983	174,021	211,883	185,051	224,168	189,640	226,678	214,185	248,325	237,517
30～34歳	247,925	X	250,259	179,109	242,892	198,937	253,121	209,396	258,651	224,883	283,701	230,327
35～39歳	254,001	170,384	262,770	189,154	272,244	215,240	282,358	215,348	287,035	217,953	322,813	-
40～44歳	270,869	178,588	284,282	197,711	298,584	236,983	289,314	223,883	321,745	236,390	334,927	X
45～49歳	290,698	192,537	295,308	195,253	297,702	246,184	321,707	269,558	347,469	218,983	403,075	X
50～54歳	300,402	X	315,744	205,175	328,263	263,465	350,542	265,396	353,745	262,236	X	-
55～59歳	278,168	189,970	304,804	213,944	335,809	283,644	380,826	285,300	368,280	309,062	-	-
60～64歳	228,586	137,175	260,191	200,359	266,827	246,934	290,979	223,254	307,117	293,460	X	X
65歳以上	219,274	207,820	264,836	184,684	261,472	323,727	X	268,167	298,532	245,208	X	-
大 企 業	234,472	156,284	324,919	220,206	272,836	238,474	306,779	247,222	337,764	240,597	404,380	395,465
19歳以下	-	-	166,882	169,888	-	-	-	-	-	-	-	-
20～24歳	-	-	206,931	177,375	186,186	193,904	203,780	185,530	221,376	198,850	-	X
25～29歳	-	X	230,344	185,990	212,865	206,795	231,514	210,068	241,558	219,916	247,518	X
30～34歳	X	X	255,660	189,339	243,465	210,137	253,933	220,882	265,892	236,304	284,382	X
35～39歳	X	X	294,986	195,799	275,549	241,600	257,800	245,527	308,334	241,778	401,170	380,432
40～44歳	216,933	X	314,606	233,381	299,690	246,398	321,233	254,903	365,315	277,333	386,752	X
45～49歳	X	-	354,685	233,734	299,166	252,882	407,328	289,058	427,984	312,515	485,447	X
50～54歳	X	X	378,448	239,904	366,442	279,344	442,102	267,368	506,189	341,087	502,083	X
55～59歳	X	X	407,922	245,395	322,177	299,242	604,990	317,452	466,319	297,600	592,913	X
60～64歳	217,105	X	256,640	193,079	238,942	259,565	194,414	304,556	384,699	X	501,236	599,563
65歳以上	X	-	172,456	214,236	X	217,293	-	X	162,300	-	500,708	-

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第9図 学歴間格差の年齢別推移



8 職種別所定内賃金

職種別にみると、中小企業、大企業ともに「管理」が高く、次いで一部を除き「事務・技術」、「生産」の順になっている。(第14表、第10図)

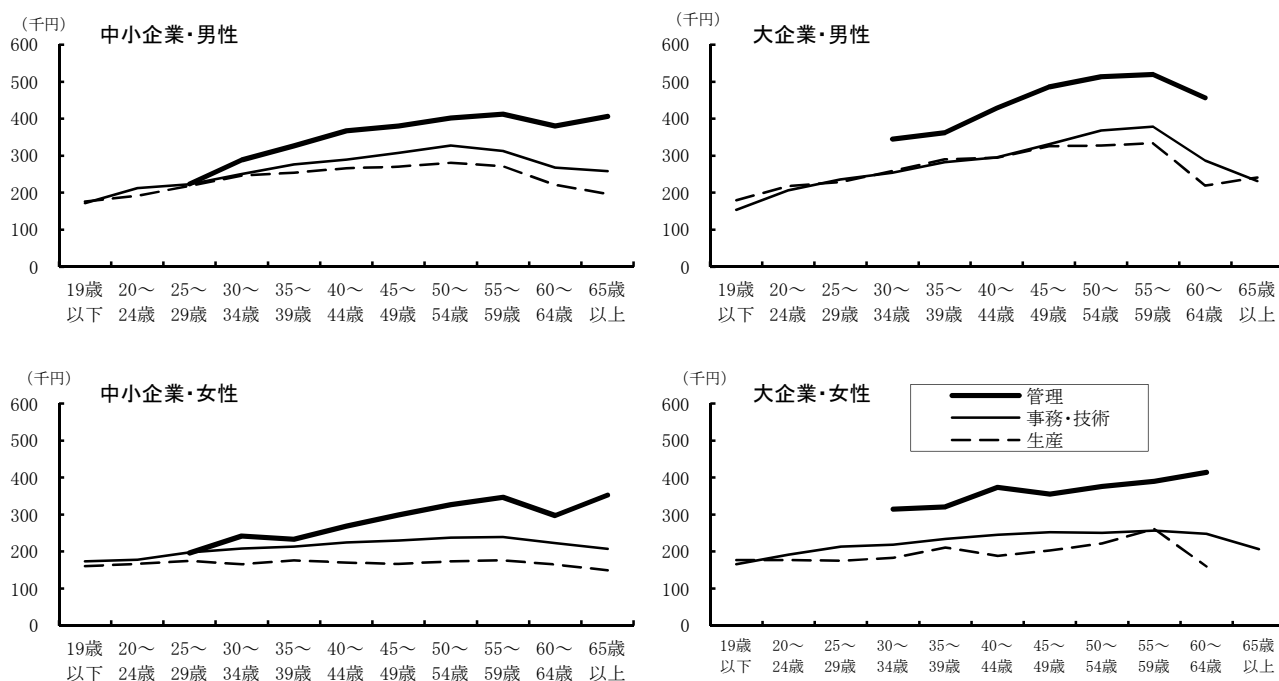
第14表 職種別所定内賃金

単位：円

区 分	管 理		事務・技術		生 産	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性
前年規模計	399,755	330,499	277,054	220,002	243,267	176,042
産業計	399,448	322,649	277,428	221,960	251,603	174,338
中小企業	376,506	300,787	275,709	216,814	248,686	169,658
19歳以下	-	-	171,522	173,290	176,047	160,195
20～24歳	X	X	212,157	177,929	191,987	166,847
25～29歳	223,370	196,012	223,187	197,641	218,433	174,491
30～34歳	288,559	241,579	250,898	208,407	246,281	165,821
35～39歳	326,944	233,087	276,801	212,917	253,670	176,009
40～44歳	367,715	269,073	289,873	224,820	265,768	170,052
45～49歳	380,602	298,624	308,025	229,974	270,567	166,982
50～54歳	401,787	326,955	327,245	237,151	281,093	173,439
55～59歳	412,305	346,698	312,693	239,513	271,481	176,222
60～64歳	380,698	297,217	267,567	222,456	220,893	165,037
65歳以上	405,896	352,823	258,710	207,447	197,071	149,161
大企業	468,578	362,462	281,042	230,917	282,808	198,368
19歳以下	-	-	153,875	165,680	179,890	176,900
20～24歳	X	-	206,044	191,718	217,920	176,870
25～29歳	X	-	235,999	213,033	228,940	174,934
30～34歳	344,475	314,879	253,949	218,783	258,148	183,096
35～39歳	362,550	320,507	282,204	234,184	290,259	210,444
40～44歳	428,881	373,195	295,677	245,682	294,580	188,077
45～49歳	485,775	355,120	331,166	251,913	325,953	203,187
50～54歳	513,310	376,140	368,060	250,789	327,245	222,022
55～59歳	519,303	389,639	378,981	256,558	333,520	260,954
60～64歳	456,476	414,369	286,538	247,981	219,668	159,367
65歳以上	-	X	231,203	206,764	240,892	X

(注)「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第10図 職種別所定内賃金の年齢別推移



9 勤続年数別所定内賃金

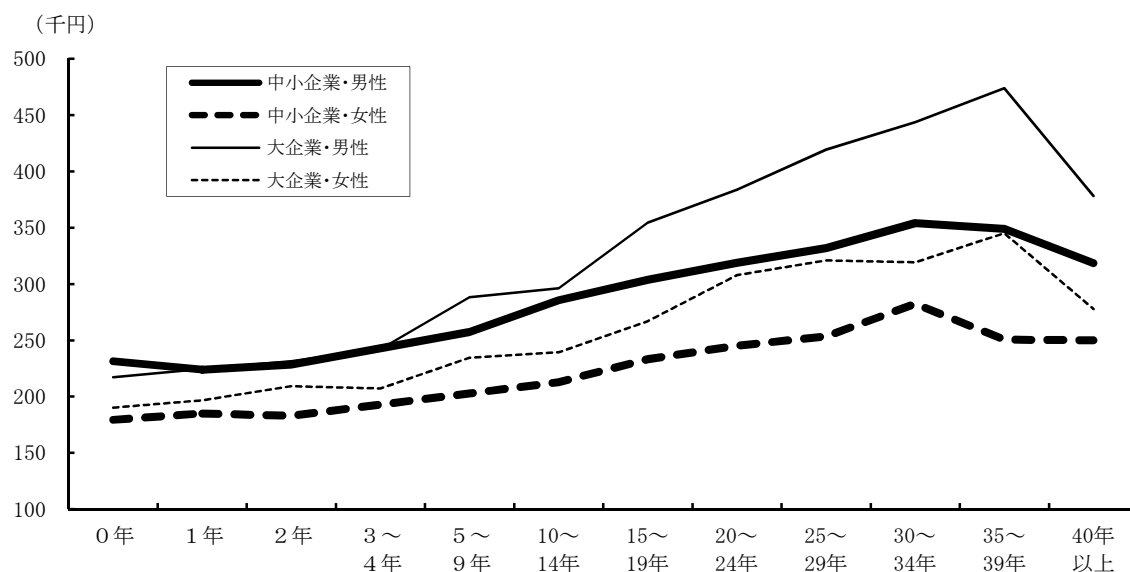
所定内賃金について勤続年数別の推移をみると、男性は中小企業で「30～34年」、大企業で「35～39年」、女性は中小企業で「30～34年」、大企業で「35～39年」がピークになっている。

また、規模別では、勤続年数「0年」の者の所定内賃金を100とした場合、男女とも大企業の方が概ね勤続年数別格差が大きくなっている。(第15表、第11図)

第15表 勤続年数別所定内賃金

勤続年数	中 小 企 業				大 企 業			
	男 性		女 性		男 性		女 性	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
0 年	231,361	100.0	179,311	100.0	217,277	100.0	190,075	100.0
1 年	223,917	96.8	184,993	103.2	224,644	103.4	196,680	103.5
2 年	228,358	98.7	182,778	101.9	231,386	106.5	209,309	110.1
3～4年	242,855	105.0	192,709	107.5	242,294	111.5	207,331	109.1
5～9年	257,276	111.2	202,659	113.0	288,226	132.7	234,581	123.4
10～14年	285,502	123.4	212,696	118.6	296,296	136.4	239,262	125.9
15～19年	303,785	131.3	233,214	130.1	354,421	163.1	267,011	140.5
20～24年	318,946	137.9	245,204	136.7	383,859	176.7	308,015	162.0
25～29年	331,903	143.5	253,351	141.3	419,272	193.0	321,004	168.9
30～34年	354,053	153.0	282,312	157.4	443,787	204.2	319,350	168.0
35～39年	348,857	150.8	250,687	139.8	474,013	218.2	345,183	181.6
40年以上	318,486	137.7	250,130	139.5	378,169	174.0	277,609	146.1

第11図 所定内賃金の勤続年数別推移



10 標準労働者の所定内賃金

標準労働者(学校卒業後直ちに就職し、同一企業に継続して勤務している者)について、年齢「20～24 歳」の者の所定内賃金を 100 として、各条件別に所定内賃金をみると、男性は、中小企業では「30～34 歳」までは「生産」が「事務・技術」より年齢による格差が大きい。大企業では一部を除き「事務・技術」が「生産」より年齢による格差が大きい。一方女性は、中小企業では「事務・技術」が「生産」より年齢による格差が大きい。(第 16 表)

第 16 表 標準労働者の所定内賃金【男性】

年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
	事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
19 歳 以下	171,387	82.6	175,518	88.4	153,966	71.0	179,890	79.9
20 ～ 24 歳	207,415	100.0	198,616	100.0	216,723	100.0	225,206	100.0
25 ～ 29 歳	235,829	113.7	231,469	116.5	245,752	113.4	233,529	103.7
30 ～ 34 歳	274,265	132.2	268,943	135.4	269,757	124.5	309,380	137.4
35 ～ 39 歳	303,231	146.2	277,368	139.7	297,469	137.3	313,398	139.2
40 ～ 44 歳	333,767	160.9	292,055	147.0	310,170	143.1	341,652	151.7
45 ～ 49 歳	348,406	168.0	309,026	155.6	346,732	160.0	310,902	138.1
50 ～ 54 歳	384,463	185.4	312,043	157.1	429,282	198.1	355,274	157.8
55 ～ 59 歳	332,745	160.4	304,323	153.2	436,094	201.2	398,950	177.1
60 ～ 64 歳	256,445	123.6	218,061	109.8	251,356	116.0	235,838	104.7
65 歳 以上	X	X	X	X	X	X	-	-

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

第 16 表 標準労働者の所定内賃金【女性】

年 齢	中 小 企 業				大 企 業			
	事 務 ・ 技 術		生 産		事 務 ・ 技 術		生 産	
	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差	所定内賃金 (円)	格 差
19 歳 以下	168,839	92.3	163,920	92.2	171,850	89.6	176,900	95.1
20 ～ 24 歳	183,015	100.0	177,749	100.0	191,798	100.0	185,950	100.0
25 ～ 29 歳	209,062	114.2	178,960	100.7	223,001	116.3	201,478	108.4
30 ～ 34 歳	235,219	128.5	195,677	110.1	244,056	127.2	X	X
35 ～ 39 歳	241,329	131.9	197,556	111.1	248,663	129.6	249,041	133.9
40 ～ 44 歳	259,853	142.0	196,227	110.4	272,059	141.8	260,052	139.9
45 ～ 49 歳	323,196	176.6	203,365	114.4	322,728	168.3	293,720	158.0
50 ～ 54 歳	307,636	168.1	212,091	119.3	317,141	165.4	250,920	134.9
55 ～ 59 歳	278,964	152.4	215,881	121.5	284,728	148.5	-	-
60 ～ 64 歳	-	-	-	-	213,210	111.2	-	-
65 歳 以上	-	-	-	-	-	-	-	-

(注) 「X」はサンプル数が少ないため秘匿。

※ 標準労働者：年齢から勤続年数を引いた数が、最終学歴「高校卒」の場合は 18、「高専・短大卒」の場合は 20、「大学卒」の場合は 22 又は 23 となる者としている。

11 所定外賃金

集計労働者の平均所定外賃金は、18,289 円となっている。男女別では、男性が 22,951 円、女性が 9,339 円となっている。

規模別にみると、中小企業が 17,620 円、大企業が 20,370 円と大企業の方が高くなっている。また、産業別にみると、「運輸業、郵便業」が 37,390 円で最も高く、「鉱業、採石業、砂利採取業」が続き、「医療、福祉」が最も低くなっている。(第 17 表)

第 17 表 所定外賃金

単位：円

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性	計	男 性	女 性
前 年 産 業 計	18,643	23,187	9,511	17,484	21,171	8,999	21,925	29,995	10,568
産 業 計	18,289	22,951	9,339	17,620	22,008	7,625	20,370	26,710	12,883
鉱業、採石業、砂利採取業	36,295	40,667	11,706	35,819	40,670	15,608	36,966	40,663	-
建設業	20,153	21,695	8,722	19,330	20,917	7,094	37,314	39,677	27,991
製造業	21,221	25,282	9,247	20,831	24,902	8,890	33,041	36,342	21,558
電気・ガス・熱供給・水道業	26,649	29,263	11,122	27,949	31,127	11,122	14,007	14,007	-
情報通信業	13,353	13,320	13,477	10,789	10,767	10,876	22,460	22,749	21,514
運輸業、郵便業	37,390	40,623	11,375	37,058	40,280	11,788	38,508	41,760	9,834
卸売業、小売業	14,375	16,462	9,734	11,443	13,143	7,472	20,155	23,305	13,777
金融業、保険業	25,776	29,720	21,402	18,637	18,944	18,158	28,892	35,586	22,483
不動産業、物品賃貸業	24,274	26,248	17,692	9,760	11,452	4,179	52,641	54,971	44,719
学術研究、専門・技術サービス業	13,798	17,766	4,718	12,467	15,845	4,360	17,721	23,758	5,648
宿泊業、飲食サービス業	13,723	15,228	12,107	9,917	10,538	9,274	20,067	22,683	17,078
生活関連サービス業、娯楽業	9,366	12,574	6,464	7,068	9,625	4,924	22,763	25,968	18,238
教育、学習支援業	9,955	10,459	9,350	13,410	18,630	10,389	8,323	8,213	8,510
医療、福祉	7,621	7,822	7,558	5,602	5,523	5,621	9,907	9,631	10,016
複合サービス事業	23,277	32,143	7,592	-	-	-	23,277	32,143	7,592
サービス業	20,131	23,821	10,658	18,025	20,987	9,783	27,877	35,418	13,166

第4 労働日数、労働時間

1 実労働日数、実労働時間数

(1) 実労働日数

実労働日数は、21.6日(中小企業 21.9日、大企業 20.8日)となっている。産業別にみると、「建設業」が22.6日(中小企業 22.7日、大企業 20.6日)、「宿泊業、飲食サービス業」も22.6日(中小企業 22.8日、大企業 22.3日)で最も多く、「運輸業、郵便業」、「サービス業」が続いている。(第18表)

(2) 実労働時間数

実労働時間数をみると、総実労働時間数は174.8時間(中小企業 176.7時間、大企業 168.8時間)であり、その内訳は所定内163.9時間、所定外10.9時間となっている。

産業別の月所定内労働時間数は「鉱業、採石業、砂利採取業」が146.4時間で最も短く、他の産業との差は4.9～24.1時間となっている。産業別の月所定外労働時間数は「運輸業、郵便業」が22.5時間で最も長く、以下、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」が続いている。(第18表)

第18表 月間実労働日数、実労働時間数

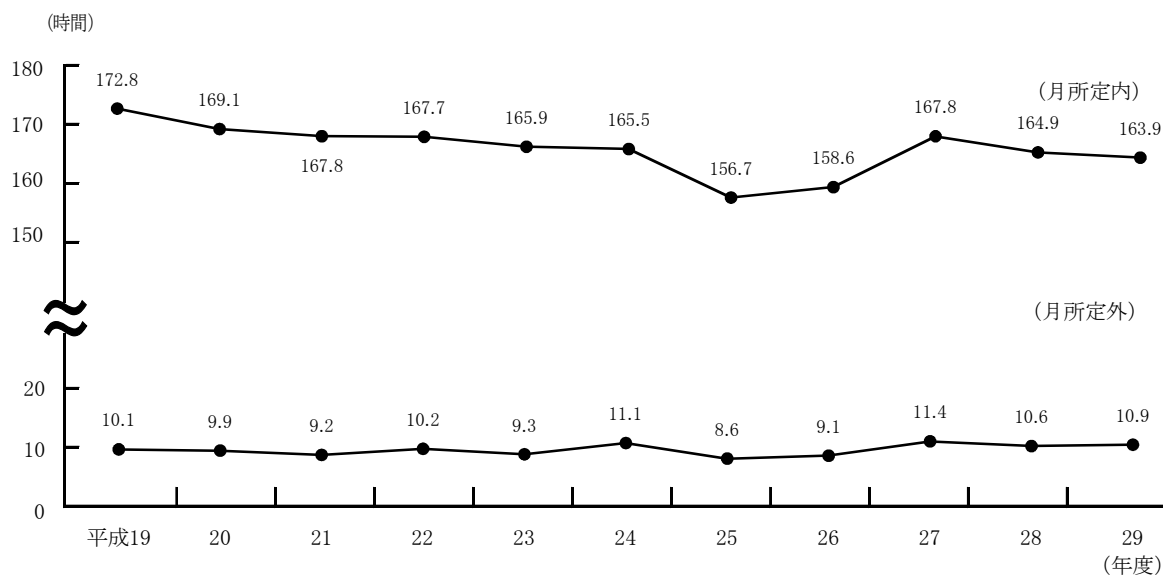
区 分	月間実労働日数 (日)	月 間 実 労 働 時 間 数(時間)		
		総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計 規 模 計	21.6	175.5	164.9	10.6
中小企業	21.8	176.9	166.4	10.6
大 企 業	21.0	171.5	160.7	10.8
産 業 計 規 模 計	21.6	174.8	163.9	10.9
中小企業	21.9	176.7	165.8	10.9
大 企 業	20.8	168.8	158.0	10.8
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	19.6	163.7	146.4	17.3
中小企業	19.5	165.6	148.0	17.7
大 企 業	19.6	160.9	144.1	16.7
建 設 業 規 模 計	22.6	180.5	169.2	11.3
中小企業	22.7	180.9	170.1	10.8
大 企 業	20.6	173.7	151.6	22.2
製 造 業 規 模 計	21.6	178.2	165.9	12.3
中小企業	21.7	178.7	166.5	12.2
大 企 業	19.6	162.8	148.3	14.5
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	21.0	171.2	154.9	16.3
中小企業	21.1	171.9	154.5	17.4
大 企 業	20.8	164.1	159.2	4.9
情 報 通 信 業 規 模 計	20.4	170.8	162.7	8.1
中小企業	20.7	173.1	165.6	7.5
大 企 業	19.7	162.7	152.4	10.3
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	22.2	189.8	167.2	22.5
中小企業	22.6	193.0	169.4	23.6
大 企 業	20.8	179.0	160.0	19.0
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	21.8	175.7	166.4	9.4
中小企業	22.0	175.1	167.0	8.2
大 企 業	21.5	176.9	165.2	11.7
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	20.1	162.9	151.3	11.7
中小企業	20.1	162.1	154.0	8.1
大 企 業	20.1	163.3	150.1	13.2
不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業 規 模 計	21.8	185.1	170.5	14.6
中小企業	21.9	179.3	171.2	8.1
大 企 業	21.6	196.5	169.3	27.2
学 術 研 究 、 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	20.8	164.8	157.3	7.5
中小企業	20.6	163.7	156.6	7.1
大 企 業	21.2	168.1	159.2	8.9
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	22.6	180.3	170.5	9.8
中小企業	22.8	179.8	172.9	6.9
大 企 業	22.3	181.1	166.5	14.6
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 規 模 計	21.7	172.2	165.4	6.8
娯 楽 業 中小企業	21.8	172.1	166.6	5.4
大 企 業	21.3	172.9	158.0	14.9
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	21.2	162.9	154.5	8.4
中小企業	20.9	163.8	155.3	8.6
大 企 業	21.3	162.4	154.1	8.3
医 療 、 福 祉 規 模 計	20.8	162.7	158.7	4.0
中小企業	21.0	162.3	159.0	3.3
大 企 業	20.6	163.1	158.4	4.7
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	20.6	164.9	152.4	12.4
中小企業	-	-	-	-
大 企 業	20.6	164.9	152.4	12.4
サ ー ビ ス 業 規 模 計	21.9	176.8	161.7	15.2
中小企業	22.4	179.0	163.8	15.2
大 企 業	20.1	169.0	154.0	15.0

2 労働時間の推移（月所定内・月所定外）

平成19年度からの労働時間の推移をみると、月所定内労働時間は、19年度をピークに減少傾向であったが、27年度に増加し、28年度以降は減少している。

月所定外労働時間は、平成27年度は増加したが、総じて横ばいにあるといえる。（第12図）

第12図 労働時間の推移(月所定内・月所定外)



3 所定労働時間

(1) 日所定・週所定労働時間

週所定労働時間は、38 時間 50 分となっている。規模別にみると、中小企業は 38 時間 53 分、大企業は 38 時間 40 分で中小企業の方が長くなっている。産業別にみると、中小企業では「建設業」、大企業では「宿泊業、飲食サービス業」が最も長くなっている。(第 19 表)

第 19 表 日所定・週所定労働時間

区 分		日 所 定	週 所 定
前 年 産 業 計	規 模 計	7:41	38:42
	中 小 企 業	7:41	38:55
	大 企 業	7:41	38:05
産 業 計	規 模 計	7:39	38:50
	中 小 企 業	7:37	38:53
	大 企 業	7:45	38:40
鉱業、採石業、砂利採取業	規 模 計	7:51	39:18
	中 小 企 業	8:00	40:00
	大 企 業	7:35	37:55
建 設 業	規 模 計	7:37	40:15
	中 小 企 業	7:37	40:19
	大 企 業	7:37	38:07
製 造 業	規 模 計	7:43	39:05
	中 小 企 業	7:43	39:07
	大 企 業	7:46	37:59
電気・ガス・熱供給・水道業	規 模 計	7:31	37:19
	中 小 企 業	7:30	37:09
	大 企 業	7:40	38:20
情 報 通 信 業	規 模 計	7:56	39:42
	中 小 企 業	7:57	39:47
	大 企 業	7:45	38:45
運 輸 業 、 郵 便 業	規 模 計	7:37	38:45
	中 小 企 業	7:35	38:39
	大 企 業	7:46	39:11
卸 売 業 、 小 売 業	規 模 計	7:31	38:11
	中 小 企 業	7:25	37:54
	大 企 業	7:45	38:47
金 融 業 、 保 険 業	規 模 計	7:33	37:25
	中 小 企 業	7:40	38:17
	大 企 業	7:30	37:01
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業	規 模 計	7:51	39:27
	中 小 企 業	7:52	39:26
	大 企 業	7:50	39:30
学術研究、専門・技術サービス業	規 模 計	7:50	39:14
	中 小 企 業	7:49	39:11
	大 企 業	7:52	39:22
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:20	37:35
	中 小 企 業	7:12	37:03
	大 企 業	7:50	39:32
生活関連サービス業、娯楽業	規 模 計	7:45	39:13
	中 小 企 業	7:48	39:49
	大 企 業	7:26	36:26
教 育 、 学 習 支 援 業	規 模 計	7:06	35:30
	中 小 企 業	6:47	33:38
	大 企 業	7:30	37:41
医 療 、 福 祉	規 模 計	7:49	39:06
	中 小 企 業	7:45	38:59
	大 企 業	7:56	39:18
複 合 サ ー ビ ス 事 業	規 模 計	7:46	38:53
	中 小 企 業	—	—
	大 企 業	7:46	38:53
サ ー ビ ス 業	規 模 計	7:36	38:22
	中 小 企 業	7:33	38:12
	大 企 業	7:49	39:05

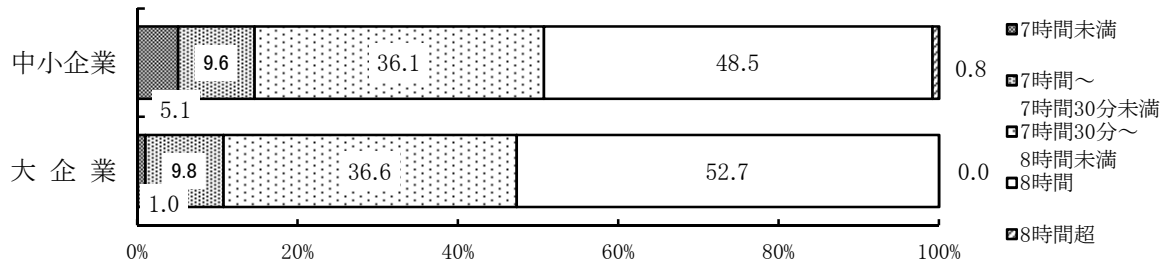
(2) 1日の所定労働時間

1日の所定労働時間は、7時間 39分となっている。規模別にみると、中小企業では7時間 37分、大企業では7時間 45分となっており、1日の所定労働時間別事業所割合でも、8時間未満とする割合は中小企業、大企業ともに概ね同程度になっている。産業別にみると、中小企業では「鉱業、採石業、砂利採取業」、大企業では「医療、福祉」が最も長くなっている。(第20表、第13図)

第20表 1日の所定労働時間

区 分	所定労働時間 (時間:分)	1日の所定労働時間別事業所割合(%)							
		6:29 }	6:30 }	6:59 }	7:00 }	7:29 }	7:30 }	7:59 }	8:00 }
前年産業計	7:41	3.2	1.0	9.2	35.2	50.1	1.3		
中小企業	7:41	3.0	1.2	8.2	36.5	49.8	1.3		
大企業	7:41	3.8	0.4	11.9	31.5	51.2	1.2		
産業計	7:39	3.4	0.8	9.6	36.2	49.4	0.7		
中小企業	7:37	4.1	1.0	9.6	36.1	48.5	0.8		
大企業	7:45	1.0	-	9.8	36.6	52.7	-		
鉱業、採石業、砂利採取業	7:51	-	-	-	33.3	66.7	-		
中小企業	8:00	-	-	-	-	100.0	-		
大企業	7:35	-	-	-	100.0	-	-		
建設業	7:37	-	1.6	13.1	50.0	35.2	-		
中小企業	7:37	-	1.7	13.6	48.3	36.4	-		
大企業	7:37	-	-	-	100.0	-	-		
製造業	7:43	2.1	0.5	6.7	48.5	41.8	0.5		
中小企業	7:43	2.1	0.5	6.9	48.1	41.8	0.5		
大企業	7:46	-	-	-	60.0	40.0	-		
電気・ガス・熱供給・水道業	7:31	-	-	28.6	71.4	-	-		
中小企業	7:30	-	-	33.3	66.7	-	-		
大企業	7:40	-	-	-	100.0	-	-		
情報通信業	7:56	-	-	-	15.4	84.6	-		
中小企業	7:57	-	-	-	8.3	91.7	-		
大企業	7:45	-	-	-	100.0	-	-		
運輸業、郵便業	7:37	3.6	3.6	10.7	32.1	50.0	-		
中小企業	7:35	4.4	4.4	11.1	31.1	48.9	-		
大企業	7:46	-	-	9.1	36.4	54.5	-		
卸売業、小売業	7:31	6.7	1.2	6.1	34.1	50.0	1.8		
中小企業	7:25	9.0	1.8	7.2	29.7	49.5	2.7		
大企業	7:45	1.9	-	3.8	43.4	50.9	-		
金融業、保険業	7:33	-	-	36.6	41.5	22.0	-		
中小企業	7:40	-	-	7.7	61.5	30.8	-		
大企業	7:30	-	-	50.0	32.1	17.9	-		
不動産業、物品賃貸業	7:51	-	-	-	30.0	70.0	-		
中小企業	7:52	-	-	-	28.6	71.4	-		
大企業	7:50	-	-	-	33.3	66.7	-		
学術研究、専門・技術サービス業	7:50	-	-	11.8	23.5	64.7	-		
中小企業	7:49	-	-	15.4	23.1	61.5	-		
大企業	7:52	-	-	-	25.0	75.0	-		
宿泊業、飲食サービス業	7:20	14.3	-	21.4	16.7	47.6	-		
中小企業	7:12	18.2	-	27.3	9.1	45.5	-		
大企業	7:50	-	-	-	44.4	55.6	-		
生活関連サービス業、娯楽業	7:45	-	-	8.7	39.1	52.2	-		
中小企業	7:48	-	-	-	42.1	57.9	-		
大企業	7:26	-	-	50.0	25.0	25.0	-		
教育、学習支援業	7:06	15.4	-	7.7	38.5	38.5	-		
中小企業	6:47	14.3	-	14.3	28.6	42.9	-		
大企業	7:30	16.7	-	-	50.0	33.3	-		
医療、福祉	7:49	2.6	-	3.3	17.2	76.2	0.7		
中小企業	7:45	4.2	-	5.3	15.8	73.7	1.1		
大企業	7:56	-	-	-	19.6	80.4	-		
複合サービス事業	7:46	-	-	-	44.4	55.6	-		
中小企業	-	-	-	-	-	-	-		
大企業	7:46	-	-	-	44.4	55.6	-		
サービス業	7:36	3.8	-	13.5	38.5	42.3	1.9		
中小企業	7:33	4.8	-	14.3	38.1	40.5	2.4		
大企業	7:49	-	-	10.0	40.0	50.0	-		

第 13 図 1日の所定労働時間別事業所割合



(3) 週所定労働時間

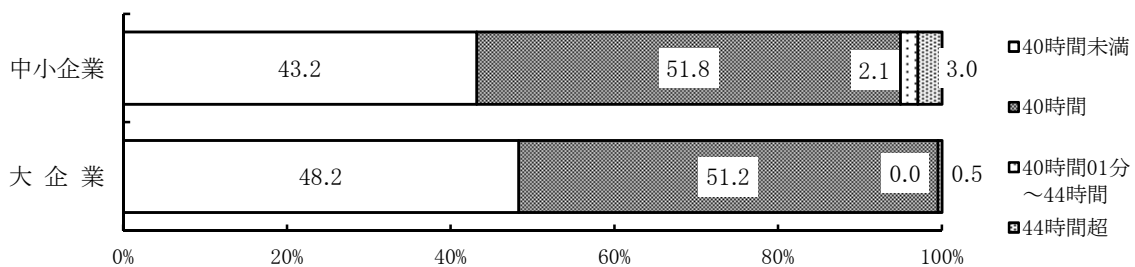
週所定労働時間は、38 時間 50 分となっている。規模別にみると、中小企業は 38 時間 53 分、大企業は 38 時間 40 分で中小企業の方が長くなっている。産業別では「建設業」が 40 時間 15 分と最も長く、一方、最も短いのは「教育、学習支援業」の 35 時間 30 分であり、その差は4時間 45 分となっている。

また、週所定労働時間の分布状況をみると、40 時間以下の事業所が 95.9%、40 時間を超え 44 時間以下の事業所が 1.6%、44 時間を超える事業所が 2.4%となっている。これを産業別にみると、週 40 時間以下は「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」で 100%となっており、他の産業との差は 0.7%～14.8%となっている。なお、40 時間を超え 44 時間以下及び 44 時間を超える労働時間は中小企業の「建設業」が最も多い。(第 22 表)

規模別では、大企業の方が週 40 時間以下の割合がやや大きい。(第 22 表、第 14 図)

労働組合の有無別に週所定労働時間をみると、中小企業、大企業ともに労働組合のない事業所の方が長くなっている。(第 21 表)

第 14 図 週所定労働時間別事業所割合



第 21 表 労働組合有無別週所定労働時間

単位：(時間:分)

区 分	中 小 企 業		大 企 業	
	労 組 有	労 組 無	労 組 有	労 組 無
前 年 産 業 計	38:58	38:55	37:28	38:49
産 業 計	38:09	38:58	38:17	39:14

第 22 表 週所定労働時間

区 分	所定労働時間 (時間:分)	週所定労働時間別事業所割合(%)							
		37:59	38:00	40:00	40:01	42:00	44:00	44:01	
		37:59	39:59	40:00	41:59	43:59	44:00	44:01	
前 年 産 業 計 規 模 計	38:42	21.9	19.7	53.6	0.5	0.7	0.4	3.2	
中小企業	38:55	17.4	22.8	54.0	0.7	0.7	0.5	3.9	
大企業	38:05	34.6	10.8	52.7	-	0.8	-	1.2	
産 業 計 規 模 計	38:50	21.1	23.2	51.6	0.2	0.9	0.5	2.4	
中小企業	38:53	18.5	24.7	51.8	0.3	1.1	0.7	3.0	
大企業	38:40	30.2	18.0	51.2	-	-	-	0.5	
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	39:18	33.3	-	66.7	-	-	-	-	
中小企業	40:00	-	-	100.0	-	-	-	-	
大企業	37:55	100.0	-	-	-	-	-	-	
建 設 業 規 模 計	40:15	6.6	40.2	38.5	-	2.5	3.3	9.0	
中小企業	40:19	5.1	39.8	39.8	-	2.5	3.4	9.3	
大企業	38:07	50.0	50.0	-	-	-	-	-	
製 造 業 規 模 計	39:05	16.6	36.8	42.5	0.5	1.6	-	2.1	
中小企業	39:07	16.0	36.7	43.1	0.5	1.6	-	2.1	
大企業	37:59	40.0	40.0	20.0	-	-	-	-	
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	37:19	57.1	42.9	-	-	-	-	-	
中小企業	37:09	66.7	33.3	-	-	-	-	-	
大企業	38:20	-	100.0	-	-	-	-	-	
情 報 通 信 業 規 模 計	39:42	7.7	7.7	84.6	-	-	-	-	
中小企業	39:47	8.3	-	91.7	-	-	-	-	
大企業	38:45	-	100.0	-	-	-	-	-	
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	38:45	25.5	12.7	60.0	-	-	-	1.8	
中小企業	38:39	25.0	13.6	59.1	-	-	-	2.3	
大企業	39:11	27.3	9.1	63.6	-	-	-	-	
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	38:11	25.8	20.2	50.3	-	0.6	0.6	2.5	
中小企業	37:54	25.5	17.3	52.7	-	0.9	0.9	2.7	
大企業	38:47	26.4	26.4	45.3	-	-	-	1.9	
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	37:25	75.6	2.4	22.0	-	-	-	-	
中小企業	38:17	61.5	7.7	30.8	-	-	-	-	
大企業	37:01	82.1	-	17.9	-	-	-	-	
不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業 規 模 計	39:27	10.0	20.0	70.0	-	-	-	-	
中小企業	39:26	14.3	14.3	71.4	-	-	-	-	
大企業	39:30	-	33.3	66.7	-	-	-	-	
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	39:14	17.6	17.6	64.7	-	-	-	-	
中小企業	39:11	15.4	23.1	61.5	-	-	-	-	
大企業	39:22	25.0	-	75.0	-	-	-	-	
宿 泊 業 、 飲 食 サービス業 規 模 計	37:35	26.2	14.3	57.1	-	-	-	2.4	
中小企業	37:03	33.3	6.1	57.6	-	-	-	3.0	
大企業	39:32	-	44.4	55.6	-	-	-	-	
生 活 関 連 サービス業、娯楽業 規 模 計	39:13	26.1	17.4	52.2	-	-	-	4.3	
中小企業	39:49	15.8	21.1	57.9	-	-	-	5.3	
大企業	36:26	75.0	-	25.0	-	-	-	-	
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	35:30	38.5	7.7	53.8	-	-	-	-	
中小企業	33:38	42.9	-	57.1	-	-	-	-	
大企業	37:41	33.3	16.7	50.0	-	-	-	-	
医 療 、 福 祉 規 模 計	39:06	11.9	11.9	75.5	-	0.7	-	-	
中小企業	38:59	13.7	11.6	73.7	-	1.1	-	-	
大企業	39:18	8.9	12.5	78.6	-	-	-	-	
複 合 サービス事業 規 模 計	38:53	44.4	-	55.6	-	-	-	-	
中小企業	-	-	-	-	-	-	-	-	
大企業	38:53	44.4	-	55.6	-	-	-	-	
サ ー ビ ス 業 規 模 計	38:22	23.1	25.0	50.0	1.9	-	-	-	
中小企業	38:12	23.8	23.8	50.0	2.4	-	-	-	
大企業	39:05	20.0	30.0	50.0	-	-	-	-	

(4) 変形労働時間制

変形労働時間制を採用している事業所は、68.5%となっている。規模別では、中小企業で68.0%、大企業で70.2%となっている。形態別では、「1か月単位」が24.5%、「1年単位」が42.5%、「フレックスタイム制」が3.3%、「1週間単位」が1.4%となり、中小企業では「1年単位」、大企業では「1か月単位」の変形労働時間制が最も多く採用されている。産業別では、「運輸業、郵便業」の85.7%が最も高く、以下、「宿泊業、飲食サービス業」、「複合サービス事業」、「医療、福祉」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」と続いている。これらの産業では採用の割合が高く7割以上となっている。(第23表、第15図)

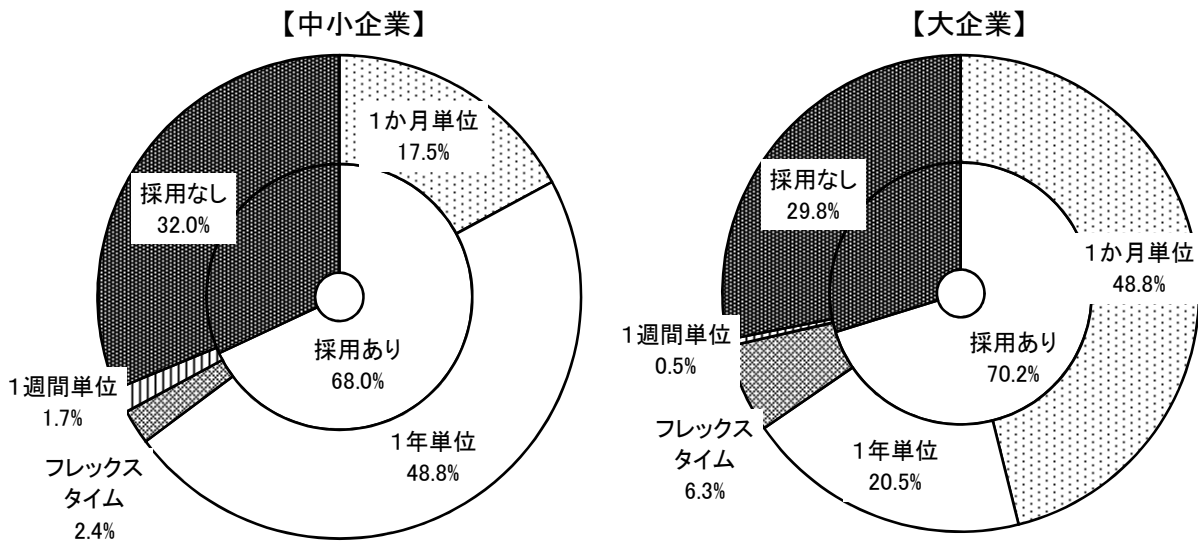
また、平成19年度からの変形労働時間制を採用している事業所割合の推移をみると、総じて微増傾向となっている。(第16図)

第23表 変形労働時間制の形態別事業所

区 分	変形労働 時間制 あり	各形態の採用割合				変形労働 時間制 なし
		1か月単位	1年単位	フレックス タイム	1週間単位	
前年産業計	67.2	26.4	40.7	2.5	1.3	32.8
規模計	67.1	20.9	46.6	1.7	1.3	32.9
中小企業	67.3	41.9	23.8	4.6	1.2	32.7
大企業	68.5	24.5	42.5	3.3	1.4	31.5
産業計	68.0	17.5	48.8	2.4	1.7	32.0
中小企業	70.2	48.8	20.5	6.3	0.5	29.8
大企業	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
中小企業	-	-	-	-	-	-
大企業	-	-	-	-	-	-
建設業	68.9	6.6	61.5	0.8	0.8	31.1
規模計	69.5	5.9	63.6	-	0.8	30.5
中小企業	50.0	25.0	-	25.0	-	50.0
大企業	71.6	8.2	63.4	1.0	0.5	28.4
製造業	71.4	7.9	63.5	-	0.5	28.6
規模計	80.0	20.0	60.0	40.0	-	20.0
中小企業	71.4	42.9	28.6	28.6	-	28.6
大企業	66.7	33.3	33.3	33.3	-	33.3
電気・ガス・熱供給・水道業	100.0	100.0	-	-	-	0.0
規模計	46.2	15.4	30.8	7.7	-	53.8
中小企業	50.0	16.7	33.3	8.3	-	50.0
大企業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	85.7	30.4	55.4	-	1.8	14.3
規模計	82.2	24.4	60.0	-	-	17.8
中小企業	100.0	54.5	36.4	-	9.1	0.0
大企業	67.3	26.7	34.5	6.1	2.4	32.7
卸売業、小売業	63.4	13.4	42.9	5.4	3.6	36.6
規模計	75.5	54.7	17.0	7.5	-	24.5
中小企業	36.6	22.0	4.9	9.8	-	63.4
大企業	46.2	23.1	-	23.1	-	53.8
金融業、保険業	32.1	21.4	7.1	3.6	-	67.9
規模計	40.0	20.0	20.0	-	-	60.0
中小企業	28.6	14.3	14.3	-	-	71.4
大企業	66.7	33.3	33.3	-	-	33.3
不動産業、物品賃貸業	41.2	23.5	17.6	-	-	58.8
規模計	38.5	15.4	23.1	-	-	61.5
中小企業	50.0	50.0	-	-	-	50.0
大企業	78.6	50.0	19.0	4.8	11.9	21.4
宿泊業、飲食サービス業	78.8	45.5	21.2	6.1	15.2	21.2
規模計	77.8	66.7	11.1	-	-	22.2
中小企業	73.9	26.1	43.5	8.7	-	26.1
大企業	68.4	26.3	42.1	-	-	31.6
生活関連サービス業、娯楽業	100.0	25.0	50.0	50.0	-	0.0
規模計	61.5	30.8	38.5	-	-	38.5
中小企業	71.4	42.9	42.9	-	-	28.6
大企業	50.0	16.7	33.3	-	-	50.0
医療、福祉	76.2	45.7	33.8	2.0	-	23.8
規模計	73.7	34.7	37.9	3.2	-	26.3
中小企業	80.4	64.3	26.8	-	-	19.6
大企業	77.8	66.7	11.1	-	-	22.2
複合サービス事業	77.8	66.7	11.1	11.1	-	22.2
規模計	57.7	26.9	30.8	3.8	1.9	42.3
中小企業	54.8	26.2	33.3	-	2.4	45.2
大企業	70.0	30.0	20.0	20.0	-	30.0

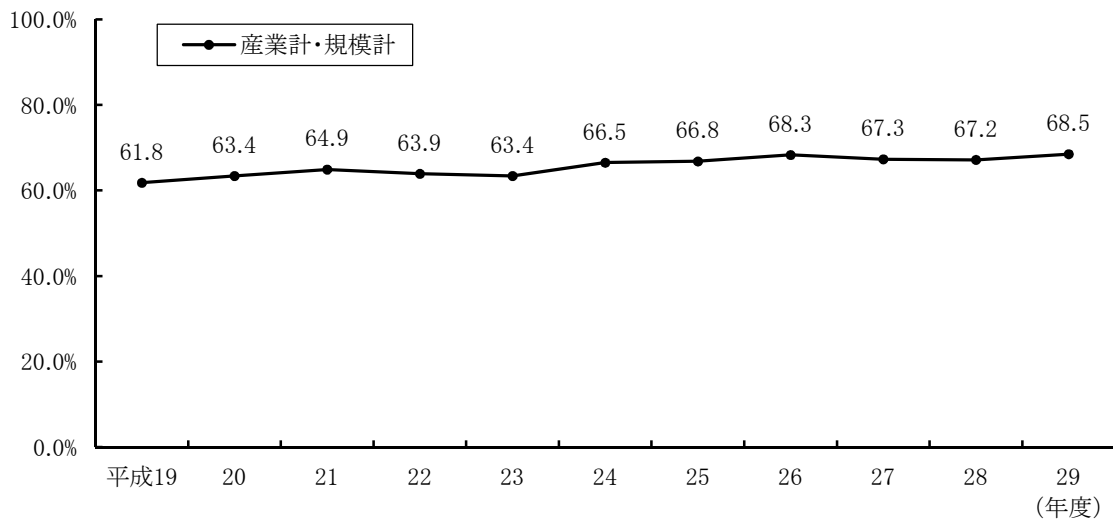
(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、変形労働時間制ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第 15 図 変形労働時間制の採用状況



(注) 複数の変形労働時間制を採用している事業所があり、採用ありと内訳の合計は必ずしも一致しない。

第 16 図 変形労働時間制の採用事業所割合の推移



第5 休日・休暇

1 休日数

(1) 年間休日

年間休日数の平均は107.5日となっている。規模別では、中小企業が105.3日、大企業が115.1日と大企業の方が9.8日多くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」の122.3日、「電気・ガス・熱供給・水道業」の119.6日、「金融業、保険業」の119.2日、「学術研究、専門・技術サービス業」の115.9日が多く、他の産業では、99.5～115.8日となっている。(第24表)

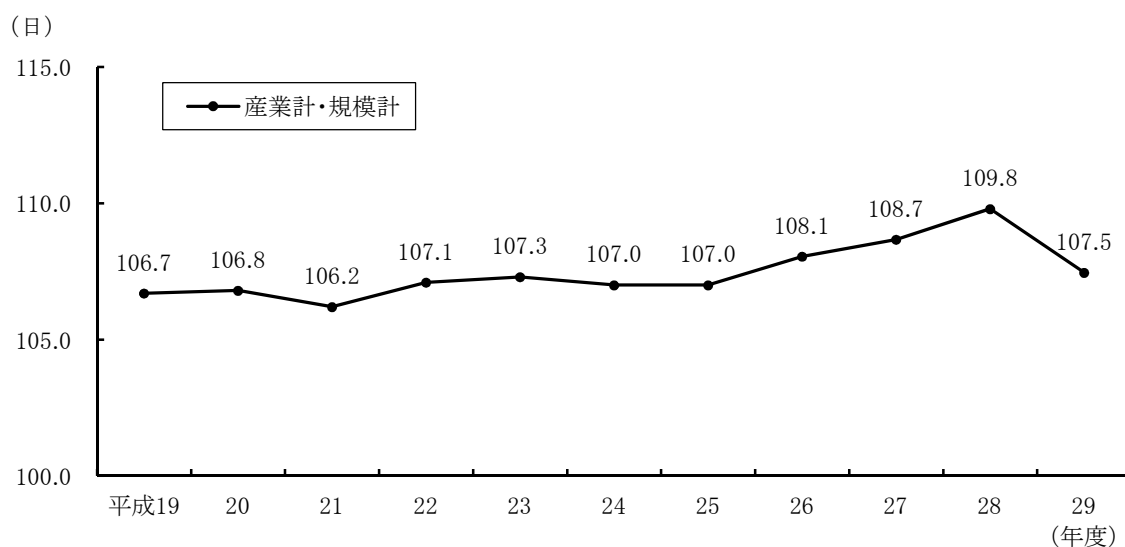
また、平成19年度からの年間休日数の推移をみると、25年度までは107日前後で概ね横ばいとなっており、平成26年度から増加傾向だったが、29年度は減少した。(第17図)

(2) 週休日、特別休日

週休日数の平均は92.4日となっている。規模別では、中小企業が89.5日、大企業が102.5日と大企業の方が13日多くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「金融業、保険業」の105.0日が最も多く、他の産業では、82.5～103.4日となっている。

特別休日の平均は「国民の祝日」が8.0日、「年始期間の休日」が1.6日、「ゴールデンウィーク」が0.5日、「夏季期間の休日」が1.8日、「年末期間の休日」が0.9日となっている。(第24表)

第17図 年間休日数の推移



第 24 表 年間休日状況

単位：日

区 分	年間休日数	週休日	特別休日の状況					
			国民の祝日	年始期間 の休日	ゴールデン ウィーク	夏季期間 の休日	年末期間 の休日	その他 の休日
前年産業計規模計	109.8	93.2	10.2	1.2	0.4	1.6	1.2	2.0
中小企業	108.0	90.9	10.4	1.4	0.5	1.7	1.2	1.8
大企業	115.0	99.5	9.8	0.7	0.2	1.3	1.0	2.4
産業計規模計	107.5	92.4	8.0	1.6	0.5	1.8	0.9	2.3
中小企業	105.3	89.5	8.3	1.7	0.6	1.9	0.9	2.3
大企業	115.1	102.5	7.2	1.0	0.2	1.2	0.6	2.3
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	122.3	105.0	12.0	1.0	0.3	2.0	0.3	1.7
中小企業	123.0	105.0	12.0	1.0	0.0	3.0	0.0	2.0
大企業	121.0	105.0	12.0	1.0	1.0	0.0	1.0	1.0
建設業規模計	99.9	82.5	9.4	2.4	1.1	2.8	1.3	0.5
中小企業	99.1	81.7	9.4	2.4	1.1	2.8	1.3	0.5
大企業	122.8	103.3	8.8	2.5	1.3	5.0	2.0	0.0
製造業規模計	106.8	88.0	10.4	2.1	0.9	2.5	1.1	1.7
中小企業	106.4	87.7	10.3	2.1	0.9	2.5	1.1	1.8
大企業	121.6	100.6	13.8	2.0	1.0	2.6	1.0	0.6
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	119.6	103.4	10.1	1.9	0.4	1.9	0.7	1.1
中小企業	119.3	103.2	9.8	1.8	0.5	2.2	0.8	1.0
大企業	121.0	105.0	12.0	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0
情報通信業規模計	115.3	101.1	8.3	1.5	0.0	1.4	0.9	2.2
中小企業	115.1	100.8	8.0	1.5	0.0	1.5	1.0	2.3
大企業	118.0	105.0	12.0	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業、郵便業規模計	103.6	88.1	7.3	1.3	0.4	1.4	0.7	4.4
中小企業	101.4	86.5	7.2	1.4	0.5	1.5	0.6	3.7
大企業	112.5	94.9	7.3	1.1	0.0	1.0	0.9	7.4
卸売業、小売業規模計	105.5	90.9	5.7	1.3	0.5	1.6	0.6	4.9
中小企業	101.7	86.3	6.1	1.4	0.6	1.6	0.5	5.2
大企業	113.1	100.0	5.0	1.1	0.5	1.6	0.7	4.2
金融業、保険業規模計	119.2	105.0	11.4	1.4	0.1	0.5	0.3	0.6
中小企業	119.6	105.0	12.0	1.5	0.2	0.5	0.3	0.1
大企業	119.0	105.0	11.1	1.3	0.0	0.5	0.3	0.8
不動産業、物品賃貸業規模計	113.2	97.4	10.4	1.7	0.0	1.8	0.6	1.3
中小企業	112.3	98.3	9.1	1.3	0.0	1.4	0.4	1.7
大企業	115.3	95.3	13.3	2.7	0.0	2.7	1.0	0.3
学術研究、専門・技術サービス業規模計	115.9	101.3	10.4	1.3	0.1	2.0	0.8	0.1
中小企業	115.2	100.0	10.8	1.5	0.2	1.8	0.8	0.2
大企業	118.5	105.5	9.0	0.8	0.0	2.5	0.8	0.0
宿泊業、飲食サービス業規模計	99.5	93.5	1.3	0.4	0.0	1.1	0.3	2.9
中小企業	98.8	91.1	1.7	0.5	0.0	1.4	0.4	3.7
大企業	102.0	101.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1
生活関連サービス業、娯楽業規模計	106.6	99.0	1.6	0.5	0.1	0.4	0.2	4.7
中小企業	106.3	98.2	1.3	0.6	0.1	0.4	0.2	5.5
大企業	108.0	102.8	3.0	0.3	0.3	0.3	0.3	1.3
教育、学習支援業規模計	114.6	97.1	10.7	1.5	0.5	2.7	1.2	1.0
中小企業	110.9	97.6	8.3	1.6	0.4	2.0	1.0	0.0
大企業	119.0	96.5	13.5	1.5	0.5	3.5	1.3	2.2
医療、福祉規模計	112.9	101.4	6.9	1.1	0.2	0.8	0.8	1.8
中小企業	111.4	98.2	7.8	1.4	0.2	0.9	1.0	1.9
大企業	115.4	106.8	5.3	0.6	0.1	0.7	0.5	1.4
複合サービス事業規模計	115.8	99.3	12.0	0.9	0.0	2.7	0.7	0.2
中小企業	-	-	-	-	-	-	-	-
大企業	115.8	99.3	12.0	0.9	0.0	2.7	0.7	0.2
サービス業規模計	108.0	91.5	9.6	1.9	0.6	1.7	1.2	1.5
中小企業	105.7	89.1	9.5	2.0	0.6	1.9	1.3	1.2
大企業	117.6	101.4	10.0	1.2	0.6	0.8	0.7	2.9

2 週休2日制

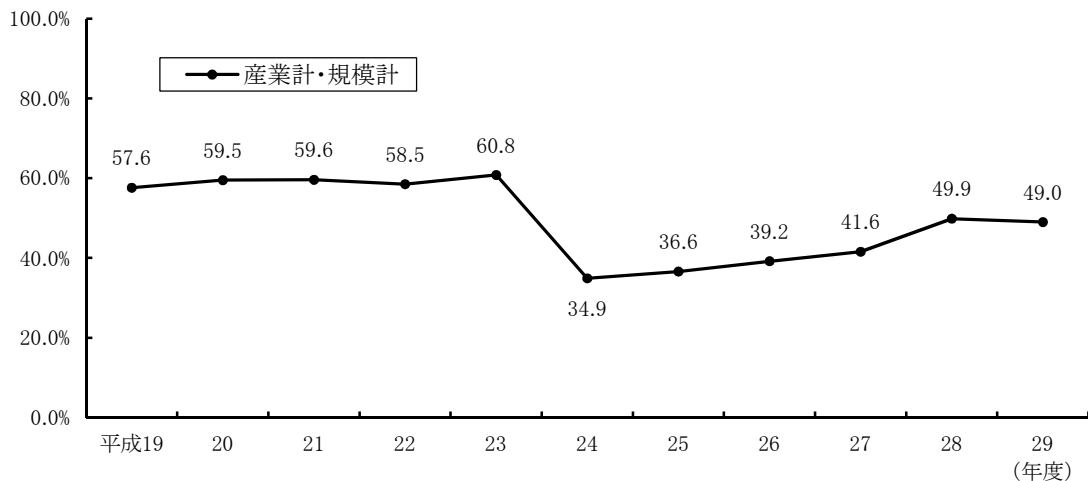
「完全週休2日制」を実施している事業所は、全体の49.0%（450事業所）となっている。規模別では、中小企業が41.1%、大企業が76.6%で実施している。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「金融業、保険業」が100%と他の産業に比べて高い割合となっている。（第25表）

また、平成19年度からの完全週休2日制採用状況の推移をみると、19年度以降60%前後を推移していたが、24年度は30%台に下がり、19年度以降で最も低い割合となったが、それ以降は上昇傾向となっている。（第18図）

週休制の形態別に適用労働者をみると、何らかの形で週休2日制の適用を受ける労働者は全労働者の93.0%となっており、また、「完全週休2日制」の適用を受ける労働者は、全体の51.1%となっている。（第26表）

労働組合の有無別にみると、何らかの形で週休2日制の採用率は、中小企業では労働組合のある事業所で93.0%、ない事業所で90.8%となっている。また、大企業では労働組合のある事業所で95.2%、ない事業所で93.8%となっている。（第27表）

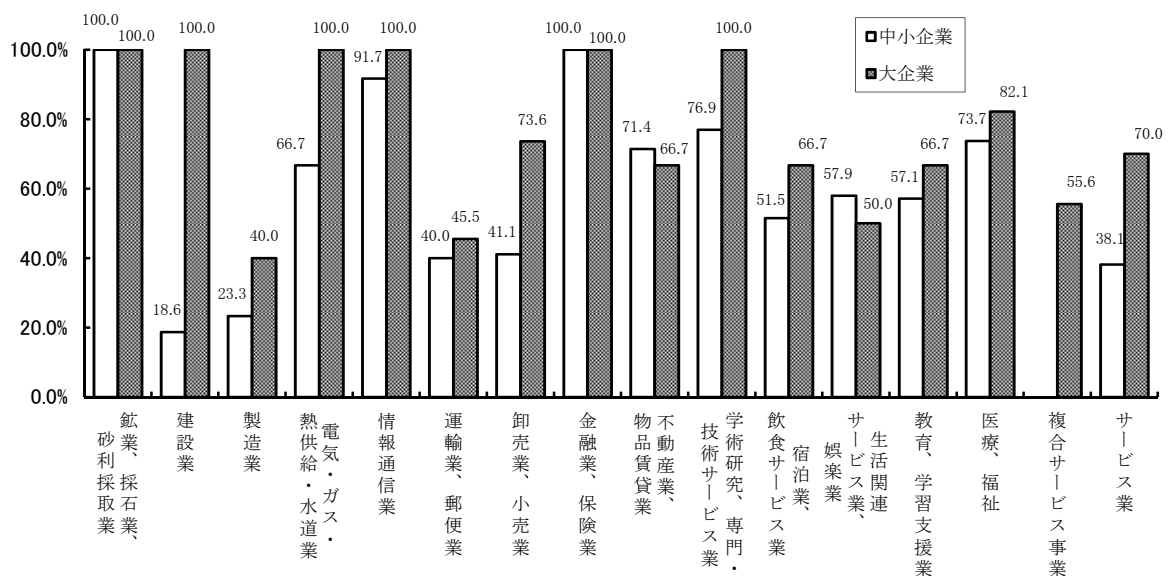
第18図 完全週休2日制の採用状況の推移



(注) 「1年単位の变形労働時間制」を採用している事業所について、年間休日日数を基に週休制の形態を区別している。

(例: 「年間休日日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

第19図 完全週休2日制の規模別採用状況(産業別事業所割合)



第 25 表 週休制の形態別採用状況(産業別事業所割合)

単位：%

区 分	計	何らかの形での週休2日制					その他
		完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
前 年 産 業 計 規 模 計	94.8	49.9	17.2	13.7	7.3	6.8	5.2
中 小 企 業	94.2	41.3	19.5	16.0	8.6	8.9	5.8
大 企 業	96.5	74.2	10.8	7.3	3.5	0.8	3.5
産 業 計 規 模 計	91.8	49.0	18.4	12.2	6.6	5.6	8.2
中 小 企 業	91.0	41.1	19.4	15.1	8.3	7.2	9.0
大 企 業	94.6	76.6	15.1	2.0	1.0	-	5.4
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
建 設 業 規 模 計	91.8	21.3	16.4	16.4	20.5	17.2	8.2
中 小 企 業	91.5	18.6	16.9	16.9	21.2	17.8	8.5
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
製 造 業 規 模 計	94.8	23.7	30.4	25.8	6.7	8.2	5.2
中 小 企 業	94.7	23.3	29.6	26.5	6.9	8.5	5.3
大 企 業	100.0	40.0	60.0	-	-	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	100.0	71.4	28.6	-	-	-	-
中 小 企 業	100.0	66.7	33.3	-	-	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業 規 模 計	92.3	92.3	-	-	-	-	7.7
中 小 企 業	91.7	91.7	-	-	-	-	8.3
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	92.9	41.1	23.2	14.3	3.6	10.7	7.1
中 小 企 業	91.1	40.0	17.8	15.6	4.4	13.3	8.9
大 企 業	100.0	45.5	45.5	9.1	-	-	-
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	86.7	51.5	19.4	6.7	5.5	3.6	13.3
中 小 企 業	83.0	41.1	19.6	9.8	7.1	5.4	17.0
大 企 業	94.3	73.6	18.9	-	1.9	-	5.7
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	-
中 小 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
不 動 産 業 、 物 品 賃 貸 業 規 模 計	100.0	70.0	20.0	10.0	-	-	-
中 小 企 業	100.0	71.4	14.3	14.3	-	-	-
大 企 業	100.0	66.7	33.3	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	100.0	82.4	5.9	5.9	5.9	-	-
中 小 企 業	100.0	76.9	7.7	7.7	7.7	-	-
大 企 業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
宿 泊 業 、 飲 食 サービス業 規 模 計	85.7	54.8	16.7	7.1	7.1	-	14.3
中 小 企 業	81.8	51.5	12.1	9.1	9.1	-	18.2
大 企 業	100.0	66.7	33.3	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	95.7	56.5	34.8	-	-	4.3	4.3
中 小 企 業	94.7	57.9	31.6	-	-	5.3	5.3
大 企 業	100.0	50.0	50.0	-	-	-	-
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	100.0	61.5	23.1	7.7	7.7	-	-
中 小 企 業	100.0	57.1	42.9	-	-	-	-
大 企 業	100.0	66.7	-	16.7	16.7	-	-
医 療 、 福 祉 規 模 計	89.4	76.8	5.3	5.3	2.0	-	10.6
中 小 企 業	90.5	73.7	7.4	6.3	3.2	-	9.5
大 企 業	87.5	82.1	1.8	3.6	-	-	12.5
複 合 サービス事業 規 模 計	100.0	55.6	44.4	-	-	-	-
中 小 企 業	-	-	-	-	-	-	-
大 企 業	100.0	55.6	44.4	-	-	-	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	90.4	44.2	19.2	17.3	7.7	1.9	9.6
中 小 企 業	90.5	38.1	19.0	21.4	9.5	2.4	9.5
大 企 業	90.0	70.0	20.0	-	-	-	10.0

(注) 1 「その他」とは週休1日制、週休1日半制など、何らかの形での週休2日制でないものをいう。
 2 「1年単位の变形労働時間制」を採用している事業所については、年間休日数を基に週休制の形態を区分している。(例：「年間休日数105日以上」であれば、「完全週休2日制」とする。)

第 26 表 週休制の形態別採用状況(適用労働者割合)

単位：%

区 分		計	何らかの形での週休2日制					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
適用労働者	前年規模計	96.1	48.9	23.9	11.3	7.3	4.7	3.9
	規模計	93.0	51.1	24.1	9.6	4.2	4.0	7.0
	中小企業	92.6	40.4	25.7	14.2	6.1	6.4	7.4
	大企業	93.5	69.6	21.4	1.6	0.9	0.0	6.5

第 27 表 労働組合の有無別週休制の形態別採用状況(規模別事業所割合)

単位：%

区 分		計	何らかの形での週休2日制					その他
			完全	月3回	隔週	月2回	月1回	
中小企業	労組有	93.0	49.3	22.5	14.1	2.8	4.2	7.0
	労組無	90.8	40.2	19.0	15.3	8.9	7.5	9.2
大企業	労組有	95.2	79.0	14.5	0.8	0.8	0.0	4.8
	労組無	93.8	72.8	16.0	3.7	1.2	0.0	6.2

3 年次有給休暇

年次有給休暇の付与日数(繰り越し分は除く)は、全体で 15.9 日となっている。産業別では、「複合サービス事業」の 19.2 日が最も多く、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 18.4 日、「金融業、保険業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」の 18.2 日と続いている。規模別では、一部産業を除き大企業の付与日数がやや多い傾向がみられる。

取得日数は全体で 6.1 日、取得率は 38.3%となっている。取得率を産業別にみると、「鉱業、採石業、砂利採取業」の 56.1%が最も高く、「宿泊業、飲食サービス業」の 24.4%が最も低くなっている。(第 28 表)

労働組合の有無別にみると、労働組合のある事業所では年次有給休暇の付与日数は、中小企業では 17.4 日、大企業では 16.4 日であり、取得率は中小企業で 44.9%、大企業で 44.8%となっている。取得率を労働組合の有無別でみると、中小企業、大企業ともに労働組合が有る事業所で取得率が高くなっている。(第 29 表)

第 28 表 年次有給休暇の付与・取得状況

区 分	規 模 計			中 小 企 業			大 企 業		
	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)	付与日数 (日)	取得日数 (日)	取得率 (%)
前 年 産 業 計	16.3	6.2	38.1	16.2	6.1	37.8	16.7	6.5	38.9
産 業 計	15.9	6.1	38.3	15.8	5.8	36.6	16.0	6.7	42.1
鉱業、採石業、砂利採取業	18.4	10.3	56.1	18.4	10.3	56.1	-	-	-
建設業	17.2	6.0	34.9	17.2	5.9	34.6	18.3	7.3	40.0
製造業	16.6	6.4	38.8	16.4	6.3	38.6	19.3	8.2	42.4
電気・ガス・熱供給・水道業	18.2	9.6	52.9	18.1	9.5	52.3	18.6	10.9	58.5
情報通信業	15.8	6.3	40.0	15.1	5.3	34.9	18.2	10.3	56.4
運輸業、郵便業	15.7	5.2	32.8	14.8	3.9	26.4	19.1	9.7	50.7
卸売業、小売業	15.8	5.7	36.1	15.1	4.6	30.2	16.5	6.8	41.5
金融業、保険業	18.2	8.0	44.0	17.6	8.3	47.4	18.4	7.9	42.7
不動産業、物品賃貸業	16.0	4.5	27.9	15.3	4.6	29.9	18.2	4.0	22.3
学術研究、専門・技術サービス業	16.6	7.6	45.9	16.8	7.3	43.3	16.3	8.7	53.2
宿泊業、飲食サービス業	13.8	3.4	24.4	12.6	3.8	29.8	15.2	3.0	19.6
生活関連サービス業、娯楽業	15.1	3.9	25.8	14.9	4.0	26.9	16.0	3.4	21.1
教育、学習支援業	14.4	6.5	45.2	10.2	4.1	40.3	18.1	8.7	47.7
医療、福祉	14.0	6.6	46.7	15.0	7.5	50.1	12.9	5.5	42.5
複合サービス事業	19.2	10.5	54.7	-	-	-	19.2	10.5	54.7
サービス業	15.9	5.1	32.2	15.7	4.4	27.9	16.9	8.1	48.1

第 29 表 労働組合の有無別年次有給休暇の付与・取得状況

区 分		中 小 企 業			大 企 業		
		付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)	付与日数(日)	取得日数(日)	取得率(%)
前 年 産 業 計	労組有	17.3	7.4	42.8	17.3	6.7	38.9
	労組無	15.9	5.8	36.3	15.9	6.2	38.9
産 業 計	労組有	17.4	7.8	44.9	16.4	7.3	44.8
	労組無	15.5	5.5	35.2	15.4	5.7	37.0

4 特別休暇

特別休暇を採用している事業所の割合は、夏季休暇で 31.3%、病気休暇で 21.5%、リフレッシュ休暇で 12.4%、ボランティア休暇で 7.4%、教育訓練休暇(自己啓発のための休暇)で 3.5%、骨髄ドナー休暇で 1.6% となっている。

産業別では、夏季休暇、教育訓練休暇は「複合サービス事業」、病気休暇は「教育、学習支援業」、リフレッシュ休暇は「鉱業、採石業、砂利採取業」、ボランティア休暇は「金融業、保険業」、骨髄ドナー休暇は「鉱業、採石業、砂利採取業」、「複合サービス事業」でそれぞれ他の産業に比べて高くなっている。(第 30 表)

第 30 表 特別休暇の採用状況

単位：%

区 分	夏季休暇	病気休暇	リフレッシュ 休 暇	ボランティア 休 暇	教育訓練 休 暇	骨髄ドナー 休 暇	その他
前 年 産 業 計 規 模 計	32.5	20.4	16.0	6.9	3.1	2.7	86.2
中 小 企 業	32.3	17.2	11.0	3.1	2.6	2.4	83.8
大 企 業	33.1	29.6	30.4	17.7	4.6	3.5	93.1
産 業 計 規 模 計	31.3	21.5	12.4	7.4	3.5	1.6	84.4
中 小 企 業	30.6	16.1	6.6	2.9	2.9	0.8	81.8
大 企 業	33.7	40.0	32.7	22.9	5.4	4.4	93.7
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	66.7	33.3	100.0	33.3	-	33.3	100.0
中 小 企 業	100.0	-	100.0	-	-	-	100.0
大 企 業	-	100.0	100.0	100.0	-	100.0	100.0
建 設 業 規 模 計	34.4	15.6	5.7	2.5	6.6	-	80.3
中 小 企 業	32.2	14.4	3.4	0.8	6.8	-	79.7
大 企 業	100.0	50.0	75.0	50.0	-	-	100.0
製 造 業 規 模 計	30.9	12.9	6.7	3.6	2.1	1.0	82.0
中 小 企 業	31.7	12.7	6.9	2.6	2.1	0.5	81.5
大 企 業	-	20.0	-	40.0	-	20.0	100.0
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	28.6	57.1	42.9	57.1	14.3	14.3	100.0
中 小 企 業	33.3	50.0	50.0	50.0	16.7	16.7	100.0
大 企 業	-	100.0	-	100.0	-	-	100.0
情 報 通 信 業 規 模 計	30.8	-	-	-	-	-	76.9
中 小 企 業	33.3	-	-	-	-	-	75.0
大 企 業	-	-	-	-	-	-	100.0
運 輸 業、郵便業 規 模 計	33.9	28.6	17.9	12.5	1.8	-	85.7
中 小 企 業	35.6	20.0	8.9	4.4	2.2	-	82.2
大 企 業	27.3	63.6	54.5	45.5	-	-	100.0
卸 売 業、小売業 規 模 計	28.5	21.8	12.7	4.8	3.0	-	80.6
中 小 企 業	26.8	17.0	7.1	2.7	1.8	-	75.0
大 企 業	32.1	32.1	24.5	9.4	5.7	-	92.5
金 融 業、保険業 規 模 計	29.3	61.0	58.5	63.4	7.3	4.9	97.6
中 小 企 業	23.1	46.2	23.1	38.5	7.7	7.7	100.0
大 企 業	32.1	67.9	75.0	75.0	7.1	3.6	96.4
不 動 産 業、物品賃貸業 規 模 計	50.0	20.0	20.0	10.0	-	-	90.0
中 小 企 業	42.9	14.3	-	-	-	-	85.7
大 企 業	66.7	33.3	66.7	33.3	-	-	100.0
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	64.7	17.6	5.9	-	5.9	5.9	88.2
中 小 企 業	69.2	15.4	-	-	7.7	-	92.3
大 企 業	50.0	25.0	25.0	-	-	25.0	75.0
宿 泊 業、飲食サービス業 規 模 計	7.1	9.5	9.5	-	-	-	71.4
中 小 企 業	6.1	9.1	6.1	-	-	-	72.7
大 企 業	11.1	11.1	22.2	-	-	-	66.7
生活関連サービス業、娯楽業 規 模 計	13.0	13.0	8.7	4.3	-	-	69.6
中 小 企 業	15.8	15.8	5.3	-	-	-	68.4
大 企 業	-	-	25.0	25.0	-	-	75.0
教 育、学 習 支 援 業 規 模 計	61.5	61.5	23.1	15.4	15.4	15.4	100.0
中 小 企 業	57.1	57.1	14.3	14.3	14.3	14.3	100.0
大 企 業	66.7	66.7	33.3	16.7	16.7	16.7	100.0
医 療、福 祉 規 模 計	29.1	22.5	8.6	1.3	1.3	2.0	93.4
中 小 企 業	31.6	17.9	5.3	1.1	1.1	2.1	92.6
大 企 業	25.0	30.4	14.3	1.8	1.8	1.8	94.6
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	88.9	44.4	-	44.4	22.2	33.3	100.0
中 小 企 業	-	-	-	-	-	-	-
大 企 業	88.9	44.4	-	44.4	22.2	33.3	100.0
サ ー ビ ス 業 規 模 計	32.7	25.0	15.4	3.8	5.8	-	84.6
中 小 企 業	28.6	16.7	2.4	-	2.4	-	81.0
大 企 業	50.0	60.0	70.0	20.0	20.0	-	100.0

(注) 1 リフレッシュ休暇とは、労働者の勤続年数の節目(10年、20年等)に、心身のリフレッシュを目的として与えられる休暇をいう。

2 ボランティア休暇とは、労働者が行う社会貢献活動を企業が支援するための休暇制度をいう。

3 教育訓練休暇とは、労働者個人が、各種の教育訓練の受講や免許資格取得等の自己啓発を行うために取得できる休暇をいう。

第6 育児休業制度

1 育児休業制度の規定状況

回答のあった918事業所のうち、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所は90.4%となっている。規模別では、中小企業で87.7%、大企業で100%と大企業の割合が高くなっている。産業別では、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「教育、学習支援業」、「複合サービス事業」が100%となっている。

制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所のうち、取得可能な休業期間が「子が1歳6か月に達するまで」が86.3%となっている。一方、「子が2歳に達するまで」が3.3%、「子が3歳に達するまで」が4.9%、「子の小学校就学まで」が0.6%となっている。(第31表)

また、平成19年度からの育児休業制度の規定状況の推移をみると、28年度まで上昇傾向が続いていたが、29年度はやや減少となった。(第21図)

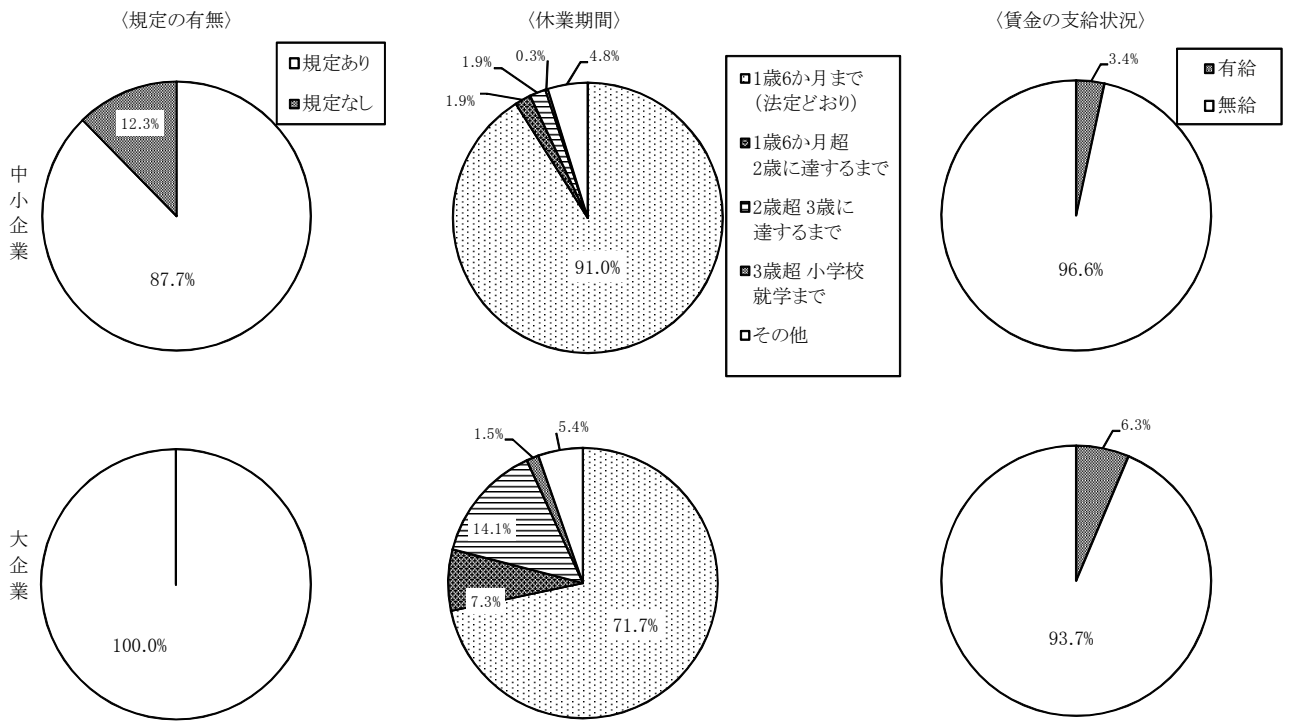
第31表 育児休業制度の規定状況

単位：%

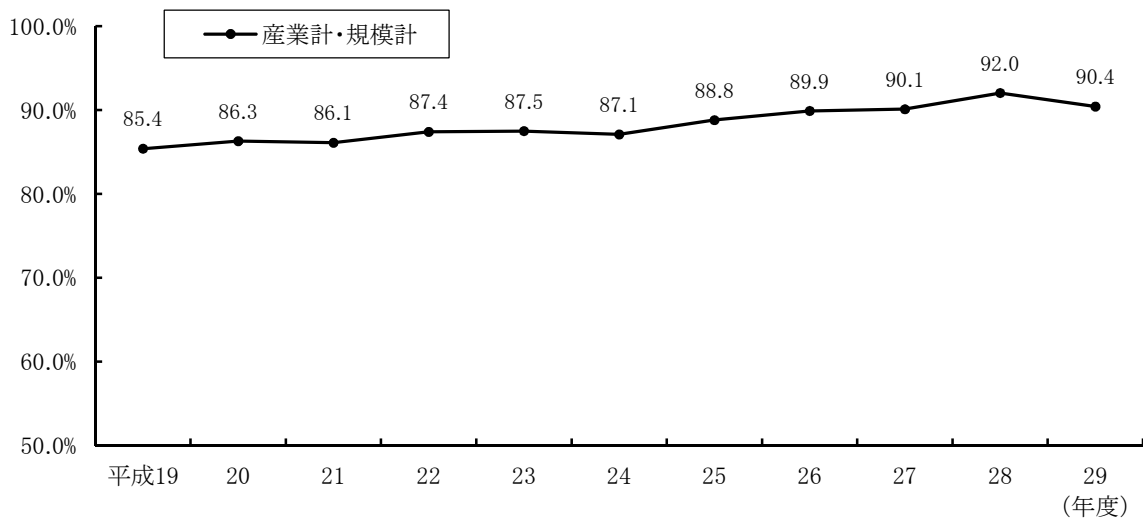
区 分	育児休業 制度を定 めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
		1歳6か月まで (法定どおり)	1歳6か月超 2歳に達する まで	2歳超 3歳に 達するまで	3歳超 小学校 就学まで	その他	
前 年 産 業 計 規 模 計	92.0	86.7	2.4	5.3	0.9	4.8	3.1
中小企業	89.3	90.4	0.8	3.6	0.5	4.8	2.9
大企業	100.0	77.3	6.5	9.6	1.9	4.6	3.8
産 業 計 規 模 計	90.4	86.3	3.3	4.9	0.6	4.9	4.1
中小企業	87.7	91.0	1.9	1.9	0.3	4.8	3.4
大企業	100.0	71.7	7.3	14.1	1.5	5.4	6.3
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	-	-	-	-	33.3
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
建 設 業 規 模 計	81.1	90.9	5.1	2.0	-	2.0	8.1
中小企業	80.5	92.6	4.2	1.1	-	2.1	6.3
大企業	100.0	50.0	25.0	25.0	-	-	50.0
製 造 業 規 模 計	87.1	91.7	-	2.4	0.6	5.3	1.2
中小企業	86.8	92.7	-	1.8	0.6	4.9	1.2
大企業	100.0	60.0	-	20.0	-	20.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	100.0	71.4	-	14.3	-	14.3	-
中小企業	100.0	83.3	-	16.7	-	-	-
大企業	100.0	-	-	-	-	100.0	-
情 報 通 信 業 規 模 計	100.0	84.6	7.7	-	-	7.7	-
中小企業	100.0	83.3	8.3	-	-	8.3	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
運 輸 業 、 郵 便 業 規 模 計	89.3	74.0	6.0	8.0	-	12.0	10.0
中小企業	86.7	82.1	2.6	2.6	-	12.8	10.3
大企業	100.0	45.5	18.2	27.3	-	9.1	9.1
卸 売 業 、 小 売 業 規 模 計	89.7	83.1	5.4	5.4	0.7	5.4	4.1
中小企業	84.8	88.4	3.2	2.1	-	6.3	3.2
大企業	100.0	73.6	9.4	11.3	1.9	3.8	5.7
金 融 業 、 保 険 業 規 模 計	100.0	70.7	19.5	4.9	-	4.9	9.8
中小企業	100.0	69.2	15.4	7.7	-	7.7	7.7
大企業	100.0	71.4	21.4	3.6	-	3.6	10.7
不 動 産 業 、 物 品 質 貸 業 規 模 計	90.0	88.9	-	11.1	-	-	11.1
中小企業	85.7	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	66.7	-	33.3	-	-	33.3
学術研究、専門・技術サービス業 規 模 計	94.1	87.5	-	12.5	-	-	-
中小企業	92.3	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	50.0	-	50.0	-	-	-
宿 泊 業 、 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	85.7	91.7	2.8	2.8	-	2.8	5.6
中小企業	81.8	92.6	-	3.7	-	3.7	7.4
大企業	100.0	88.9	11.1	-	-	-	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 、 娯 楽 業 規 模 計	100.0	95.7	4.3	-	-	-	4.3
中小企業	100.0	94.7	5.3	-	-	-	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	25.0
教 育 、 学 習 支 援 業 規 模 計	100.0	69.2	-	30.8	-	-	-
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	33.3	-	66.7	-	-	-
医 療 、 福 祉 規 模 計	97.4	87.8	-	4.1	1.4	6.8	2.0
中小企業	95.8	91.2	-	1.1	1.1	6.6	2.2
大企業	100.0	82.1	-	8.9	1.8	7.1	1.8
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	100.0	55.6	-	33.3	11.1	-	-
中小企業	-	-	-	-	-	-	-
大企業	100.0	55.6	-	33.3	11.1	-	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	90.4	91.5	-	6.4	-	2.1	2.1
中小企業	88.1	97.3	-	2.7	-	-	2.7
大企業	100.0	70.0	-	20.0	-	10.0	-

(注) 「休業期間」「有給事業所」については、育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

第20図 育児休業制度



第21図 育児休業制度の規定状況の推移



2 育児休業制度の利用状況

(1) 育児休業制度利用の事業所割合

平成 28 年7月1日から平成 29 年6月 30 日までの1年間に出産した者(配偶者が出産した男性を含む)がいた事業所について、育児休業制度の利用者(予定含む)がいた事業所の割合は 71.8%となっている。規模別では中小企業で 66.0%、大企業で 83.3%となっており、大企業での利用者割合が高くなっている。(第 32 表)

第 32 表 育児休業制度利用の事業所数

区 分	出産者がいた(配偶者が出産した男性を含む)事業所計		育児休業制度の利用者がいた事業所(予定含む)		育児休業制度の利用者がいなかった事業所	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前 年 規 模 計	386	(100.0%)	247	(64.0%)	139	(36.0%)
規 模 計	323	(100.0%)	232	(71.8%)	91	(28.2%)
中 小 企 業	215	(100.0%)	142	(66.0%)	73	(34.0%)
大 企 業	108	(100.0%)	90	(83.3%)	18	(16.7%)

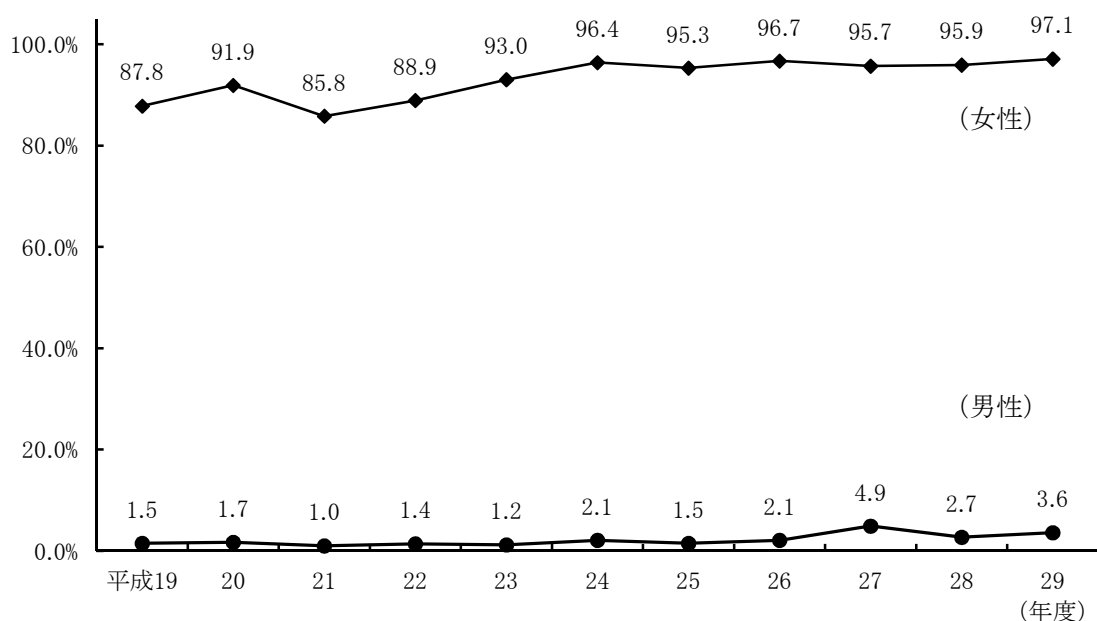
(注) ()内は全体に占める割合

(2) 育児休業制度利用の労働者割合

平成 28 年7月1日から平成 29 年6月 30 日までに、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は 13 人で、3.6%となっている。「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者は 473 人で、97.1%となっている。(第 33 表)

平成 19 年度からの男女別育児休業制度利用労働者割合の推移をみると、「配偶者が出産した男性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、平成 26 年度以降は概ね増加傾向となっている。また、「出産した女性労働者」のうち、育児休業制度を利用または利用を予定している労働者については、平成 24 年度以降はほぼ横ばいで推移している。(第 22 図)

第 22 図 男女別育児休業制度の利用労働者割合の推移



第33表 育児休業制度利用の労働者数

区 分	男 性				女 性						
	配偶者が 出産した 労働者	育児休業制度を 利用した労働者 (予定含む)		育児休業制度を 利用しなかった 労働者		出産した 労働者	育児休業制度を 利用した労働者 (予定含む)		育児休業制度を 利用しなかった 労働者		
		集計数 (人)	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)		構成比	集計数 (人)	集計数 (人)	構成比	集計数 (人)
前年産業計規模計	516	14	(2.7%)	502	(97.3%)	444	426	(95.9%)	18	(4.1%)	
中小企業	339	8	(2.4%)	331	(97.6%)	295	281	(95.3%)	14	(4.7%)	
大企業	177	6	(3.4%)	171	(96.6%)	149	145	(97.3%)	4	(2.7%)	
産 業 計 規 模 計	364	13	(3.6%)	351	(96.4%)	487	473	(97.1%)	14	(2.9%)	
中小企業	211	8	(3.8%)	203	(96.2%)	222	216	(97.3%)	6	(2.7%)	
大企業	153	5	(3.3%)	148	(96.7%)	265	257	(97.0%)	8	(3.0%)	
鉱業、採石業、 砂利採取業	規 模 計	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->
中小企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->	
大企業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->	
建 設 業 規 模 計	38	2	<5.3%>	36	<94.7%>	15	13	<86.7%>	2	<13.3%>	
中小企業	32	2	<6.3%>	30	<93.8%>	13	11	<84.6%>	2	<15.4%>	
大企業	6	0	<0.0%>	6	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>	
製 造 業 規 模 計	129	4	<3.1%>	125	<96.9%>	65	62	<95.4%>	3	<4.6%>	
中小企業	102	4	<3.9%>	98	<96.1%>	52	49	<94.2%>	3	<5.8%>	
大企業	27	0	<0.0%>	27	<100.0%>	13	13	<100.0%>	0	<0.0%>	
電 気 ・ ガ ス ・ 熱供給・水道業	規 模 計	5	0	<0.0%>	5	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>
中小企業	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->	
情 報 通 信 業 規 模 計	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	7	7	<100.0%>	0	<0.0%>	
中小企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	3	3	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	4	4	<100.0%>	0	<0.0%>	
運 輸 業 ・ 郵 便 業 規 模 計	29	2	<6.9%>	27	<93.1%>	14	13	<92.9%>	1	<7.1%>	
中小企業	9	0	<0.0%>	9	<100.0%>	4	3	<75.0%>	1	<25.0%>	
大企業	20	2	<10.0%>	18	<90.0%>	10	10	<100.0%>	0	<0.0%>	
卸 売 業 ・ 小 売 業 規 模 計	49	1	<2.0%>	48	<98.0%>	94	91	<96.8%>	3	<3.2%>	
中小企業	19	1	<5.3%>	18	<94.7%>	28	28	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	30	0	<0.0%>	30	<100.0%>	66	63	<95.5%>	3	<4.5%>	
金 融 業 ・ 保 険 業 規 模 計	7	0	<0.0%>	7	<100.0%>	22	22	<100.0%>	0	<0.0%>	
中小企業	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	5	5	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>	17	17	<100.0%>	0	<0.0%>	
不 動 産 業 ・ 物 品 賃 貸 業 規 模 計	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	3	3	<100.0%>	0	<0.0%>	
中小企業	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	3	3	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->	
学 術 研 究 ・ 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>	
中小企業	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	-	-	<->	-	<->	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>	
宿 泊 業 ・ 飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	4	1	<25.0%>	3	<75.0%>	7	7	<100.0%>	0	<0.0%>	
中小企業	3	1	<33.3%>	2	<66.7%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	5	5	<100.0%>	0	<0.0%>	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ・ 娯 楽 業 規 模 計	6	0	<0.0%>	6	<100.0%>	5	5	<100.0%>	0	<0.0%>	
中小企業	5	0	<0.0%>	5	<100.0%>	5	5	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	1	0	<0.0%>	1	<100.0%>	-	-	<->	-	<->	
教 育 ・ 学 習 支 援 業 規 模 計	5	0	<0.0%>	5	<100.0%>	5	5	<100.0%>	0	<0.0%>	
中小企業	2	0	<0.0%>	2	<100.0%>	2	2	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	3	0	<0.0%>	3	<100.0%>	3	3	<100.0%>	0	<0.0%>	
医 療 ・ 福 祉 規 模 計	65	3	<4.6%>	62	<95.4%>	220	215	<97.7%>	5	<2.3%>	
中小企業	16	0	<0.0%>	16	<100.0%>	86	86	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	49	3	<6.1%>	46	<93.9%>	134	129	<96.3%>	5	<3.7%>	
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	5	0	<0.0%>	5	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>	
中小企業	-	-	<->	-	<->	-	-	<->	-	<->	
大企業	5	0	<0.0%>	5	<100.0%>	1	1	<100.0%>	0	<0.0%>	
サ ー ビ ス 業 規 模 計	13	0	<0.0%>	13	<100.0%>	25	25	<100.0%>	0	<0.0%>	
中小企業	9	0	<0.0%>	9	<100.0%>	16	16	<100.0%>	0	<0.0%>	
大企業	4	0	<0.0%>	4	<100.0%>	9	9	<100.0%>	0	<0.0%>	

(注) 1 ()内は全体に占める割合、< >内は各区分に占める割合

第7 介護休業制度

1 介護休業制度の規定状況

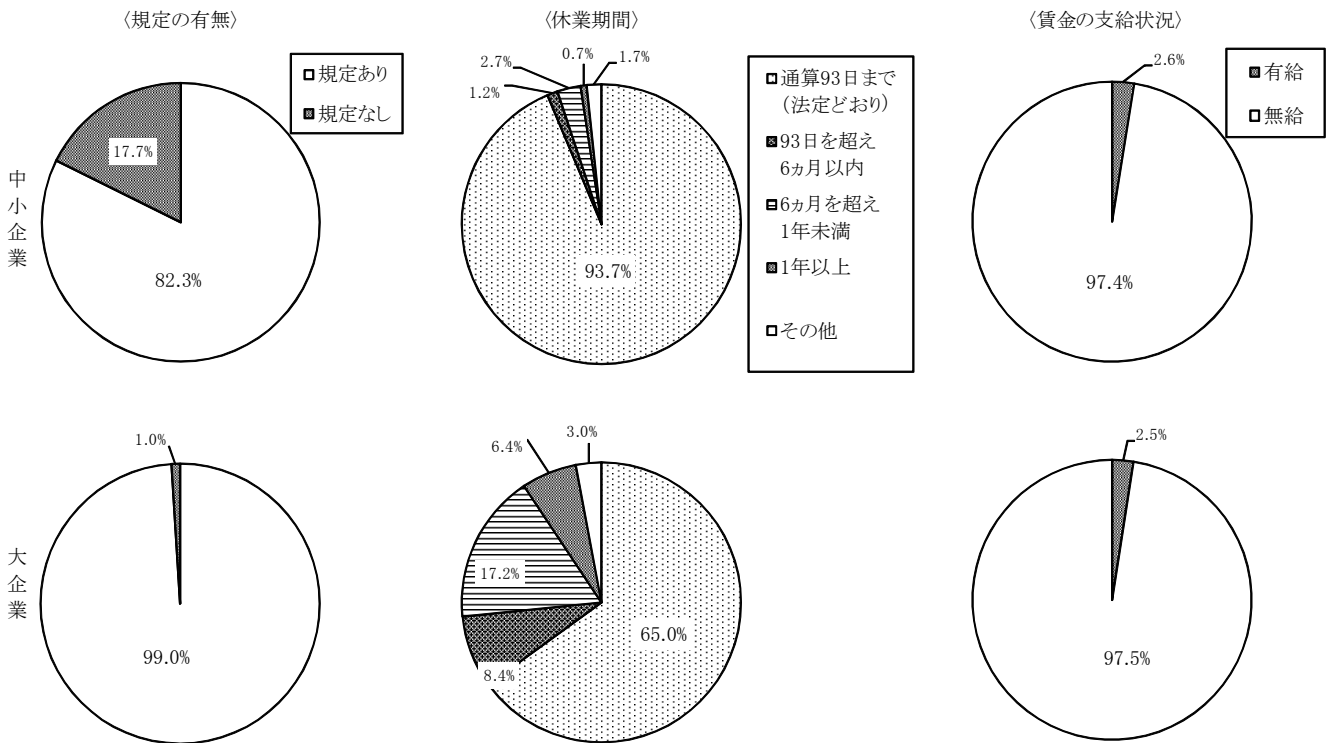
介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所の割合は、86.1%となっている。このうち、取得可能な休業期間が「通算93日まで」である事業所は86.3%となっている。

「93日を超える」事業所について、産業別では「金融業、保険業」が71.7%と高くなっている。

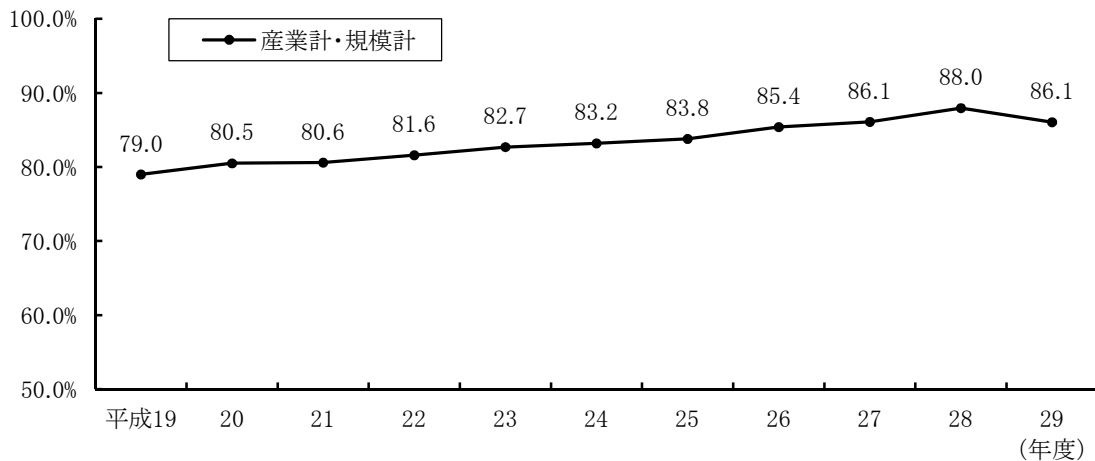
なお、休業中、中小企業では2.6%、大企業では2.5%が有給となっている。(第34表)

また、平成19年度からの介護休業制度の規定状況の推移をみると、年々増加していたが、29年度はやや減少となった。(第24図)

第23図 介護休業制度



第24図 介護休業制度の規定状況の推移



第 34 表 介護休業制度の規定状況

単位：％

区 分	介護休業 制度を定 めている 事業所	休 業 期 間					有給事業所
		通算93日まで (法定どおり)	93日を超え 6ヵ月以内	6ヵ月を超え 1年未満	1年以上	その他	
前年産業計規模計	88.0	87.9	3.4	3.4	3.1	2.3	2.9
中小企業	84.4	93.2	2.9	1.3	0.3	2.4	2.2
大企業	98.1	74.9	4.7	8.6	9.8	2.0	4.7
産業計規模計	86.1	86.3	3.0	6.5	2.2	2.0	2.5
中小企業	82.3	93.7	1.2	2.7	0.7	1.7	2.6
大企業	99.0	65.0	8.4	17.2	6.4	3.0	2.5
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	100.0	100.0	-	-	-	-	33.3
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0
建設業規模計	78.7	93.8	2.1	3.1	-	1.0	7.3
中小企業	78.0	95.7	2.2	1.1	-	1.1	6.5
大企業	100.0	50.0	-	50.0	-	-	25.0
製造業規模計	80.9	93.0	0.6	3.2	0.6	2.5	0.6
中小企業	80.4	94.7	0.7	2.0	-	2.6	0.7
大企業	100.0	40.0	-	40.0	20.0	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	100.0	57.1	14.3	14.3	14.3	-	-
中小企業	100.0	50.0	16.7	16.7	16.7	-	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
情報通信業規模計	84.6	81.8	-	18.2	-	-	-
中小企業	83.3	90.0	-	10.0	-	-	-
大企業	100.0	-	-	100.0	-	-	-
運輸業、郵便業規模計	87.5	81.6	2.0	6.1	8.2	2.0	6.1
中小企業	84.4	92.1	-	5.3	2.6	-	7.9
大企業	100.0	45.5	9.1	9.1	27.3	9.1	-
卸売業、小売業規模計	86.7	85.3	2.8	4.2	2.8	4.9	2.1
中小企業	80.4	95.6	-	2.2	-	2.2	2.2
大企業	100.0	67.9	7.5	7.5	7.5	9.4	1.9
金融業、保険業規模計	95.1	28.2	12.8	53.8	5.1	-	2.6
中小企業	92.3	75.0	-	16.7	8.3	-	8.3
大企業	96.4	7.4	18.5	70.4	3.7	-	-
不動産業、物品賃貸業規模計	90.0	100.0	-	-	-	-	11.1
中小企業	85.7	100.0	-	-	-	-	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	33.3
学術研究、専門・技術サービス業規模計	82.4	100.0	-	-	-	-	7.1
中小企業	76.9	100.0	-	-	-	-	10.0
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-
宿泊業、飲食サービス業規模計	83.3	91.4	-	5.7	-	2.9	-
中小企業	78.8	92.3	-	3.8	-	3.8	-
大企業	100.0	88.9	-	11.1	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業規模計	82.6	89.5	5.3	-	5.3	-	-
中小企業	84.2	87.5	6.3	-	6.3	-	-
大企業	75.0	100.0	-	-	-	-	-
教育、学習支援業規模計	100.0	84.6	7.7	7.7	-	-	-
中小企業	100.0	85.7	-	14.3	-	-	-
大企業	100.0	83.3	16.7	-	-	-	-
医療、福祉規模計	93.4	92.2	3.5	1.4	1.4	1.4	0.7
中小企業	89.5	94.1	2.4	1.2	-	2.4	-
大企業	100.0	89.3	5.4	1.8	3.6	-	1.8
複合サービス事業規模計	100.0	55.6	33.3	11.1	-	-	-
中小企業	-	-	-	-	-	-	-
大企業	100.0	55.6	33.3	11.1	-	-	-
サービス業規模計	86.5	86.7	-	8.9	4.4	-	2.2
中小企業	83.3	97.1	-	2.9	-	-	2.9
大企業	100.0	50.0	-	30.0	20.0	-	-

(注) 1 「休業期間」「有給事業所」については、介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所数を母数として割合を算出している。

2 介護休業制度の利用状況

介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてある事業所で、平成 28 年7月1日から平成 29 年6月 30 日までに介護休業制度の利用者がいた事業所の割合は 1.6%となっている。規模別では中小企業が 1.7%、大企業が 1.5%となっている。(第 35 表)

また、平成 19 年度からの介護休業制度の利用状況の推移をみると、平成 20 年度の 2.6%をピークに、その後は減少となった。その後、平成 25 年度以降増加傾向だったが、29 年度は減少となった。(第 25 図)

第 35 表 介護休業制度利用の事業所数

区 分	介護休業制度の 規定がある事業所計		介護休業制度の 利用者がいた事業所		介護休業制度の 利用者がいなかった事業所	
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	事業所数	構成比
前年規模計	884	(100.0%)	21	(2.4%)	863	(97.6%)
規模計	790	(100.0%)	13	(1.6%)	777	(98.4%)
中小企業	587	(100.0%)	10	(1.7%)	577	(98.3%)
大企業	203	(100.0%)	3	(1.5%)	200	(98.5%)

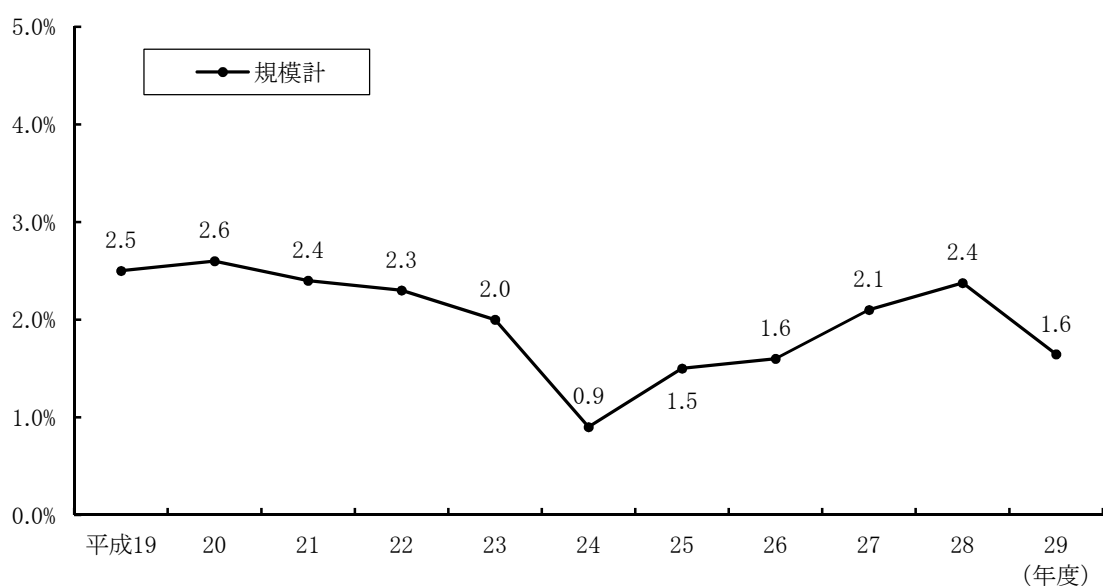
(注) ()内は全体に占める割合

第 36 表 介護休業制度利用の利用者数

区 分	利用者計		男 性		女 性	
	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比	利用者数(人)	構成比
前年規模計	29	(100.0%)	3	(10.3%)	26	(89.7%)
規模計	13	(100.0%)	5	(38.5%)	8	(61.5%)
中小企業	9	(100.0%)	4	(44.4%)	5	(55.6%)
大企業	4	(100.0%)	1	(25.0%)	3	(75.0%)

(注) ()内は全体に占める割合

第 25 図 介護休業制度の利用状況の推移(利用者がいた事業所の割合)



第8 仕事と家庭の両立のための支援制度

働きながら育児や介護をする労働者に対する支援制度のある事業所の割合は、育児に関するもの全体で、69.8%、規模別では中小企業で63.5%、大企業で91.7%となっている。介護に関するもの全体では65.7%、規模別では中小企業で58.9%、大企業で89.3%となっている。産業別では、育児では「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」が100%で、「教育、学習支援業」が92.3%で続いている。介護では「鉱業、採石業、砂利採取業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」が100%で、「金融業、保険業」が87.8%で続いている。

支援制度についてみると、育児では、育児に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で87.0%、続いて「子の看護休暇制度」の73.9%、「所定外労働の免除」の70.9%となっている。一方、「事業所内託児所」は2.0%、「経費の援助措置」は1.9%と少なくなっている。「配偶者の出産直後の休暇」を採用している事業所のうち、利用者がいた事業所は59事業所(31.9%)となっており、113人が利用している。

また、介護では、介護に関する支援制度のある事業所のうち最も多く採用されている制度は「短時間勤務制度」で84.2%、続いて「介護休暇制度」の71.3%、「所定外労働の免除」の64.5%、「始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ」の40.3%となっている。一方、「再雇用制度」は7.8%、「フレックスタイム制」は6.1%、「経費の援助措置」は1.3%と少なくなっている。(第37表、第38表)

第37表 配偶者の出産直後の休暇の利用状況

区 分	配偶者の出産直後の 休暇制度がある事業所計		配偶者の出産直後の 休暇制度の利用者がいた事業所		配偶者の出産直後の 休暇制度の利用者数(人)
	事業所数	構成比	事業所数	構成比	
前 年 規 模 計	228	(100.0%)	60	(26.3%)	115
規 模 計	185	(100.0%)	59	(31.9%)	113
中 小 企 業	111	(100.0%)	38	(34.2%)	57
大 企 業	74	(100.0%)	21	(28.4%)	56

(注) ()内は全体に占める割合

第 38 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【育児に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)									
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	子の看護 休暇制度	配偶者の 出産直後 の休暇	事業所内 託児所
前年産業計規模計	74.2	90.3	6.2	44.4	2.3	11.0	67.4	22.8	68.2	30.6	1.3
中小企業	67.7	88.5	6.2	43.8	1.8	10.7	63.7	18.7	63.7	25.8	1.2
大企業	93.1	94.2	6.2	45.5	3.3	11.6	75.2	31.4	77.7	40.5	1.7
産 業 計 規 模 計	69.8	87.0	6.9	43.5	1.9	9.1	70.9	23.6	73.9	28.2	2.0
中小企業	63.5	83.6	7.3	43.2	1.1	6.9	63.9	20.0	69.0	23.5	1.1
大企業	91.7	95.2	5.9	44.1	3.7	14.4	87.8	32.4	85.6	39.4	4.3
鉱業、採石業、砂利採取業 規 模 計	100.0	100.0	-	33.3	33.3	-	100.0	-	66.7	100.0	-
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	100.0	100.0	-
大企業	100.0	100.0	-	100.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-
建 設 業 規 模 計	53.7	76.9	6.2	50.8	1.5	7.7	58.5	7.7	67.7	23.1	1.5
中小企業	52.1	75.4	4.9	52.5	-	6.6	57.4	3.3	65.6	19.7	1.6
大企業	100.0	100.0	25.0	25.0	25.0	25.0	75.0	75.0	100.0	75.0	-
製 造 業 規 模 計	60.6	92.3	9.4	43.6	-	4.3	71.8	23.9	70.9	35.0	-
中小企業	59.6	92.0	8.0	44.6	-	4.5	70.5	24.1	69.6	33.0	-
大企業	100.0	100.0	40.0	20.0	-	-	100.0	20.0	100.0	80.0	-
電気・ガス・熱供給・水道業 規 模 計	100.0	85.7	14.3	14.3	14.3	-	100.0	28.6	85.7	71.4	-
中小企業	100.0	83.3	16.7	16.7	16.7	-	100.0	33.3	83.3	66.7	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	100.0	100.0	-
情 報 通 信 業 規 模 計	61.5	87.5	12.5	62.5	-	-	37.5	-	75.0	25.0	-
中小企業	58.3	85.7	14.3	71.4	-	-	28.6	-	71.4	14.3	-
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	100.0	100.0	-
運 輸 業、郵 便 業 規 模 計	64.3	83.3	2.8	33.3	-	2.8	61.1	13.9	66.7	27.8	-
中小企業	62.2	82.1	3.6	35.7	-	-	60.7	17.9	67.9	21.4	-
大企業	72.7	87.5	-	25.0	-	12.5	62.5	-	62.5	50.0	-
卸 売 業、小 売 業 規 模 計	73.8	87.6	9.1	43.8	1.7	10.7	71.9	26.4	72.7	20.7	0.8
中小企業	64.9	81.9	6.9	38.9	1.4	5.6	62.5	18.1	68.1	18.1	1.4
大企業	92.5	95.9	12.2	51.0	2.0	18.4	85.7	38.8	79.6	24.5	-
金 融 業、保 険 業 規 模 計	90.2	97.3	8.1	56.8	2.7	13.5	91.9	45.9	91.9	51.4	2.7
中小企業	69.2	100.0	33.3	55.6	-	11.1	88.9	66.7	88.9	11.1	-
大企業	100.0	96.4	-	57.1	3.6	14.3	92.9	39.3	92.9	64.3	3.6
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業 規 模 計	80.0	100.0	-	62.5	-	-	87.5	37.5	75.0	50.0	-
中小企業	71.4	100.0	-	40.0	-	-	80.0	-	80.0	20.0	-
大企業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	100.0	66.7	100.0	-
学 術 研 究、専 門・ 技 術 サ ー ビ ス 業 規 模 計	82.4	100.0	-	50.0	-	7.1	64.3	28.6	85.7	14.3	7.1
中小企業	76.9	100.0	-	50.0	-	-	50.0	10.0	80.0	10.0	-
大企業	100.0	100.0	-	50.0	-	25.0	100.0	75.0	100.0	25.0	25.0
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業 規 模 計	59.5	72.0	16.0	48.0	-	16.0	52.0	8.0	64.0	20.0	-
中小企業	54.5	61.1	16.7	44.4	-	16.7	33.3	5.6	50.0	16.7	-
大企業	77.8	100.0	14.3	57.1	-	14.3	100.0	14.3	100.0	28.6	-
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、 娯 楽 業 規 模 計	73.9	88.2	-	35.3	-	-	82.4	23.5	82.4	17.6	-
中小企業	78.9	86.7	-	33.3	-	-	80.0	26.7	80.0	13.3	-
大企業	50.0	100.0	-	50.0	-	-	100.0	-	100.0	50.0	-
教 育、学 習 支 援 業 規 模 計	92.3	91.7	-	50.0	8.3	8.3	83.3	16.7	58.3	41.7	8.3
中小企業	100.0	100.0	-	57.1	14.3	14.3	85.7	28.6	57.1	42.9	-
大企業	83.3	80.0	-	40.0	-	-	80.0	-	60.0	40.0	20.0
医 療、福 祉 規 模 計	81.5	87.0	4.1	35.8	3.3	14.6	74.0	26.0	77.2	22.8	6.5
中小企業	73.7	80.0	7.1	41.4	2.9	18.6	62.9	28.6	68.6	18.6	4.3
大企業	94.6	96.2	-	28.3	3.8	9.4	88.7	22.6	88.7	28.3	9.4
複 合 サ ー ビ ス 事 業 規 模 計	77.8	85.7	-	71.4	-	42.9	85.7	85.7	100.0	28.6	-
中小企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
大企業	77.8	85.7	-	71.4	-	42.9	85.7	85.7	100.0	28.6	-
サ ー ビ ス 業 規 模 計	75.0	79.5	7.7	41.0	2.6	5.1	64.1	23.1	71.8	28.2	-
中小企業	69.0	75.9	6.9	37.9	-	-	58.6	24.1	69.0	24.1	-
大企業	100.0	90.0	10.0	50.0	10.0	20.0	80.0	20.0	80.0	40.0	-

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、27年度から24年度より追加した項目名を「配偶者の出産直後の休暇」としている。

第 38 表 仕事と家庭の両立のための支援制度【介護に関するもの】

単位：％

区 分	支援 制度 あり	うち採用している制度(複数回答)								
		短時間 勤務制度	フレックス タイム制	始業・終業 時刻の繰下 げ・繰上げ	経費の 援助措置	再雇用 制度	所定外労働 の免除	転勤・配置 転換の際 の配慮	介護休暇 制度	
		前年産業計規模計	69.8	87.3	6.1	42.1	1.4	9.8	54.4	22.7
中小企業	63.0	87.0	6.2	41.8	1.7	9.0	51.8	18.6	64.8	
大企業	89.2	87.9	6.0	42.7	0.9	11.6	59.5	31.0	77.6	
産 業 計規模計	65.7	84.2	6.1	40.3	1.3	7.8	64.5	23.4	71.3	
中小企業	58.9	83.1	6.2	41.2	1.0	6.2	57.1	19.0	67.4	
大企業	89.3	86.9	6.0	38.3	2.2	11.5	81.4	33.3	80.3	
鉱業、採石業、砂利採取業規模計	100.0	100.0	-	33.3	-	-	33.3	-	66.7	
中小企業	100.0	100.0	-	-	-	-	-	-	100.0	
大企業	100.0	100.0	-	100.0	-	-	100.0	-	-	
建 設 業規模計	49.2	81.7	6.7	48.3	1.7	5.0	50.0	10.0	63.3	
中小企業	47.5	82.1	5.4	48.2	-	3.6	48.2	5.4	60.7	
大企業	100.0	75.0	25.0	50.0	25.0	25.0	75.0	75.0	100.0	
製 造 業規模計	59.8	91.4	6.9	41.4	0.9	4.3	60.3	23.3	66.4	
中小企業	58.7	91.0	5.4	42.3	0.9	4.5	58.6	23.4	65.8	
大企業	100.0	100.0	40.0	20.0	-	-	100.0	20.0	80.0	
電気・ガス・熱供給・水道業規模計	100.0	85.7	14.3	14.3	-	-	85.7	28.6	100.0	
中小企業	100.0	83.3	16.7	16.7	-	-	83.3	33.3	100.0	
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	100.0	
情 報 通 信 業規模計	53.8	85.7	14.3	71.4	-	-	42.9	-	85.7	
中小企業	50.0	83.3	16.7	83.3	-	-	33.3	-	83.3	
大企業	100.0	100.0	-	-	-	-	100.0	-	100.0	
運 輸 業、郵 便 業規模計	60.7	79.4	2.9	32.4	-	2.9	50.0	14.7	70.6	
中小企業	57.8	80.8	3.8	34.6	-	-	46.2	19.2	73.1	
大企業	72.7	75.0	-	25.0	-	12.5	62.5	-	62.5	
卸 売 業、小 売 業規模計	70.9	83.8	6.8	43.6	2.6	8.5	69.2	25.6	69.2	
中小企業	60.7	79.4	4.4	38.2	1.5	5.9	60.3	16.2	64.7	
大企業	92.5	89.8	10.2	51.0	4.1	12.2	81.6	38.8	75.5	
金 融 業、保 険 業規模計	87.8	83.3	8.3	38.9	-	13.9	80.6	36.1	77.8	
中小企業	69.2	100.0	33.3	55.6	-	11.1	88.9	22.2	77.8	
大企業	96.4	77.8	-	33.3	-	14.8	77.8	40.7	77.8	
不 動 産 業、物 品 賃 貸 業規模計	80.0	87.5	-	62.5	-	-	87.5	37.5	75.0	
中小企業	71.4	80.0	-	60.0	-	-	80.0	-	80.0	
大企業	100.0	100.0	-	66.7	-	-	100.0	100.0	66.7	
学 術 研 究、専 門・技 術 サ ー ビ ス 業規模計	82.4	92.9	-	50.0	-	7.1	57.1	28.6	78.6	
中小企業	76.9	90.0	-	50.0	-	-	40.0	10.0	70.0	
大企業	100.0	100.0	-	50.0	-	25.0	100.0	75.0	100.0	
宿 泊 業、飲 食 サ ー ビ ス 業規模計	52.4	77.3	18.2	45.5	-	13.6	50.0	9.1	63.6	
中小企業	45.5	66.7	20.0	46.7	-	13.3	33.3	6.7	53.3	
大企業	77.8	100.0	14.3	42.9	-	14.3	85.7	14.3	85.7	
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業、娯 楽 業規模計	65.2	80.0	-	20.0	-	-	86.7	26.7	93.3	
中小企業	68.4	84.6	-	23.1	-	-	92.3	30.8	92.3	
大企業	50.0	50.0	-	-	-	-	50.0	-	100.0	
教 育、学 習 支 援 業規模計	76.9	90.0	-	40.0	10.0	10.0	90.0	20.0	60.0	
中小企業	85.7	83.3	-	50.0	16.7	16.7	83.3	33.3	50.0	
大企業	66.7	100.0	-	25.0	-	-	100.0	-	75.0	
医 療、福 祉 業規模計	74.2	83.0	3.6	30.4	0.9	11.6	70.5	25.9	75.0	
中小企業	65.3	79.0	6.5	33.9	1.6	16.1	56.5	27.4	66.1	
大企業	89.3	88.0	-	26.0	-	6.0	88.0	24.0	86.0	
複 合 サ ー ビ ス 事 業規模計	77.8	85.7	-	71.4	-	28.6	28.6	85.7	100.0	
中小企業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大企業	77.8	85.7	-	71.4	-	28.6	28.6	85.7	100.0	
サ ー ビ ス 業規模計	67.3	74.3	8.6	42.9	2.9	8.6	65.7	22.9	71.4	
中小企業	59.5	72.0	4.0	44.0	-	4.0	60.0	24.0	72.0	
大企業	100.0	80.0	20.0	40.0	10.0	20.0	80.0	20.0	70.0	

(注) 1 「採用している制度」については、働きながら育児・介護をする労働者に対する支援制度のある事業所数を母数として割合を算出している。

2 「採用している制度」の区分については、平成24年度より「介護休暇制度」を追加している。

第9 賃金の支払い形態

賃金の支払い形態は、「月給制」の労働者の割合が69.6%と最も多く、次いで、割合が大きく下がり「時給制」が24.6%となっている。

また、規模別においても概ね同様の傾向となっている。(第39表)

第39表 賃金の支払い形態(労働者割合)

区 分		時給制	日給制	月給制	年棒制	その他
前年産業計		26.4	4.5	66.9	1.5	0.8
規模計						
中小企業		22.8	5.6	70.2	1.2	0.2
大企業		33.5	2.3	60.3	2.0	2.0
産業計		24.6	4.9	69.6	0.5	0.3
規模計						
中小企業		23.9	6.8	68.3	0.5	0.5
大企業		25.8	1.7	71.9	0.6	0.0
鉱業、採石業、砂利採取業		1.0	4.8	94.2	-	-
規模計						
中小企業		1.2	-	98.8	-	-
大企業		-	21.7	78.3	-	-
建設業		2.5	14.1	82.4	0.9	0.0
規模計						
中小企業		2.7	16.0	80.4	0.8	0.0
大企業		1.3	-	96.8	1.9	-
製造業		17.9	7.4	74.0	0.5	0.2
規模計						
中小企業		20.5	7.8	70.9	0.6	0.2
大企業		1.0	4.7	94.3	-	-
電気・ガス・熱供給・水道業		3.7	4.8	83.6	5.8	2.1
規模計						
中小企業		3.9	5.1	88.8	-	2.2
大企業		-	-	-	100.0	-
情報通信業		7.0	-	93.0	-	-
規模計						
中小企業		12.8	-	87.2	-	-
大企業		-	-	100.0	-	-
運輸業、郵便業		22.5	6.4	67.0	0.4	3.7
規模計						
中小企業		21.6	8.6	64.3	0.3	5.1
大企業		24.6	0.6	74.2	0.6	-
卸売業、小売業		34.8	1.6	62.8	0.5	0.3
規模計						
中小企業		27.2	2.4	69.4	0.2	0.8
大企業		41.3	0.9	57.1	0.7	-
金融業、保険業		7.3	-	92.5	0.2	-
規模計						
中小企業		9.6	-	90.1	0.3	-
大企業		6.1	-	93.7	0.2	-
不動産業、物品賃貸業		23.1	6.1	70.3	0.5	-
規模計						
中小企業		29.2	6.5	63.7	0.6	-
大企業		-	4.5	95.5	-	-
学術研究、専門・技術サービス業		9.1	3.6	85.7	1.6	-
規模計						
中小企業		5.1	4.8	88.0	2.1	-
大企業		21.5	-	78.5	-	-
宿泊業、飲食サービス業		57.6	1.0	40.8	0.6	-
規模計						
中小企業		64.0	1.8	33.4	0.7	-
大企業		49.7	-	49.8	0.5	-
生活関連サービス業、娯楽業		34.9	3.3	61.3	0.5	-
規模計						
中小企業		35.3	2.8	61.8	0.2	-
大企業		32.4	7.4	57.4	2.9	-
教育、学習支援業		54.4	-	45.0	0.6	0.1
規模計						
中小企業		82.6	-	17.1	0.4	-
大企業		30.4	-	68.7	0.8	0.2
医療、福祉		19.1	2.8	77.4	0.7	0.0
規模計						
中小企業		23.0	3.4	72.9	0.7	0.0
大企業		16.2	2.4	80.7	0.7	-
複合サービス事業		27.0	3.5	69.6	-	-
規模計						
中小企業		-	-	-	-	-
大企業		27.0	3.5	69.6	-	-
サービス業		46.4	5.0	48.6	-	-
規模計						
中小企業		40.0	7.5	52.6	-	-
大企業		58.4	0.3	41.2	-	-

第 10 パートタイム労働者の賃金等

1 集計労働者数等

集計対象となったパートタイム労働者数は2,784人で、うち男性は539人(19.4%)、女性は2,245人(80.6%)と、女性が非常に高い割合となっている。

また、パートタイム労働者の平均年齢は男性で51.9歳、女性が48.8歳であり、平均勤続年数は男性で6.5年、女性が7.1年となっている。

総実労働時間数は男性が111.0時間で、うち所定外労働時間数は3.2時間となっている。また、女性は109.4時間で、うち所定外労働時間数は1.8時間となっている。(第40表)

産業別での月間総実労働時間数は「情報通信業」で164.7時間と最も長く、「複合サービス事業」の129.7時間が続いている。また、所定外労働時間数では「情報通信業」の20.4時間が最も長く、「運輸業、郵便業」の5.3時間が続いている。(第41表)

第 40 表 パートタイム労働者数及び月間実労働時間等(男女別)

区 分	総人数 (人)		平均勤続年数 (年)		月間実労働日数 (日)		月間総実労働時間数(時間)					
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男 性			女 性		
							計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	640	2,614	4.7	5.5	19.2	19.3	112.6	108.9	3.8	106.4	104.5	1.9
産 業 計	539	2,245	6.5	7.1	19.7	19.6	111.0	107.8	3.2	109.4	107.5	1.8
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	16	42	14.4	8.5	18.8	19.2	135.2	133.5	1.7	119.6	117.3	2.4
製造業	57	456	11.4	9.1	20.2	20.1	133.8	131.5	2.2	117.8	115.7	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	-	3	-	1.3	-	21.3	-	-	-	106.7	106.7	-
情報通信業	4	6	2.3	14.5	20.8	18.2	193.3	153.0	40.3	145.7	138.5	7.2
運輸業、郵便業	58	105	5.8	7.5	19.6	20.6	123.5	115.8	7.6	113.5	109.4	4.0
卸売業、小売業	147	435	5.9	7.9	21.8	19.9	102.9	100.3	2.6	111.7	110.4	1.3
金融業、保険業	7	76	20.1	8.3	18.7	18.9	126.7	123.7	3.0	124.7	121.2	3.6
不動産業、物品賃貸業	3	6	3.7	2.0	19.7	18.5	157.3	157.3	-	114.5	113.5	1.0
学術研究、専門・技術サービス業	2	22	36.0	7.9	17.0	17.1	89.0	89.0	-	88.7	88.1	0.6
宿泊業、飲食サービス業	66	222	5.5	6.3	18.1	19.6	112.0	106.1	5.8	113.2	108.9	4.2
生活関連サービス業、娯楽業	27	73	3.4	6.5	18.8	18.7	133.9	132.5	1.3	104.5	103.5	1.0
教育、学習支援業	27	40	4.9	6.2	16.1	17.1	61.9	60.0	1.9	76.0	74.6	1.4
医療、福祉	65	551	4.3	5.5	19.3	18.9	102.1	101.5	0.5	104.0	103.1	1.0
複合サービス事業	4	7	4.5	6.7	17.0	21.1	104.8	104.8	-	144.0	138.4	5.6
サービス業	56	201	5.0	5.5	19.3	21.3	102.0	101.2	0.8	93.7	93.1	0.6

第 41 表 月間実労働時間数

単位：時間

区 分	総実労働時間数	所定内労働時間数	所定外労働時間数
前 年 産 業 計	107.6	105.3	2.3
産 業 計	109.7	107.6	2.1
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-
建設業	123.9	121.7	2.2
製造業	119.5	117.5	2.1
電気・ガス・熱供給・水道業	106.7	106.7	-
情報通信業	164.7	144.3	20.4
運輸業、郵便業	117.0	111.7	5.3
卸売業、小売業	109.5	107.9	1.6
金融業、保険業	124.9	121.4	3.5
不動産業、物品賃貸業	128.8	128.1	0.7
学術研究、専門・技術サービス業	88.7	88.2	0.5
宿泊業、飲食サービス業	112.9	108.3	4.6
生活関連サービス業、娯楽業	112.5	111.3	1.1
教育、学習支援業	70.3	68.7	1.6
医療、福祉	103.8	102.9	0.9
複合サービス事業	129.7	126.2	3.5
サービス業	95.5	94.8	0.7

2 パートタイム労働者の賃金支給総額

パートタイム労働者の賃金支給総額は、男性が114,490円で、うち所定内賃金は110,765円、所定外賃金は3,725円となっている。女性は104,179円で、うち所定内賃金は102,023円、所定外賃金は2,157円となっている。(第42表)

また、月間所定内賃金を月間所定内労働時間数で除した1時間当たりの所定内賃金は964円となっている。産業別に1時間当たりの所定内賃金をみると「教育、学習支援業」が1,324円と最も高く、「情報通信業」の1,271円、「電気・ガス・熱供給・水道業」の1,168円と続く。一方、「製造業」の880円が最も低くなっている。(第43表)

第42表 パートタイム労働者の月間賃金支給総額(男女別)

単位：円

区 分	男 性			女 性		
	計	所定内	所定外	計	所定内	所定外
前 年 産 業 計	110,645	106,258	4,387	100,853	98,885	1,968
産 業 計	114,490	110,765	3,725	104,179	102,023	2,157
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	158,068	155,831	2,236	118,241	115,078	3,163
製造業	139,090	136,478	2,612	101,283	99,183	2,100
電気・ガス・熱供給・水道業	-	-	-	124,589	124,589	-
情報通信業	252,097	183,061	69,036	194,702	183,720	10,982
運輸業、郵便業	135,102	126,986	8,116	101,389	96,830	4,559
卸売業、小売業	101,173	98,328	2,844	103,298	101,149	2,149
金融業、保険業	163,287	159,322	3,964	129,062	124,728	4,334
不動産業、物品賃貸業	178,911	178,911	-	106,388	105,237	1,152
学術研究、専門・技術サービス業	147,740	147,740	-	94,092	93,279	813
宿泊業、飲食サービス業	102,002	95,571	6,432	101,972	97,700	4,272
生活関連サービス業、娯楽業	158,182	156,444	1,738	93,019	91,771	1,249
教育、学習支援業	85,958	83,931	2,027	97,502	95,814	1,688
医療、福祉	100,132	99,520	612	113,180	112,061	1,119
複合サービス事業	103,309	103,309	-	130,058	124,677	5,381
サービス業	94,919	93,767	1,152	82,044	81,268	776

(注) 1 上表で掲載した金額は回答者全員の平均額である。

2 産業によっては、「所定外労働賃金」の回答者が少ないため、当該賃金の平均額が極端に低い場合もある。

第43表 1時間当たりの所定内賃金

区 分	1時間当たりの所定内賃金(円)	産 業 間 格 差
前 年 産 業 計	952	100.0
産 業 計	964	100.0
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-
建設業	1,038	107.6
製造業	880	91.2
電気・ガス・熱供給・水道業	1,168	121.2
情報通信業	1,271	131.9
運輸業、郵便業	963	99.9
卸売業、小売業	931	96.6
金融業、保険業	1,052	109.1
不動産業、物品賃貸業	1,013	105.1
学術研究、専門・技術サービス業	1,109	115.1
宿泊業、飲食サービス業	898	93.1
生活関連サービス業、娯楽業	981	101.8
教育、学習支援業	1,324	137.4
医療、福祉	1,076	111.6
複合サービス事業	926	96.1
サービス業	886	91.9



新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【事業所票】

新潟県統計報告
登録第28-2号

(平成29年7月31日現在)

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することはなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報は守られます。

事業所番号 1~4	※ この欄には記入しないでください。										
	市町村コード			産業分類				企業規模			
	5	6	7	8	9	10					11

「記入要領」をご参考の上、調査票をご記入ください。

※ 常用労働者9人以下の事業所は、回答の必要はありません。

お手数ですが、右の「9人以下」の欄にチェックをして、同封の返信用封筒で返送していただくか、その旨を各お問い合わせ先まで電話でご連絡ください。

9人以下

◆ 調査票記入にあたってのお願い

- ・ **太枠で囲まれた部分が回答欄です。** 選択番号がある場合は○で囲み、空欄の場合は数字等を記入してください。
- ・ 調査事項は、特にことわりのない限り、**7月31日現在**の状況を回答してください。
- ・ ご記入いただいた調査票は、同封の返信用封筒に入れ、**8月31日(木)**までに投函してください。

1 企業全体の現況 (記入要領 1ページ目)

企業全体の常用労働者数				
1	2	3	4	5
10 }	31 }	51 }	101 }	301人 以上
30人	50人	100人	300人	

資本金または出資金				
1	2	3	4	5
1,000万円 以下	1,000万円超 }	5,000万円超 }	1億円超 }	3億円超
	5,000万円以下	1億円以下	3億円以下	

※ 社会福祉法人等の場合は基本財産（貸借対照表に記載があるもの）に置き換えてください。

《設問2以下は、企業全体ではなく**貴事業所**についてのみ記入してください。》

※ 本社等で一括記入する場合でも、調査対象になっている事業所について記入してください。

2 事業所の現況 (記入要領 1ページ目)

事業所名			
所在地	(〒 -)		
業種又は 主要製品名			
記入担当者	所 属	TEL	
	フリガナ	FAX	
	氏 名		

労働組合の有無 1 ある 2 ない

	常用労働者数 ①+②+③	うち一般労働者数				うちパートタイム労働者数		※ 派遣労働者数
		正社員数		その他		③	うち障害者数	
		①	うち障害者数	②	うち障害者数			
男 性	人	人	人	人	人	人	人	
女 性	人	人	人	人	人	人	人	
計	人	人	人	人	人	人	人	

※ 派遣労働者数は、派遣労働契約により派遣元会社から派遣されている労働者がいる場合に記入してください。

※ 「2 事業所の現況」以外の設問では、**派遣労働者は含めず、常用労働者についてのみ**記入してください。

3 初任給 (記入要領 3 ページ目)

平成29年度の新規卒者の初任給額・採用者数を記入してください。

- 平成29年度、貴事業所に採用がなかった区分については空欄、または「0」と記入してください。
- 金額は、所定内賃金から、家族手当、住宅手当、食事手当、物価手当、通勤手当を除いた額を記入してください。

	事務・技術				生産			
高校卒				円				円
専門学校卒				円				円
短大卒 高専卒				円				円
	うち県外短大・高専出身者数→			人	うち県外短大・高専出身者数→			人
大学卒				円				円
	うち県外大学出身者数→			人	うち県外大学出身者数→			人
大学院卒 (修士課程修了)				円				円
	うち県外大学院出身者数→			人	うち県外大学院出身者数→			人

4 労働時間制度 (記入要領 3 ページ目)

(1) 1日・1週あたりの所定労働時間 (※所定労働時間は休憩時間を除きます。)

複数の制度を採用している場合、または、日によって労働時間が異なる場合は、最も多くの労働者に、最も多く適用されている労働時間を記入してください。

① 1日 時間 分 分

② 1週 時間 分 分

(2) 変形労働時間制を採用していますか。

1	採用している	→(3)へ
2	採用していない	→(4)へ

(3) 採用している形態を2つまで選択してください。

1	1ヶ月(4週間)単位の変形労働時間制
2	1年単位の変形労働時間制
3	フレックスタイム制
4	1週間単位の変形労働時間制 (30人未満の小売業、旅館、料理店、飲食店のみが該当)

(4) 以下の週休制の形態のうち、最も近いのはどれですか。(1つだけ○)

1年単位の変形労働時間制を採用している事業所は、「7 休日カレンダー」を選択してください。

1	2	3	4	5	6	7
完全週休2日制 (105日)	月3回週休2日制 (88日)	隔週週休2日制 (78日)	月2回週休2日制 (76日)	月1回週休2日制 (64日)	その他(週休1日半制、週休1日制等何らかの形での週休2日制でない場合)	休日カレンダー

※ ()内は、年間週休数の目安です。

5 年間休日数 (記入要領 4、13ページ目)

平成29年1月から12月までの1年間における休日数を記入してください。

- 調査期間のカレンダーは、記入要領(13ページ)を参照してください。
- 労働者の職種等によって年間休日数が異なる場合は、最も多くの常用労働者に適用されるものを記入してください。

区 分		日数
週 休 日		
特別休日 (うち週休日、国民の祝日を除く。)	国民の祝日	
	年始期間の休日	
	ゴールデンウィーク期間の休日	
	夏季期間の休日	
	年末期間の休日	
	その他の休日	
年間休日数合計		

← 土日週休2日制を採用している場合 H29年は105日

← 土日週休2日制を採用している場合 H29年は12日(振替休日含む)

← 元日を祝日(休日)としている場合は、元日を除きます。

← ゴールデンウィーク期間の休日数をご記入ください。(週休日、祝日は除く)

← 盆休み、夏季休業等の休日数をご記入ください。(週休日、祝日は除く)

← 会社創立記念日等、上記以外の休日数をご記入ください。

6 年次有給休暇 (記入要領 5 ページ目)

平成28年または平成28年度について記入してください。

[記入方法]

- ① 年休簿から労働者を抽出します。
抽出の方法は、記入要領 (5 ページ) をご参照ください。
- ② 抽出した労働者について各個人の年休付与日数 (前年の繰越分を除く)、年休取得日数をそれぞれ合計してください。

※ 派遣労働者は含めません。

年休を付与されている 常用労働者数 (抽出後)					人 日 日
年休付与日数の総計 (前年繰越分を除く)					
年休取得日数の総計					

7 特別休暇制度 (記入要領 6 ページ目)

年次有給休暇とは別に、下記のような特別休暇制度を導入していますか。導入しているものすべてに○印をつけてください。

- ・ 労働契約・就業規則等に定めていない場合や、無給の場合も含まれます。

1	夏季休暇	4	ボランティア休暇
2	病気休暇	5	教育訓練休暇 (自己啓発のための休暇)
3	リフレッシュ休暇	6	骨髄ドナー休暇
		7	その他 具体例 慶弔休暇 (結婚、妻の出産、忌引) ・ 誕生日、記念日 子どものイベント ・ ()

↑ 該当するものに○印をつけてください。

8 育児休業制度 (記入要領 6 ページ目)

- (1) 育児休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	あ る	→ (2)へ
2	な い	→ 「9 介護休業制度」へ

- (2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	1 歳 6 か月まで (法定どおり)
2	1 歳 6 か月超 2 歳に達するまで
3	2 歳超 3 歳に達するまで
4	3 歳超 小学校就学まで
5	その他 ()

- (3) 育児休業中の賃金の支払い状況をお答えください。

※ 雇用保険の育児休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

- (4) 育児休業制度の利用状況についてお尋ねします。(いない場合は空欄、または「0」と記入してください。)

- ① 「出産者」 平成28年7月1日から平成29年6月30日までに子どもが生まれた労働者(男性の場合は配偶者が出産した場合)の数を記入してください。

- ② 「取得者」 ①のうち、平成28年7月1日から平成29年6月30日までに育児休業を開始した者の数を記入してください。(育児休業の申し出をしている者を含む。)

出 産 者	女 性		男 性	
		人		人
取 得 者	女 性		男 性	
		人		人

9 介護休業制度 (記入要領 7 ページ目)

- (1) 介護休業制度を労働協約・就業規則等に定めてありますか。

1	あ る	→ (2)へ
2	な い	→ 「10 仕事と家庭の両立のための支援制度」へ

- (2) 取得可能な休業期間はいつまでですか。

1	通算93日まで (法定どおり)
2	93日を超え6ヵ月以内
3	6ヵ月を超え1年未満
4	1年以上
5	その他 ()

- (3) 介護休業中の賃金の支払い状況をお答えください。
※ 雇用保険の介護休業給付金は除きます。

1	支給あり
2	支給なし

- (4) 平成28年7月1日から平成29年6月30日までの介護休業の取得者数を記入してください。
(いない場合は空欄、または「0」と記入してください。)

男性			女性		
		人			人

10 仕事と家庭の両立のための支援制度 (記入要領 7ページ目)

労働協約・就業規則等に定めていない場合も含まれます。

- (1) 働きながら、育児・介護する従業員に対する支援制度があるか記入してください。

① 育児に関する支援制度はありますか。

1	ある
2	ない

② 介護に関する支援制度はありますか。

1	ある
2	ない

※ (1)の問いで①、②いずれかに「ある」と回答した事業所は(2)の設問へお進みください。

また、①、②いずれも「なし」と回答した事業所は「11 賃金の支払い形態」へお進みください。

- (2) どのような制度がありますか。

育児・介護、それぞれ採用しているものに○印をつけてください。

- 「9 配偶者の出産直後の休暇」に該当する場合は、平成28年または平成28年度について取得者の人数を記入してください。

育児介護		
1	1	短時間勤務制度
2	2	フレックスタイム制度
3	3	始業・終業時刻の繰下げ・繰上げ
4	4	経費の援助措置
5	5	再雇用制度
6	6	所定外労働の免除
7	7	転勤・配置転換の際の配慮
8	8	子の看護休暇制度／介護休暇制度
9		配偶者の出産直後の休暇 取得者数→ <input type="text"/> 人
10		事業所内託児所

←育児休業とは別の、有給又は無給の休暇制度をいいます。

11 賃金の支払い形態 (記入要領 8ページ目)

賃金の支払い形態別の常用労働者数を記入してください。

- 合計の人数は1ページ目の「2 事業所の現況」の常用労働者数と一致します。
- 派遣労働者は含めないでください。
- 「日給月給制(欠勤など労働しなかった日数分だけ賃金を差し引くという形の月給制)」は「月給制」に該当します。
- 「4 年俸制」の場合は、対象者の職種を記入してください。
- 該当しない箇所は空欄、または「0」と記入してください。

1 時給制	2 日給制	3 月給制	4 年俸制	5 その他
人	人	人	人	人

1~5合計人数
人

対象者の職種 {

ご協力ありがとうございました。

「個人票」のご記入もお願い致します。



新潟県・新潟市賃金労働時間等実態調査票【個人票】

(平成29年7月31日現在)

※この欄には記入しないでください。

この調査票は、統計的に処理する以外の目的に使用することなく、調査内容が外部に漏れることは一切ありませんので、個人情報を守られます。

・ 記入対象は企業全体ではなく、**貴事業所分のみ**です。

- 【この個人票に記入する常用労働者の選び方】
 貴事業所の賃金台帳等の常用労働者の中から、右の表の基準に従って選んでください。
 ※ただし、次に該当する者は除きます。
 ・ 出勤日数18日未満の一般労働者
 ・ 重役、理事等(一般の労働者と同じ規定により給与を受けている者は除かない。)
 ・ 医師、歯科医師、獣医師

常用労働者数	抽出割合	記入労働者の選び方
10~30人	1/1	全員記入
31~60人	1/2	2人目ごとに記入
61~100人	1/3	3人目ごとに記入
101~200人	1/4	4人目ごとに記入
201~300人	1/6	6人目ごとに記入
301~500人	1/8	8人目ごとに記入(最高60人まで)
501人以上	1/10	10人目ごとに記入(最高90人まで)

1 事業所番号				2 市町村コード			3 産業分類			4 企業規模
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11

「記入要領」をご参考の上、ご記入ください。

※労働者番号 (右欄に番号記載) ※記入しない箇所がある	性別 (右欄に番号記載)	年齢 (1年未満切り捨て)	勤続年数 (1年未満切り捨て)	就業形態 (右欄に番号記載)	最終学歴(卒業学校) (該当番号を右欄に記載)	労働者の職種 (右欄に番号記載)	7月分の総実労働時間数										7月分の賃金支給総額																								
							7月分の実労働日数					所定内労働時間数					所定外労働時間数					所定内賃金額					所定外賃金額														
							23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43														
1	1男 2女	十歳 十歳		1 正社員 2 その他 3 パート	1 中学 4 高専・短大 2 高校 5 大学 3 専門学校 6 大学院	1 管理 2 技術・事務 3 生産	十						百	十									万																		
2	1男 2女			1 正社員 2 その他 3 パート	1 中学 4 高専・短大 2 高校 5 大学 3 専門学校 6 大学院	1 管理 2 技術・事務 3 生産																																			
3	1男 2女			1 正社員 2 その他 3 パート	1 中学 4 高専・短大 2 高校 5 大学 3 専門学校 6 大学院	1 管理 2 技術・事務 3 生産																																			

付 属 統 計 表

男女及び年齢段階別勤務年数・月間実労働日数・月間実労働時間数・月間賃金額(就業形態別)

一 般 勞 働 者 調 査 産 業 計

区 分	集 計 労働者数 (人)	勤 続 年 数 (年)	月 間 実労働 日 数 (日)	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計 (時間)	所定内 (時間)	所定外 (時間)	計 (円)	所定内 (円)	所定外 (円)
規 模 計	13,272	12.0	21.6	174.8	163.9	10.9	281,769	263,480	18,289
～ 19歳	92	0.4	21.3	174.5	163.3	11.2	183,274	172,028	11,247
20～24	906	1.7	21.5	175.5	164.9	10.6	205,717	191,526	14,192
25～29	1,282	4.0	21.4	175.6	163.9	11.6	232,108	213,832	18,276
30～34	1,469	6.5	21.5	177.1	164.3	12.8	259,790	238,285	21,505
35～39	1,616	9.5	21.7	176.0	163.8	12.2	278,717	256,841	21,876
40～44	2,035	12.3	21.6	176.4	164.3	12.1	296,746	275,510	21,236
45～49	1,745	14.4	21.6	175.1	164.0	11.1	308,760	289,218	19,542
50～54	1,514	17.6	21.6	174.3	164.3	10.0	324,534	306,463	18,071
55～59	1,327	20.8	21.7	174.3	164.5	9.9	326,511	309,768	16,743
60～64	873	18.2	21.6	168.8	162.4	6.5	266,826	257,116	9,710
65～	413	17.7	22.0	164.4	159.6	4.8	258,021	250,524	7,497
男 性 計	8,727	13.0	21.9	179.5	166.0	13.5	309,681	286,731	22,951
～ 19歳	63	0.4	21.4	174.8	162.3	12.6	187,672	174,165	13,507
20～24	477	1.8	21.8	180.5	165.7	14.8	221,503	201,297	20,206
25～29	742	4.0	21.7	180.4	164.9	15.5	248,862	224,069	24,793
30～34	988	6.6	21.8	182.2	166.1	16.1	280,912	253,375	27,537
35～39	1,093	9.8	22.0	182.3	166.5	15.8	304,052	275,815	28,237
40～44	1,335	13.2	22.0	182.1	167.0	15.1	327,420	300,555	26,865
45～49	1,126	15.5	22.0	180.7	166.8	13.9	345,064	320,443	24,622
50～54	997	19.1	21.9	178.8	166.7	12.1	363,946	342,234	21,712
55～59	930	21.8	21.9	178.1	166.5	11.6	356,229	336,528	19,701
60～64	648	18.6	21.7	171.0	163.6	7.4	281,468	270,063	11,405
65～	328	17.4	22.0	167.2	162.2	5.0	269,503	262,229	7,274
女 性 計	4,545	10.1	21.1	165.8	159.9	5.8	228,172	218,834	9,339
～ 19歳	29	0.4	21.2	173.8	165.5	8.3	173,722	167,384	6,338
20～24	429	1.5	21.2	170.0	164.0	6.0	188,165	180,661	7,504
25～29	540	4.0	21.1	168.9	162.5	6.4	209,088	199,766	9,322
30～34	481	6.1	21.0	166.6	160.6	6.0	216,404	207,288	9,116
35～39	523	8.8	21.0	162.9	158.1	4.8	225,770	217,187	8,584
40～44	700	10.5	20.9	165.4	159.0	6.4	238,246	227,745	10,502
45～49	619	12.4	21.0	165.0	158.9	6.1	242,719	232,419	10,300
50～54	517	14.8	21.1	165.6	159.6	6.0	248,531	237,481	11,049
55～59	397	18.4	21.1	165.5	159.7	5.8	256,895	247,081	9,815
60～64	225	16.9	21.1	162.8	158.9	3.9	224,657	219,828	4,830
65～	85	18.7	21.6	153.3	149.4	4.0	213,715	205,357	8,358

パートタイム労働者 調査産業 計

区 分	集 計 労働者数 (人)	勤 続 年 数 (年)	月 間 実労働 日 数 (日)	月間実労働時間数			月間賃金額		
				計 (時間)	所定内 (時間)	所定外 (時間)	計 (円)	所定内 (円)	所定外 (円)
規 模 計	2,784	7.0	19.7	109.7	107.6	2.1	106,176	103,715	2,460
～ 19歳	39	0.6	14.3	66.7	66.4	0.3	57,552	57,453	99
20～24	109	1.3	17.3	103.8	102.5	1.3	93,811	92,304	1,507
25～29	134	2.7	19.1	120.0	117.2	2.8	114,984	111,601	3,383
30～34	184	3.9	19.8	120.4	118.3	2.1	118,096	115,671	2,425
35～39	251	4.5	19.7	114.8	113.0	1.9	110,593	108,270	2,323
40～44	305	5.4	19.9	116.1	113.9	2.2	113,527	110,708	2,819
45～49	299	6.3	19.8	114.0	111.4	2.6	108,478	105,496	2,981
50～54	303	8.1	19.8	115.8	113.5	2.3	112,077	109,205	2,872
55～59	326	9.4	20.0	114.8	111.8	2.9	111,756	108,422	3,334
60～64	383	10.2	19.9	105.4	103.1	2.2	102,497	100,057	2,441
65～	451	9.0	20.1	93.2	92.1	1.1	92,057	90,825	1,233
男 性 計	539	6.5	19.7	111.0	107.8	3.2	114,490	110,765	3,725
～ 19歳	17	0.5	14.2	65.8	65.8	0.0	55,217	55,217	0
20～24	37	1.1	16.8	92.4	90.7	1.7	86,593	84,634	1,960
25～29	33	2.8	20.8	131.2	128.2	2.9	130,050	126,275	3,774
30～34	42	4.5	21.3	128.8	123.5	5.3	135,759	129,798	5,961
35～39	29	5.7	20.1	128.2	122.7	5.5	127,692	120,053	7,639
40～44	22	5.4	20.9	130.5	125.0	5.4	131,869	125,359	6,510
45～49	27	6.1	21.0	120.9	116.1	4.7	116,140	109,984	6,156
50～54	23	5.7	21.8	147.2	140.5	6.7	151,292	144,053	7,239
55～59	38	5.9	20.9	120.1	114.1	6.0	131,544	124,444	7,100
60～64	84	10.5	19.4	117.9	115.2	2.7	124,456	121,551	2,905
65～	187	7.8	19.6	95.4	93.8	1.7	101,078	99,211	1,868
女 性 計	2,245	7.1	19.6	109.4	107.5	1.8	104,179	102,023	2,157
～ 19歳	22	0.6	14.3	67.4	66.9	0.5	59,356	59,180	176
20～24	72	1.4	17.6	109.7	108.6	1.1	97,520	96,245	1,275
25～29	101	2.7	18.6	116.3	113.5	2.8	110,062	106,807	3,255
30～34	142	3.8	19.3	117.9	116.7	1.2	112,871	111,493	1,379
35～39	222	4.4	19.7	113.1	111.7	1.4	108,359	106,731	1,628
40～44	283	5.3	19.8	115.0	113.1	1.9	112,101	109,569	2,532
45～49	272	6.3	19.6	113.4	111.0	2.4	107,717	105,051	2,666
50～54	280	8.2	19.6	113.2	111.3	1.9	108,856	106,343	2,513
55～59	288	9.8	19.8	114.0	111.5	2.5	109,145	106,308	2,837
60～64	299	10.2	20.0	101.8	99.7	2.1	96,329	94,018	2,311
65～	264	9.8	20.5	91.5	90.9	0.7	85,667	84,885	783

平成 29 年度

新潟市賃金労働時間等実態調査結果報告書



新潟市 経済部 雇用政策課

新潟市中央区学校町通 1 番町 602 番地 1

電話 (025) 226-1643



平成 30 (2018) 年 3 月 発行

